

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）

平成27年10月8日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成27年10月8日 木曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後4時53分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第5号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第6号議案 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例
- 3 乙第11号議案 財産の取得について
- 4 陳情平成25年第28号の2、同第118号の2、陳情平成26年第26号、同第27号、同第42号の3、同第49号、同第50号、同第51号、同第52号、同第60号、同第61号、同第66号の3、同第69号、同第70号、同第105号、陳情第25号、第28号、第29号、第30号、第37号、第46号の3、第54号、第63号、第64号、第65号、第67号、第79号の3、第81号及び第90号

出席委員

委員 長	呉 屋	宏 君
副委員 長	狩 俣	信 子 さん
委 員	又 吉	清 義 君
委 員	島 袋	大 君

委	員	照	屋	守	之	君
委	員	新	田	宜	明	君
委	員	赤	嶺		昇	君
委	員	糸	洲	朝	則	君
委	員	西	銘	純	恵	さん
委	員	比	嘉	京	子	さん
委	員	嶺	井		光	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教	育	長	諸見里	明	君
総	務	課	長	新垣悦男	君
総	務	課	教育企画室	長	登川安政
教	育	支	援	課	長
識	名				敦
施	設	課	長	親泊信一郎	君
学	校	人	事	課	長
新	垣				健一
君					
県	立	学	校	教	育
課					長
與	那	嶺			善
道					君
義	務	教	育	課	長
大	城				朗
君					
生	涯	学	習	振	興
課					長
平	良				朝
治					君

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第5号議案、乙第6号議案、乙第11号議案、陳情平成25年第28号の2外28件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めております。

まず初めに、乙第5号議案沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を

改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 教育委員会所管に係る議案の概要について御説明申し上げます。

お手元の文教厚生委員会議案に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、条例議案2件と議決議案1件でございます。

資料の1ページをお開きください。

乙第5号議案沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充を図ることを目的に、県立南部商業高等学校の敷地内に沖縄県立やえせ高等支援学校を設置するために条例の一部を改正するものです。

なお、施行の期日は平成27年11月1日としております。

以上が概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 沖縄県立南部商業高等学校―南部商業高校に併設する形でできるのですよね。要するに、南部商業高校があって、同じ敷地内に沖縄県立やえせ高等支援学校―やえせ高校ができるという形で理解していいですか。

○諸見里明教育長 既存の建物を利用して入る形になります。

○狩俣信子委員 定員が1学年10名ということですが、あちらの地域の要望などを踏まえて10名ということによろしいですか。

○新垣悦男総務課長 沖縄県立沖縄高等特別支援学校―沖縄高等特別支援学校

につきましては、県全域が通学域になっておりまして、その中で倍率が1.72倍で推移している状況がございます。その中で特に那覇・南部地区から要望が多いということで、南部地区に設置するということが1点。南部商業高校につきましては、空き教室があるということ、職業科で就職上のメリットもあるということでそこに決まっております。

○狩俣信子委員 調査しますと、倍率が1.72倍となっていて、その中での10名ということになりますと、やはりそこから切り離されていく子供たちも出てきますよね。10名定員で大丈夫ですか。

○新垣悦男総務課長 これまで分教室が沖縄県立中部農林高等学校—中部農林高校や沖縄県立陽明高等学校—陽明高校、沖縄県立南風原高等学校—南風原高校にございまして、その実績から10名程度がベストではないかということで10名にしております。

○狩俣信子委員 では、状況を見ながら定数の増減というのは考えていかれることもあるということでしょうか。

○新垣悦男総務課長 生徒の実態等を踏まえて規模等については今後検討していく必要があるかと思っております。

○狩俣信子委員 この子供たちに対して、通学バスなどはありますか。

○新垣悦男総務課長 今のところは生徒の状況がまだ見えませんので、それも含めて今後検討していくということがございます。

沖縄高等特別支援学校については、基本は自力通学というのが原則でございます。

○狩俣信子委員 やえせ高校は那覇からも南部からも先ほどおっしゃっていたので、遠距離通学が出てくるのかと心配をしていますが、それは大丈夫ですか。

○新垣悦男総務課長 先ほど申し上げましたが、中部農林高校、南風原高校、陽明高校とそれぞれございますが、バス通学あるいは送迎になっているという例もございます。

○狩俣信子委員 要するに、通学については、各個人でバス通学あるいは親が送るということですね。

次に、その職員体制についてお尋ねします。1クラス10名ということですが、職員体制はどのように考えていますか。

○新垣悦男総務課長 準備に向けた職員をこれからやっていくのですが、当然公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律—標準法に基づいた配置が出てくるかと思えます。

○狩俣信子委員 これは平成27年の11月に条例が施行されますよね。その中で職員体制についてはこれからで、条例とかは関係ないということですか。

○新垣悦男総務課長 分教室の場合は、それぞれ校長を本校の校長が務めますが、併設校の場合については、南部商業高校の校長が校長を併任するというのと、11月からは教頭と担当教員を配置していくということで、生徒の実態に応じて標準法に基づいて配置をしていきます。分教室の場合は、うるま市にある本校の校長が管理していたのですが、併設になりますと敷地内にあります学校の校長が管理するという状況がございます。

○狩俣信子委員 子供たちの状況というのは、一人一人それぞれ違ってくると思いますので、それに対する対応の仕方といいますか、職員体制がどうなのかということが非常に気になります。それが決まるのはいつになるのですか。校長は南部商業高校の校長で、教頭は派遣されると。職員一人の派遣ですよ。

○登川安政総務課教育企画室長 11月1日に教頭と教員を配置しまして、開校の準備をいたします。それから4月1日に正式に開校して、まず1年生の10名が入りますので、それに応じた教員の配置ということで、まずは1年生の分の教員という形で当面3名程度を想定しております。学年が進行するに当たって教員等もふえ、生徒のそれぞれに応じた教育を行う予定です。

○狩俣信子委員 教職員は全員兼務発令とありますが、障害児教育に対する専門性とかはどうなりますか。

○登川安政総務課教育企画室長 今あります南部商業高校の先生方の兼務発令

といいますのは、併設校ということで、例えば専門教育—美術や体育なども高校側の先生が併設校の生徒も教えるという形で、同じ敷地内にある学校ですので、やえせ高校の教員も南部商業高校の教員も兼務発令という形で先生方全員でやえせ高校の生徒を指導していくという体制をとります。

○狩俣信子委員 南部商業高校には商業科など幾つかの科がありますが、そのあたりは分散して入るのですか。それとも、この10名の子供たちだけのクラスですか。

○登川安政総務課教育企画室長 やえせ高校の10名は、やえせ高校の生徒として、10名で1クラスということで授業を受けます。

○狩俣信子委員 地域の中で子供たちの行き場所、特別支援学校はあちこちにてきてはいますが、数が不足しています。特に、高等学校に行く子供たちは普通の子供たちと一緒にいきたいという気持ちがあるみたいですので、やえせ高校では土台をしっかりとっていただき、これから後につなげていくお手本になっていただきたいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 沖縄高等特別支援学校をイメージして考えましたら、あそこは寮生活ですよ。そして今、新たに設置する学校は通学と聞いていますが、中には離島出身の子供たちが受験する場合があります。その辺の対応策はどう考えていますか。

○登川安政総務課教育企画室長 離島の生徒で高等支援学校の教育を希望される生徒につきましては、寮のある、うるま市の沖縄高等特別支援学校を希望指定できます。今回のやえせ高校は、自力通学ができる子供たちを受け入れる併設校として設置を計画しております。

○島袋大委員 そういう判断でしたらわかりますが、中にはあれだけの距離もろもろ含めて寮生活ですからいやだとは出てくるかもしれませんが、その辺通学等含めての状況というのを、まず把握しなくてはいけないのではないかと気がなっています。それから、就業など含めて沖縄高等特別支援学校

は技術職とかいろいろ含めて、カリキュラムのもとでクリーニング事業や農業をやったりとか、いろいろありますよね。ここは商業に特化してやるということの理解でいいですか。どういう体制でやりますか。

○登川安政総務課教育企画室長 南部商業高校に併設する高等支援学校ですので、商業関係の学科、専門の先生も高校にありますので、例えばワープロや販売関係のサービスサポートなども行いますが、高等支援学校ではさまざまな教育支援をしていく必要がございますので、例えば園芸関係、農業関係についても今後検討して組み込んでいくことを考えております。

○島袋大委員 まさしく、沖縄市の特別支援学校を見ましても、教室に先生はいますが、さらにサポートの先生方が四、五名いらっしゃいます。今の狩俣委員の質疑にしましても、職員の配置の人数は大枠であって、10名のクラスでワープロ授業を行うとマンツーマンシステムなどが必要になってくると思いますが、その辺の対応は今からということでしょうか。

○諸見里明教育長 御存じでしたらわかるかと思いますが、分教室を南風原高校、陽明高校、中部農林高校でやっていますが、そこをごらんになっても、いろいろな体制で教育ができるような充実した仕組みでやっております。そして、新しいやえせ高校でも当然必要であればそのようなサポートなど、それは、沖縄高等特別支援学校と格差のないような形で進めていくことを考えております。

○島袋大委員 そうなりますと、通常視察に行きましても、沖縄高等特別支援学校は、中学校のクラスを持っている各市町村の養護教員や教員等含めて、生徒を連れて今度ここに受験したいですということで、毎日のように見学者がたくさんやって来ます。そして、倍率も非常に高いと思いますが、その子供たちが沖縄高等特別支援学校でそういう職種を学びたいから受けることもしかり、ここでは産業もろもろ含めてなど、受験の受け入れ体制ということで分けて考えているのですか。新たな設置をすることによっての考えです。

○諸見里明教育長 時代とともに、特別支援を要する子供たちもそうですが、ニーズというのは多様に分かれております。例えば、沖縄高等特別支援学校に行くこともいいですし、商業関係、産業関係に行くこともいいです。そういうことを踏まえまして、商業では商業ができる形で産業教育をやると。そこでも

いろいろな就職—出口を見据えて、そういう教育というのは十分進めていく所存でございます。

○島袋大委員 この間、沖縄高等特別支援学校を見て、農業をやっている生徒がたくさんいて、実際収穫したもぎたての野菜を販売していました。そして、地域に還元して、地域の方々がみんな来てここで会話をして、どういった形で栽培しましたという説明をしながら販売をしているなど、幾ら職種が違う中で南部商業高校の産業含めてやるにしましても、あそこはあそこで広大な土地がありますので、園芸なども含めて地域といろいろな面でかかると一併設で同じように南部商業高校がありますので、そういうリフレッシュの交換もできるようなシステムで—今、南風原高校などもやっているかもしれませんが、地域などへ発信できるようなことをやれば非常にいいのではないかと考えていますので、どうぞ頑張ってください。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 併設型をつくるというのは初めての提案ということで受けとめています。高等特別支援学校の志願倍率、3年間の状況がどうなのか。そして、普通高等学校の志願倍率と比較してどうなのかということをお願いします。

○與那嶺善道県立学校教育課長 沖縄高等特別支援学校に限った部分でお答えさせていただきます。資料でも配付されていると思いますが、沖縄高等特別支援学校の入試状況は、平成25年が1.77倍、平成26年が1.48倍、平成27年が1.72倍となっております。実際に、県立の普通高等学校の志願倍率を比べますと、3年間の平均で0.97倍となっておりますので、やはり高い倍率で推移しております。

○西銘純恵委員 軽度発達障害を特定して対象としている高等教育なのですが、沖縄県の高等特別支援学校が1校しかないということで、何度か那覇地域に高等特別支援学校をつくるべきではないかという提案をしてきました。志願倍率等を見ましても、追いついているのかと思います。ですから、高等特別支援教育について全体的な柱を立てないと、今みたいにこれまでは分教室でしたが、今度は併設型にしますと。これで進学をしたい、特別支援学校に行きたい

という皆さんがこぼれるということがありますので、全体的なものをどう考えているのか、この計画は既に立てているのでしょうか。高等特別支援学校についてはどのように考えていますか。

○登川安政総務課教育企画室長 来年4月にやえせ高校を設置して、10名、それから3年間では合計30名の定員に広がりますが、やはりまだまだ希望者は多いです。そういったことから再来年、また次と、ほかの高等学校への設置、増設を検討しているところでございます。

○西銘純恵委員 分教室については、何校ありますか。それについても分教室のままいくのか、ほかの高等学校に同じ併設型で今後いくという考えなのか、将来計画で何名の生徒がそこに進学できるのかという計画を示していただけですか。

○登川安政総務課教育企画室長 今、沖縄高等特別支援学校の分教室は3つございます。中部農林高校、陽明高校、南風原高校です。この分教室につきましても、我々沖縄県教育委員会としましては、分教室の課題を改善するために併設校への移行を計画しております。

○西銘純恵委員 現在あります分教室は併設校にしていくということで、ほかの普通高等学校—商業高等学校でもいいですが、そこに併設校をふやしていくということであれば、どこどこが対象になり、何名ぐらいがそこに行けるという、要するに志願倍率を見て、それを満たすのは、時期も含めてどのように計画していますか。

○諸見里明教育長 先ほどからの質疑にも関連しまして、沖縄高等特別支援学校は入学定員が1学年45名です。そして、分教室は中部農林高校、陽明高校、南風原高校で10名ずつの30名、それから南部商業高校に10名でございます。今、南風原高校、中部農林高校などを見ましてもかなり倍率もいいですし、ニーズも高いですし、学校内、保護者の評価も大変高いです。そういう意味では南部商業高校もぜひ頑張ってもらって成功させて、分教室をふやしていくということも考えております。

○西銘純恵委員 将来についてはまだ出していないのですか。

○諸見里明教育長 今後、今やっております中部農林高校や陽明高校、南風原高校などの推移を見ながら考えていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 小・中学校で普通学校に通っている子が、高等学校から特別支援学校に行きたいというのはどういう状況なのか。特別支援教育を受ける将来推計が伸びているということですが、過去にも質疑をしたときに、高等学校は特別支援学校に行きたいという子供がふえているということがありましたので、その関連ではどうですか。

○諸見里明教育長 委員も御承知だと思いますが、近年、軽度の知的障害者数の伸びが大変大きいです。過去にはそこまで推察はできませんでした。特に中学校、高等学校からふえてきたというのは、私が覚えている範囲では三、四年前からぐんとふえてきました。今後どうふえるのか、このぐらいの推移でとどまるのかはわかりませんが、確実にふえてきていることは確かですので、そういう形で特別支援学校をふやしておりますが、分教室を設置しても余った高校生というのは、工業高等学校や普通高等学校でも受け入れてやっているところではございます。結論として、推移を見ながら考えていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 この三、四年間の人数は掌握されていませんか。

○登川安政総務課教育企画室長 県立特別支援学校の知的障害のみの高等部の生徒数についてでございますが、平成22年度678名が平成27年度は773名と95名ふえております。

○西銘純恵委員 伸びが大きいということと、志願倍率を見ただけでもそこに志願して入らなかったけれども、ほかの商業高等学校や普通高等学校、普通科などに行きますということでしたが、一般的には志願倍率は1倍にいかない。進学を希望している皆さんは、全て行けているのですか。志願したけれども合格できなかった皆さんはどうなったかという追跡はなされていますか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 沖縄高等特別支援学校はかなり高い倍率でございます。昨年度75名が分教室も含めて合格して、確かに55名の不合格者が出ましたが、不合格者55名に関しては大体が志願前相談をして、地域の特別支援学校に受験することができます。その内訳を申し上げますと、55名のうち43名が地域の特別支援学校に合格しており、8名が普通高等学校に進学しております。

す。そして、残りの4名は就職ということでございます。

○西銘純恵委員 地域の特別支援学校に43名ということですが、そうなるのでしょうか。分教室含めて75名だとおっしゃったので、今の話は少しおかしくありませんか。

○諸見里明教育長 例えば、南部商業高校や南風原高校などで設置されている分教室ですが、そこでだめだった生徒も、例えば、地域の沖縄県立大平特別支援学校ですとか、沖縄県立島尻特別支援学校一島尻特別支援学校の高等部で受け入れることも可能です。

○西銘純恵委員 いずれにしても、第1希望で進学できていないということもはっきりしていると思いますし、伸び率からしましても急いでその皆さんをきちんと希望に合わせた高等学校進学ができるということを考えて、そしてその後どれだけ一併設校に持っていくという考えを持っているとおっしゃるので、地域も恐らく北部、もしかしたら宮古、八重山もということになるかもしれないと思いますが、それは計画を立てないとふやせないですよ。それは急ぐべきだと思いますが、今は1校だけ併設校ですということで提案があったのですが、やはり伸びも含めての全体計画を検討しないといけないと思います。それはいつごろやる予定でしょうか。

○諸見里明教育長 特別支援学校の編成整備計画がございまして、その中でも過去にどれくらいの伸び率が必要かということは計画しております。ただ、先ほど三、四年と言いましたが、数年間でかなりふえてきておりますので、新たな編成整備計画にどれだけ必要であるのか、今そういう形で編成整備計画を通して南風原高校ですとか、陽明高校などに1クラスふやすか、あるいは南部商業高校にも併設校を設置しておりますし、宮古島、八重山もニーズに合わせてこの辺は考えていかないといけないと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 この特別支援学校についてですが、障害者には同じ障害でも視覚や聴覚などいろいろな障害を持った方がおりますが、限定もありますか。そうではなく、障害を持っている方であれば誰でも入学できると理解してよろ

しいのでしょうか。

○登川安政総務課教育企画室長 今回の併設校は軽度の知的障害の生徒を受け入れる学校でございます。

○又吉清義委員 軽度の知的障害で定員が10名というのは、今の感じからしますとすぐ定員オーバーするのではないかという感じがします。いろいろな特別支援学校の生徒を受け入れる場合も、やはり近いところに行きたいという方もいらっしゃるので、すぐ定員オーバーになるのではという感じがします。

併設型ですので、同じ敷地内に2つの高等学校があつて、授業は別々になるということですが、インクルーシブ教育というものを考えたときに授業を別々にしても、学校では文化祭などいろいろな行事がありますよね。これを共同で行うということもできるかと思いますが、これまで別々にするのか、それとも一緒に同じ条件で行うのか、どんな感じですか。

○諸見里明教育長 これまでの経緯をPRさせていただきたいのですが、最初、南風原高校と中部農林高校に分教室を設置したときに、地域や先生方を初め、かなり大議論をしました。そうした中で理解をいただいて設置したのですが、それが今は大変評価されまして、かなり倍率も高くなっておりますし、地域や保護者から大変喜ばれているところでございます。この中では、当然、南風原高校などを含めてみんなそうですが、例えば、音楽や体育、美術など一緒にできるものは一緒にインクルーシブ教育で行って、それから専門教科や数学などの普通教科は分けたほうが良いということで分けて行っていますが、卒業式や入学式などは全部一体となつて一緒に学校行事は行っております。一緒にできるところは工夫をしてやろうという形でやっています。

○又吉清義委員 ぜひ、そのほうがお互いよく理解もできますし、支えることもできますし、いい結果につながるのではと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 南部商業高校の特色を生かした産業教育を一部実施、したがって設置学科は産業科ということになっております。分教室が南風原高校、陽明高校、中部農林高校とそれぞれ特色のある学校だと思えます。そして、今度

は南部商業高校の産業科ということで、全然違う特色かと思って見ておりますが、それだけニーズが高いということではないですか。

○諸見里明教育長 ニーズは高いです。傾向としては、どんどん高まってきています。

○糸洲朝則委員 分教室の3校についても当然併設型の高等支援学校にしていくという考えですか。

○諸見里明教育長 併設型のメリットはかなり大きいものがございますので、そういう形で持っていきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 普通高等学校は南風原高校にあって、今度は商業高等学校を南部商業高校に併設すると。やはり、こういう軽度障害の子供たちというのは、それぞれ多岐にわたった能力を持っていると思います。例えば、水産高等学校と統合云々とあった南部工業高等学校など、そういうところもありますので、いきなり併設型というわけにはいかないと思うので、分教室から始めたらどうかと思っておりますが、実際、去る入試で相談を受けて今回は恐らく南部農林高等学校に行っているはずですが、そういう実態もありますので、10名といかなくても何名かで分教室で子供たちにしっかり教育をしていくと。したがって、農林あるいは工業、商業、そして南風原高校や陽明高校などの普通高等学校とくれば、子供たちの進学希望に大体応えることができるのではないかと審査をしながら思いました。すぐにやるというわけにはいかないと思っておりますが、将来的にそういう構想があってもいいのではないかとと思っておりますが、いかがですか。

○諸見里明教育長 こういう分教室、それから併設校の設置については、本県でかなり積極的に進めておりますが、全国的に見ても先進県に入ります。これから御提案のございました南部農林高等学校でありますとか、水産高等学校など、現状を分析、検証して、それからどうするのかということに取り組んでいきたいと考えております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 今回の提案で改正の必要性などを確認しますと、文部科学省

が調査をしていくと今後増加していくことが予想されるということが基本になっていて、今の沖縄県全体の特別支援学校の状況やニーズも含めてこういう仕組みをつくっていくという整備計画をつくるわけですね。その整備計画にのっかって今回こういう議案が提案されているということで理解しておりますが、この理解でいいのですか。

○登川安政総務課教育企画室長 今回のやえせ高校の設置についても、特別支援学校の編成整備計画の高等特別支援学校を設置していくという施策にのっかった提案でございます。

○照屋守之委員 そうしますと、最近、非常に特別支援学校の保護者の方々からも強い要望がありまして、子供たちの通学の実態などをいろいろ聞かせていただいて、これは大変なことだと。県庁所在地の那覇市にそういう特別支援学校がありませんと。そして、そういう形で県と那覇市で沖縄県はこういう状況ですと言っていて、我々はなかなかその実態もわからないでこういう教育を語ってきたわけです。ですから、この文部科学省のものはいいのですが、いろいろな形や方針を受けて、では、沖縄県ではどうなのだという実態を踏まえながら整備計画というのはつくりたくないといけませんよね。そうしたときに、当然、那覇市在住の子供たちが全部外にお世話になっている、通学についても非常に負担を感じていることなどは、行政の中でもある程度事前に把握はできていたのではないですか。その対応はどうですか。

○諸見里明教育長 特別支援学校の編成整備計画を平成24年から10年間で策定しましたが、それまでの平成20年から平成23年にかけての二、三年はかなり議論をしましたが、あの時代は特別支援教育を要する児童生徒たちがここまで膨れ上がるということは私も事務局として議論しましたが、そこまでは正直に言って推測できませんでした。那覇市に特別支援学校の設置の必要性というのは当然昔から認識しておりましたが、土地の確保ですとかありまして、特に那覇市内の子供たちを島尻特別支援学校や沖縄県立西崎特別支援学校一西崎特別支援学校にうまくできることで当面は大丈夫だろうと、そういう認識だったと思います。ところがこうしてふえてきて、さらに島尻特別支援学校が逼迫しているような状況を見ましたら、やはりあの時点でもっともっと議論をしてやっておけばよかったと反省をしております。

○照屋守之委員 こういう整備計画をつくるときに予測できないことが発生し

ていくと。これはどの物事を進めていく上でも我々が計画するものと別の要素があったりして、なかなか予期せぬことが起こって計画どおりにいかないということは当然あります。そういう中でやえせ高校などをどうするかということですが、そういうことがわかった上で那覇市在住の子供たちが困っていると。そして、実は那覇市からうるま市の田場まで通学するという。これは到底理解できません。私も向こうから通っていて1時間ほどかかりますが、この特別支援学校に通う子供たちがあの時間に間に合わせてバスあるいは別のルートを使って向こうまで行くと。これは2時間ぐらいはかかるのではないのでしょうか。

○諸見里明教育長 うるま市田場にある沖縄高等特別支援学校は全寮制となります。しかし、西崎特別支援学校とかも時間はかかります。

○照屋守之委員 そういう遠いところも含めて、今、那覇市の抱えている子供たちがやえせ高校を設置することによって、その学校に入ることができて、いろいろな面で負担が軽くなるようなことも考えられるのですか。

○諸見里明教育長 やえせ高校や先ほど申し上げた南風原高校などはどちらかと言いますと、特別支援学校にかからない軽度の知的障害の子供たちを対象にしています。特別支援学校というのは、法律に定められたどういう障害があって、それが認定される沖縄県就学支援委員会を通して、この子は特別支援学校に認定するという法的な形で入っていきます。やえせ高校もそうですが、そこにはかからないけれども軽度の知的障害の子供が沖縄高等特別支援学校の対象です。あるいは、普通高等学校に行きたいけれども、それには知的レベルがまだ追いつかないといった子供たちを対象としております。ですので、那覇市内につくるものとは別の形になります。

○照屋守之委員 私はやえせ高校については大賛成です。私の頭の中には、小・中・高も含めて400名もニーズがある那覇市につくらないといけないという考えしかありません。ですから、整備計画で今後計画のあるものが、那覇市在住の子供たちにとって今負担がかかっているものが軽減できるのか、あるいは那覇市につくるまでの間そういう処置ができるのか、そういう視点でしかありませんが、これについてはどうですか。

○諸見里明教育長 本会議でも答弁しましたが、那覇市内に特別支援学校をつくらないといけないという必要性は大変認識しております。これは喫緊の課題

でして、これから精力的に動こうと思っております。ただ、時間を要することから、インクルーシブ教育も含めて、それから受け皿も含めて、那覇市内の小・中学校あるいは中学校のどちらかに分教室を設置する必要性というのは感じております。この辺も協議会をつくるということを明言しましたので、協議会を通して議論していきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 多くの質疑があるので考え方だろうと思うのですが、今のうちにこんなにふえるという想定がなかったというお話も含めて、親の認識もすごく変わってきたと思います。親自身が認めて子供にとってよりよい環境を模索することが非常に周知されてきたのではないかと思います。かつては、親が認めないということはどうなのかと思う事例は結構体験的に見てきましたが、それはおいておいて、今のような軽度の知的障害については今後、各高等学校、那覇市内のキャパシティーの問題などいろいろな問題はあるかと思いますが、10名程度ならばわかりませんが、各学校にそういう門戸を開いていく。例えば、那覇商業高等学校など。といいますのは、那覇市在住の子供が今のうちにやえせ高校に行くというわけにはいかないわけですから、やはり、商業高等学校ならではの教育を発達障害の軽度の子供が受けたいというときに、そこまで通うということは大変なことです。ですから、そういう意味で言いますと、いわゆる多様な選択肢を我々がつくっていくというコンセプトが一番大事ではないかと思います。自分の家の近くから、また地域の子供たちと一緒にということは何の親も考えることです。そういうことを考えますと、高等学校でもまず近隣の高等学校等にできる限りそういう受け皿を今後は考えていって、先ほど言った陳情とは別に必要ではないかと思うのと、今、全部ではないですが小・中学校で発達障害の受け皿づくりは少しずつはされてきていると思います。ただ、度合いに非常に幅があって御苦労されているという感はします。しかし、本来でしたら那覇市立城南小学校の目の前に住んでいるその小学校に通うはずの子供が、このタイプの発達障害でしたら那覇市立城西小学校に行ってくださいということに実際はなってしまうています。ですから、それがどこまで実現できるのかということも含めて、高等学校の受け皿ということと同時に小・中学校の一我々はインクルーシブ教育を見てきておりますので、これは先生方の加配の問題等いろいろな問題がありますので、一概に他の国のことを我々が言いつらいところがあるのですが、そこに向かうという考え方としては、地域で

歩いていけるところ、お友達がつくれるところ、そういうことの延長線に高等学校までであると。そして、商業ベースにしているところに我が子が合うと思えば自分の足で行ける、そういう選択肢をぜひコンセプトに入れて、今後の対策を構想してほしいと意見を言うておきます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 軽度の知的障害者の子供たちがふえているということですが、この要因は何ですか。

○諸見里明教育長 要因はかなり複雑に絡み合っていると思いますが、平成18年度に学校教育法が改正されまして、平成19年度から特別支援教育が広まっていったのですが、そういう特別支援教育の理念がかなり浸透してきたということは大変大きいと思います。本県だけでなく、今は全国的に特別支援教育というのはかなり進んでおりまして、これまではうちの子は特別支援の対象ではないといった親御さんもいろいろと理解が深まっていて、しかも受け皿がありますし、教育もきちんとやってくれる、そして出口も面倒を見て社会的な理解も深まって、そういうことも一つありますし、医療関係などもかなり絡んでいると思います。

○赤嶺昇委員 軽度の知的障害だけではなくて、全体的に障害を持って生まれた子供の数がふえているのか。それは特に変わらなくて、理解がふえたということなのか、これはどう思いますか。

○諸見里明教育長 理由というののははっきりとはわかりませんが、例えば、肢体不自由ですとか、盲とか、聾とか、それは横ばいなのです。ところが、軽度の知的障害がぐんとふえています。今、近隣の大平や西崎などの特別支援学校で、中学校から入ってくる子供たちや高等学校から入ってくる子供たちに加えて知的障害がぐんとふえています。特別支援の担当に聞きましても理解が広まったということが大きいということと、先ほど、知的障害以外は横ばいだと言ったのですが、重度や病的な特別支援もふえています。ですから、理解が深まったということと、それから医療関係が結びついているのではないかと思います。そのほかの理由というのとは特定できません。とにかく多くなっています。

○赤嶺昇委員 これは皆さんの分野だけではないと思います。保健医療部も含めて、これが実質的に数がふえているのであれば一理解の部分はわかりましたが、そこもやはり連携をしながら、軽度の知的障害の子供がふえている現状については分析をしていたほうがいいのではないかと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、執行部に対し県立特別支援学校高等部の知的障害のみの生徒数773名の市町村別居住状況割合の資料を後で提出するよう指示があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 資料の3ページをお開きください。

乙第6号議案沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、離島における公平な教育機会を享受できる環境を確保することを目的として、高等学校のない離島から進学する生徒の寄宿舍としての機能と、離島を中心とした児童・生徒等の交流施設としての機能をあわせ持つ沖縄県立離島児童生徒支援センターを設置することから、その設置及び管理に関して必要な事項を定めるものであります。

以上が概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 二、三、確認の意味も含めてお願いします。

本県の大きな課題の一つである離島振興という面や教育の面からも今回の事業は大変評価されるものだと思っております。かえってある意味では遅きに失したのかという気がしております。まず、管理運営は県になっておりますけれども、これは直営という考えでよろしいですか。

○諸見里明教育長 直営となっております。

○嶺井光委員 職員を置くという条項がありますが、事務員そのほか所要の職員を置くとなっておりますが、生活指導などもこの業務の中に入っているということからしますと、それ相応の職員の配置があると思いますが、どういふ職員をお考えですか。

○識名敦教育支援課長 生活指導それから学習指導等を沖縄県立離島児童生徒支援センター—離島児童生徒支援センターの中で行っていくわけですから、舎監をきちんと配置して、その辺の学習環境、生活環境を整えていくということにしております。

○嶺井光委員 具体的に、教員資格者とかそういう方になりますか。

○識名敦教育支援課長 年末年始を除いて離島児童生徒支援センターは開所していて、24時間体制でやるものですから、その24時間を管理運営できる体制で舎監については教員の資格もしくは免許を有している者を舎監にするということで調整を進めております。

○嶺井光委員 高校生活の3年間は離島児童生徒支援センターに入れるはずなのでしょうけれども、これからしますと1年更新だということ考えてよろしいですか。

○識名敦教育支援課長 実は、施設の使用許可ということで、1年ごとに更新をしなければならないのですが、基本的には1年で決定をして入寮した生徒は、そのまま持ち上がって、手続上自動的に更新をするということで御理解いただきたいと思います。

○嶺井光委員 煩雑な手続は省いたほうがいいたらうと思ひまして。寮がない高等学校が対象ですよ。

○識名敦教育支援課長 寮がない高等学校が対象です。

○嶺井光委員 寮がない高等学校はどこかと聞きたいのですけれども、ある高等学校を聞いたほうがいいのでしょうか、どこがありますか。

○識名敦教育支援課長 南部地区の通学圏域ということで、沖縄県立開邦高等学校一開邦高校、沖縄県立向陽高等学校一向陽高校、沖縄県立沖縄工業高等学校一沖縄工業高校、それから沖縄県立沖縄水産高等学校一沖縄水産高校の4校に寮が併設されております。

○嶺井光委員 使用料ですけれども、月1万8700円と食材費の1万8000円。これは朝食と夕食ですよ。そうしますと、昼食はどういう考えですか。

○識名敦教育支援課長 実は、この離島児童生徒支援センターは学校の近くに併設されていないものですから、昼食をつくって届けることが物理的に困難でできないということで、朝食と夕食のみとなっております。

○嶺井光委員 その前に聞いたほうがよかったかと思いますが、調理を委託することになっているようですけれども、この施設の中に調理場があつて企業が入つて調理するということではないのですか。

○識名敦教育支援課長 委員のおっしゃるとおり、委託をして、その離島児童生徒支援センターの中で調理をして食を提供するということになります。

○嶺井光委員 では、調理場があつて調理の企業が入つて調理をするということであれば、お昼の弁当もつくって持たせるような方法もできないものかと思つたものですから。一般の高校生は親がつくって持たせるわけですよ。この子た

ちは買い弁をなさいということになると思いますが、そのような議論はなかったのですか。

○識名敦教育支援課長 確かに、昼食もあったほうがベストだと思いますけれども、どうしても学校の距離も違うものですから、朝食の時間も結構幅をとるということで、業者と確認をしたところ、やはり昼食をつくるということになりますと、120名分を提供するわけです。物理的に朝食をつくってまた昼食をつくることになりますと、昼食として生徒が出かける前に提供することは厳しいということで、昼食についてはやむを得ず、みずからやっただくということになります。

○嶺井光委員 時間的に無理があるのだらうと思いますが、もし何とかできるのであれば、家から持っていくような弁当という形が理想かと思って聞きました。今後、議論できるのであれば考えてみてください。

今、寮が4校あると言っていましたけれども、現在ある4校の寮の月負担は幾らですか。

○識名敦教育支援課長 食事も含めて沖縄工業高校が、月3万円。それから、向陽高校が3万4500円、開邦高校が3万6500円、沖縄水産高校が若干高めで4万円となっております。

○嶺井光委員 こちらの生徒だと3万6700円。今、お話があった3万円とか3万4500円、沖縄水産高校が高くて4万円。これでどうこうということではありませんけれども、ほかの寮に行った子とどれぐらいの経済の差があるのかを聞いていただけます。

それでもう一つ、今、入寮募集を始めていますよね。10月31日までですのでまだ終わってありませんが、現時点ではどうですか。120部屋が準備され、どの程度の人数が入るのか、上回るのか、予測はできますか。

○識名敦教育支援課長 実は1学年40名ということで、来年1月開所ですので、今の高校1年生、高校2年生については既に募集をして内定をしております。8月現在で高校1年生が21名、高校2年生が2名ということで、40名の定員に対して既に高校1年生と2年生はどこかのアパートに居住しております。アパートに居住している子たちは、移ってくるのが少し厳しいということで、このような少ない人数になっております。現中学校3年生一来年4月に高校1年生

になります。中学3年生については、9月14日にこちらから市町村へ文書を出して、10月31日まで募集をするということです。今は募集期間中になっているので具体的な数字はもう少ししないと判明しないということです。

○嶺井光委員 新高校生はこれからなのでしょうけれども、現1年生で21名、2年生で2名というのは少ないと感じております。ほかの子供たちはアパートなどに住んでいると思いますが、今後、考え方が変わってここに入ってくるという可能性もあるだろうと思います。今の高校1年生、2年生がどこに住んでいるかは別として、該当し得る高校生の人数の把握はできていますか。

○識名敦教育支援課長 高校1年生と高校2年生は把握をしておりますけれども、恐らく中学3年生も同じぐらいの数だと思いますので、これは学校基本調査の数字ですけれども、高等学校がない離島の中学校3年生が234名となっております。大体その程度の人数かと考えております。

○嶺井光委員 実際、ニーズは結構あるのですね。これからこういう施設が新たにできて、そういう方向に向かっていく家庭や子供たちも多くなっていくのだろうと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 先ほど、舎監を配置するとおっしゃっていて、しかも24時間体制だとおっしゃっていたのですが、そうすると舎監は何名配置予定ですか。

○識名敦教育支援課長 職員と嘱託職員の両方で職員を配置することになっておりますけれども、現在調整中なのですが、舎監長、舎監それから副舎監含めて7名程度で運営をしていくと考えております。

○狩俣信子委員 先ほど、舎監は教員免許を持っている方だとおっしゃいましたね。今7名だとおっしゃった皆さんは全員そのようになるのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 我々の要望としては、教員資格を持っている方々を舎監にすると考えております。

○狩俣信子委員 嘱託職員は何名で、本務職員は何名ですか。

○識名敦教育支援課長 調整中という前提でお願いしたいのですが、舎監のうち舎監長と舎監は本務職員で対応すると。副舎監の4名の方を嘱託職員で対応していきたいと考えております。

○狩俣信子委員 そういう中で、やはり離島から出てくる子供たちですから、精神的な不安もいろいろあると思いますので、それをどう相談に乗っていくのかということとはとても大切なことだと思います。そういう意味では、舎監の皆さんとか、相談体制とか、そういうものをしっかりやっていただきたいと思いますが、7名で大丈夫ですか。

○識名敦教育支援課長 直接業務は7名でやっていきますけれども、場合によっては各高等学校にスクールカウンセラーもいらっしゃいますので、その辺の活用も含めて体制を確保していきたいと思っております。

○狩俣信子委員 スクールカウンセラーとおっしゃったのですが、これは常備でやるのでしょうか、それとも必要に応じてでしょうか。

○識名敦教育支援課長 これは県立学校に配置されておりますので、離島児童生徒支援センターで必要があれば、そういうところで相談をしていきたいと考えております。

○狩俣信子委員 使用料が月額1万8700円ですよね。これの内訳といいますか、例えば食費は幾らになるとかありますか。

○識名敦教育支援課長 1万8700円は使用料ということで、光熱水費や維持費関係です。それから食材費が1日2食、1日600円掛ける30日で1万8000円ということになります。

○狩俣信子委員 平成28年1月に開所予定ということですが、あと2カ月ぐらいですよね。まだ私たちも見えていないのですが、でき上がりぐあいは大丈夫ですか。

○識名敦教育支援課長 工事自体は土木建築部に分任をして施工しております

けれども、工程会議にずっと我々も出席しておりますので、12月初旬には引き渡しができるということで確認しております。

○狩俣信子委員 あとは細かいことなのですが、部屋についてですけれども、120名収容予定ということで個室ですかそれとも2人部屋ですか。

○識名敦教育支援課長 個室となっております。

○狩俣信子委員 お風呂などは。

○識名敦教育支援課長 シャワー、トイレそれから洗面所は各階に男女別に共用に必要な数を設置します。

○狩俣信子委員 あと1つ、聞き忘れていました。寮には男子学生、女子学生の両方が入ってきますよね。そこらあたりの舎監の比率もしっかり考えてやらないといけないと思いますけれども、そこは考えられていますか。

○識名敦教育支援課長 当然、男子生徒と女子生徒に対応できるように配置をするということで、男女比率もそのように配置をしていくことになります。

○狩俣信子委員 離島の皆さんからしますと、非常に待ち望んだセンターになると思いますので、やはり親元から送られてきて、そこに入ったら安心だと言われるようなセンターをつくっていただきたいと思います。そういう意味では、私達も期待していますし、頑張ってください。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 文化財が出て1年近くずれ込んだ事業だと思いますけれども、当初であれば今の高校1年生、2年生が入所すべきだったのですよね。この子供たちがアパートを借りて住んでいるという状況があって、文化財が出なければ、早くそういった面で経済対策もできたのではないかと大変申しわけなく思います。離島もろもろ含めて、離島の教育委員会や市町村で入所したい子供たちのカウントをさせるのですか。県が音頭をとってやるのか、それとも市町村で音頭をとるのですか。

○識名敦教育支援課長 市町村の教育委員会を通して募集をしております。その数を見てオーバーした場合、県で市町村ごとに何名という枠を与えて、実際に誰を入寮させるかという内定については、市町村が市町村の実情に応じて決定をするということになります。

○島袋大委員 小規模離島でもこの学年が4名しかいないと。その中で1人だけ漏れたとか、やはり15の春ですから、この子たちが新たに島に戻るようなシステムの上でこういった形で寮をつくるのですから、そういうことを考えましたら、1人だけ漏れてどうするのかという問題は県に上げられたら困るので、これは市町村でしっかりとやってくださいということですから、審査基準もあるかもしれませんが、なるべく離島の子供たち全員が入れられるような体制というのは、各市町村の教育委員会で議論されていますか。

○識名敦教育支援課長 入寮生の内定決定については、県がやるか市町村がやるかということをも十分議論した中で、市町村側が自分たちであれば、例えば所得も見ながら内定者を決定することができるということで、一番身近な自分たちにさせてほしいという意見が大多数でしたので、市町村が決定するということになりました。先ほど委員がおっしゃったように何名かが落ちることになり、精神的に大変かもしれませんが、一番ベターな方法で内定していくということになると思います。

○島袋大委員 地元でしっかりやるという形で詰められているのであれば、いいと思います。あと、逆に北部地区選出の県議会議員の先輩たちから言われたことは、離島などもいいけれども、北部地区で言えば伊江島、伊是名島、伊平屋島もあると。そして、過疎地域も北部地区にあるのですが、中には那覇・南部地区の高等学校を受ける生徒がいるのです。私たちの時代にも伊是名島、伊平屋島出身の方が結構いますので。そういう子たちに関して、伊是名島、伊平屋島などにも募集要項は行っているのですか。

○識名敦教育支援課長 これは南部地区ということだけではなく、高等学校のない離島全般ですので、伊平屋島、伊是名島、伊江島含めて15市町村23の離島から募集をすることで実施しております。

○島袋大委員 ひとつよろしくお願いします。

あと、条例を通した後に気になったことは、離島児童生徒支援センターに入所する要項、概要づくりです。7名の体制で24時間見ると言っているけれども、中には規律を守らない場合があるわけです。そういった場合、何回ペナルティーがあったら退去させるといった、各市町村で入所するときの選定もろもろ含めて、親御さんから規約で一筆もらうとか、約束を守らなければしょうがないですねという形までとらないと、7名が24時間体制でいるからといって親はまた逆にあなた方が見なかったからでしょうとなる場合がありますので、そういった面では入所する概要、要綱を各市町村含めて議論をして、この中では約束事をしっかりと守るといようなことなどは詰めているのですか。

○識名敦教育支援課長 基本的には、今、併設している学校の寮則を参考にして寮則を定めていきますけれども、申し込み時に誓約書をとってきちんと良好な管理運営ができるようにやっていくということで、市町村とは議論しています。

○島袋大委員 せっかくいいものをつくって褒められる立場にあると思います。離島児童生徒支援センターをつくってスタートしてからこのような問題がありましたということでは大変なことになりますので、最初のスタートの時点で議論はしっかりやっておいたほうがいいかと思ひまして。それはきちんとやっているとしますので、ひとつよろしくお願ひします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 15市町村23離島ということですが、入寮は120名ということはおわかりますが、対象生徒数はこれまで沖縄本島に来た高校生の数で見ているのですけれども、事前に調査をしたのかわかりませんが、何名のうち120名になるのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 中学校3年生の数でいいますと234名いますので、そのうちの40名が入寮することになります。

○西銘純恵委員 従来、寮のある高等学校に行っている生徒がいますよね。そこら辺は過去の実績から大体どれぐらいというのは出るかと思ひます。今、234名から40名しか入りませんと言ったら、全然おぼつかないというのがあります。

て、そこら辺も検討すべきだと思いますが、いかがですか。

○識名敦教育支援課長 この離島児童生徒支援センターを建築する前に委託調査をしておりますけれども、その委託調査の中で沖縄本島の中部地区以南の高等学校30校に在籍している高等学校のない離島からの生徒が430名おります。そのうち、寮が設置されている高等学校に行っている生徒が90名。3学年全体で340名が対象となりますが、そのうちの120名となります。

○西銘純恵委員 この離島児童生徒支援センターについては、待ちに待ったということになります。それでも経済的な負担を強いられる皆さんがあと2倍はいるということ。340名のうちの120名だとしましたら、今の話ではあと200名余りはいるということです。寮に行くと、離島児童生徒支援センターに入ると、それからまた漏れる人がいるということです。これはつくって、実績とかも見てからだだと思いますけれども、1つは寮に入った皆さんは月額負担が3万6700円。高校授業料は所得に応じて一定一恐らく離島の皆さんは実質無償だと思っておりますけれども、あとは低所得の奨学金制度がありますよね。それともう一つ、離島の皆さんに支給される離島支援金があるわけですよね。ですから、そういう意味では恐らくこの離島児童生徒支援センターに入寮している皆さんは経済的には相当な軽減になるかと思いますが、この3つを活用した場合に実際どのぐらいの自己負担があるのかという試算はしたことありますか。

○識名敦教育支援課長 具体的に試算はしておりませんが、委員がおっしゃった1つの高等学校等就学支援金は月2万円を上限に支給されており、それは食材費以外の対象経費になりますので、これで言いますと使用料の1万8700円は実質これで賄われるということです。あとは、高等学校の授業料が従来月9900円ありましたけれども、それがほぼ免除だろうと。もう一つ、低所得者給付金というのがありますけれども、家族構成によって幅はありますが、最大年間約12万円から13万円ありますので、月約1万円程度は軽減になるかと思えます。

○西銘純恵委員 去年、伊江島の菊栽培農家の視察へ行ったときに、高等学校へ行っている子供に年間100万円以上の仕送りをしているが、菊が台風被害で潰れて学費がないという訴えがありました。そういう意味では、離島児童生徒支援センターができるということで、離島の皆さんの高等学校進学に相当な経済的な負担がなくなるということを感じています。交通費も少し足せるのかと

いう感じも見えるわけです。

つくったばかりで提案をするのも何ですけれども、建設費などを考えても総事業費が11億円余りで、離島の皆さんの将来の生徒数も推計をされて、どこら辺にまたつくらなければいけないのではないかということも一恐らく、中北部地域になるかと思いますが、そこら辺もぜひ今後検討が必要ではないかと思えますので、今、経済的な負担をされている皆さんには、なかなか大変だけれども、それはぜひ検討もやっていただきたいと思えます。つくったばかりで何ですが、いかがでしょうか。

○諸見里明教育長 我々も開所を今か今かと待ち望んでいます。開所をしてから、またいろいろ検証をしていきながら、全県的な立場でどうかとか、この辺はこれからまた分析、検証をしてまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 沖縄振興計画には離島支援というのがはっきりうたわれていますので、それはぜひ積極的にやっていただきたいと思えます。

それから、先ほどの職員体制のところですが、2階、3階、4階に40名ずついるということは、夜間の舎監といいますか、そこら辺の体制を厚くしなければいけないのかと思いますが、どのようなやり方ですか。

○識名敦教育支援課長 夜間から朝方にかけて、生徒は学校から帰宅をしてその間シャワーを浴びたり、学習をしたりして、午後10時から11時に就寝ということになりますけれども、基本的には就寝することになりますので、舎監は男子生徒と女子生徒を見られるように、男女の舎監各1名を配置していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 1つの階で何室になりますか。40室ですか。1つの階、もう一つの階、4階というのを2人で見るというのはどうなのかと。体制は弱くないのですか。

○諸見里明教育長 現在、寮がある学校の舎監ですけれども、標準校では51名か、52名か忘れましたが、それぐらいで1名なのです。これは全国的にそうです。本県においても、例えば寮がある学校では50名以上は1人で見ています。

○西銘純恵委員 過去につくった定数が現代に合っていないという部分はいろいろあるかと思いますが、それに従っているということで、とりあえずそれだ

けは仕方ないのかと思っています。本当は、各階に必要ではないかと思えます。例えば、生徒が学校から帰ってきて相談をするにしても、舎監の皆さんとやっていくのです。大人はその方しかいないのです。そういう意味では、1つの階で40名の生徒がいるとすれば、やはりいろいろなカウンセリングを含めて、学習についても体制的には厚くしなければならない、各階にいななければならないのではないかということを一応指摘しておきます。

あと、兄弟などの肉親が離島から来たときに、泊まることはできるのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 宿泊は原則できないとしております。

○西銘純恵委員 交流施設の利用については、対象とか、どういう目的で使っているとかありますか。

○識名敦教育支援課長 一般の方々—特に小学生、中学生が離島から来る場合に、寮生との交流もしくは体育大会、文化大会がある場合にそこでミーティングなりをしていただくと。基本的には、地元出身の青年の方々が来て交流をしていただくという目的であれば、使用できることとしております。

○西銘純恵委員 対象年齢は高校生までですか。成人もですか。

○識名敦教育支援課長 交流施設については、年齢についての制限を設けているということではないです。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 先ほど、島袋委員からもありましたけれども、いわゆる寮の規則や寮での生活—私も3年間寮にいたので、自分のことを思い出しながら、時代も大分たっているので取り越し苦労ならばいいかなと思いがらいろいろやりとりを聞いていました。全然違う学校へみんなが行く、しかも120名という、これだけの子供たちが団体生活の中でやっていくというのは大変だろうと。締めつけてもまずいですし、放任してもまずいという。先ほど、既存の学校にある寮の規則を基本にしてやっておられるということでしたので、多分そうしかならないと思いますが、これは大所高所いろいろなところから規則づくりを

検討してください。まず、今持っているイメージというのがもしありましたら教えていただけませんか。

○識名敦教育支援課長 先ほども申し上げましたけれども、基本的にはほかの寮を参考にしつつ、学校に併設されていないというハンディを踏まえて寮則を定めていくことになると思います。

○糸洲朝則委員 例えば、先ほど出ましたが、起床時間とか就寝時間とか、そういうものとか。私たちのときは厳しかったです。6時起床で寮の周囲を30分ぐらいジョギングをしてきて、点呼は朝晩ありました。門限もきちんとありましたが、先輩が厳しくて門限を破る人はよっぽどのことでなければできませんでした。しかし、この年代はいたずら心も働いて、しかも群集心理も働いてやり出す場合があるのです。ですから、そういうものも含めますとまずは規則づくりを。幾ら気を使ってもやり過ぎではないというぐらい、あとは舎監の先生の質といいますか、思いといいますか、ここら辺をぜひ大事にしていきたい。

私は一度、監査で行ったと思いますが、沖縄県立農業大学校の校長先生と話し合いをする機会がありました。随分と予定時間をオーバーして1時間余り懇談しましたが、この校長先生をすばらしいと思ったことは、大学生一人一人みんな詳しく知っているのです。なぜかと言うと、時間があるときに自分の部屋に呼んだり、あるいは外でとにかく一人一人とよく対話をしているのです。何がしたいのか、どこから来たのかと。一人一人をつぶさに掌握しているのです。すごいと思いました。例えば、この子はこう伸ばしたほうがいいのか。そのようなすばらしい校長先生と一度懇談したことがあります。私の高校時代の舎監の先生も、みんないい先生で恵まれましたが、例えば、私が多良間島から出てきて、何かのときに手持ち無沙汰でいたのです。そのようなときに外へドライブに連れて行ってくれたり、そのような忘れられない思い出があったということもありますし、先ほど規制の話もありましたけれども、この年代はみんなやるのです。それはお互いで戒め合ってやる仕組みをつくったり、そういう思い出もあります。ですから、寮に入ったために成長したと言われるようにしてもらいたい。私はそこしか行くところがなかったので頑張りましたが。もう一つは、団体生活になじむ子となじまない子がいます。必ずしもみんなが3年間はいません。ですから、入寮・退寮の手續や条件などはきちんとやっておいたほうがいいのかではないですか。

○諸見里明教育長 私も教員ですから、離島で高校生や子供たちを持つ親御さんといろいろお話をしたことはあります。その中で、離島から本土の高等学校へ行かせる親御さんが一番心配していることは、いろいろ例がありますが、アパート生活をさせたがためにかなり生活が乱れたりする子がいて、こういうことを見ているものですから、小学生や中学生がいても高等学校へ入る子と一緒にお母さんが出てきたりということはよく聞いております。そして保護者から大変ニーズが高いのは、寮生活をする場合の生活規律なのです。ちゃんとした生活指導をやってくれるとか、学習時間をきちんと確保してくれるなど。それと同時に、みんな一緒に和気あいあいと楽しむと。厳しいけれども、楽しい寮生活ができることを本当に望んでいます。今、委員がおっしゃったことはもっともだと思います。生活規律をきちんとしながら学習時間を確保して、楽しい寮生活を目指していきたいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 1人1部屋と聞いて少し驚いているのですが、1人1部屋という根拠は何ですか。

○識名敦教育支援課長 実は、当初教育委員会が計画した当時は、2人1部屋ということでやっていましたけれども、特に南部離島の対象となる首長と話し合いの場を持ったところ、どうしても向こうが望む形が個室で、個室でなければ今の生徒は対応できないということで、離島の要望が全会一致でそうだったものですから、それを踏まえて個室で整備しております。

○又吉清義委員 ただ気になるのは、今の若者は人間の対面能力といったものが欠落しているものですから、そういった理由であるならばこの寮そのものを1人1部屋でも構いませんが、やはり全体で集団活動するような、規律以外にも何か行事を持つようにしてほしいと思います。1人1部屋というのは、誰ともしゃべらなくてもいいものですから、朝起きてずっと御飯を食べて、ずっと自分の部屋に行けば誰とも対面しなくてもいいのです。こういうことも将来的に考えられないかと危惧します。なぜかといいますと、子供たちをよく遠征に連れて行くのですが、一人で寝られない子供も結構多いのです。そういったことを考えた場合に、せめて2人1部屋がよかったのではないかと思います。つくってしまったものはしょうがないですが、そういったこともぜひ皆さんのほ

うで行事などを行う中で、1人1部屋であろうと集団生活であるという意識づけをするような、先ほど糸洲委員からもありましたように、寮に入って人を育てるという目標でぜひやっていただきたいと思います。皆さんがそういう仕掛けをしないと多分乗っかってこないだろうと思いますので、ただ受け入れるだけではなくて、そこまでこの寮を伸ばしてもらいたいということが1点目。

この寮に入る場合、例えば部活動をする子供も入れるのかをお尋ねしたいと思います。

○諸見里明教育長 私たちが目指している認識は一緒だと思います。やはり、人間を教育する場、生徒を教育する場としての寮を考えておりますので、その辺は教育的な観点からしっかりとやっていきたいと思います。これは当然交流を通しての積極性や協調性、社会性といったものは、行事などを取り入れながら一普通、草刈り大会とかいろいろ考えられるものがありますが、あの近くは草がないものですから、いろいろな交流の場を通してやっていきたいと思います。近くに向陽高校がありますけれども、そこではみんな一緒に遊ぶスペースがありますので、考えられることはいろいろ検討していきたいと思います。

部活動は当然できるような形で考えております。

○又吉清義委員 寮に入っていて部活動をしている生徒でやはり問題になるのが、皆さんがセッティングした食事時間とかなりずれがあるのです。夏場は何とかクリアできるのです。冬場は部活動をしている生徒からすると、あの冷たい食事はとてもではありませんが耐えられない食事になってしまう場合が多いのです。その辺を配慮してもらおうと、部活をしている生徒も何名受け付けをしていると、そして食事も特別配慮をするような部屋とか、どのように運営するか、温めて食べる場所とか、後片づけもどうするのか。自分で自覚をしてきちんと洗って返すといったことをすると、部活をしている子もしっかりと温かい食事を食べることによって勉学に励むことができると思うのです。これも今から運営する中で、そういうものを確立していくかと思います。離島の子供たちには運動能力の高い子供たちがたくさんいるのです。一流選手が沖縄に来ることによって、もっとスポーツも向上すると思います。ただし、しっかりした御飯が食べられるというのはとても大事なもとになりますので、その辺もぜひ研究調査をして改善していただきたいと。同じ時間に出して冷たいものをあげるのではなく、いかにこれがきちんと食べられるシステムにできるか、ぜひ工夫をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○諸見里明教育長 しっかりと御飯を食べてもらう、レンジなどの備えつけがあると思いますのでその辺を活用したり、温かくできるような形でしっかりとした食事をとってもらうことを考えております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 確認をさせてください。120名という定員は1学年、2学年、3学年で40名、40名、40名という捉え方ですか。

○諸見里明教育長 一学年40室の120名を予定しております。

○照屋守之委員 バランスはどうなりますか。実際、今、募集をして、このバランスが崩れるとどうなりますか。

○識名敦教育支援課長 基本的には、1年生、2年生、3年生各40名で、例えば1年生が2年生に上がるときに2人退出して余裕があったという場合は、2年生について募集をして入れると。絶えず学年で管理をしていくと。そうしないと、中学校から高等学校へ上がってきた子たちが40名入れないという事態もありますので、学年で40名を管理して、もし40名にあきがある場合は追加で募集するなりということ埋めていくと考えております。

○照屋守之委員 それは臨機応変にやってください。子供の数あるいは離島からの子供たちの応募も含めて、やはりこの枠は40名と決めてもそのときの状況によって違う可能性もありますから、臨機応変にやっていただきたいと思います。

それと、入所者については市町村が決めるというお話でいいですか。

○識名敦教育支援課長 市町村が決定します。

○照屋守之委員 県はそういう責任は負わないほうがいいかもしれません。県がやるとまた県議会議員からあれを入れてくれとか、これを入れてくれとか出てくる可能性がありますので。公正性・公平性を保つためにはこういうことはやめたほうがいいかもしれません。

1万8700円と食事代も合わせて3万6000円ですか。これは非常にすごいもの

をつくってあると感動しています。本当にありがとうございます。これは、沖縄振興一括交付金—一括交付金ですか。

○識名敦教育支援課長 整備は一括交付金でやっております。

○照屋守之委員 私は昭和47年に、宮崎県に行きました。そのときに最初に寮に入って下宿をしたのですが、あの当時は五、六万円ほどかかっていたかと思います。そうしますと、今の時代に仮に高校1年生から3年間入るとして、これだけの値段とは非常に素晴らしいと思っております。ですから、これを当たり前と思ったら大間違いですよ。ありがたいと思わせないといけないと思います。ただ、県民はこれが当たり前と思っています。ですから、こういうことを定着させるためには、先ほどから管理などという話がありますが、私の経験もそうですが、いろいろなトラブルが発生していきます。私は寮に1年入っていましたが、嫌になって寮を出て自分で生活するようになりました。寮生活は、相当なトラブルが出てきますので、基本は自己責任にしたほうがいいと思います。幾ら行政がそういう形で仕組みをつくって、管理人をたくさん置けば置くほど、管理の責任は県に行きます。トラブルが起こる、生活をする場をつくってあげるということだけで責任は負わないと。そこで発生するいろいろなトラブルがこれは管理者の責任だ、県の責任だということになりますとこれは本末転倒です。高校生ですから、自分のことは自分で決める、自分で責任を負う。何をやってもいいですが、ただあなたの責任ですよ。県も親も責任を負わないという形で、最初からこの入所は自己責任ですという形でやっていると、県は必ず大変なトラブルに巻き込まれます。今、親はありがとうと言いますが、何かトラブルがあると県の責任にします。裁判問題も出てきます。これは最初に言っておきますけれども、我々も相当悪いことをしました。高校生は、必ずやります。絶対、問題が起こりますから、そのときに我々は自分のことは自分の責任でやってきたけれども、寮ではどういうことが起こったかと言いますと、警察が来て学校に責任が行きます。親は学校の責任にしたので学校側は大変でした。この管理の徹底、自己責任をしっかりとやってください。いかがですか。

○諸見里明教育長 我々は県立学校で11個の寮を持っていますけれども、しっかりと寮則を定めて、起床や就寝などの人間的なもののノウハウを生かして新しい離島児童生徒支援センターでも、今おっしゃった厳しい面、それから生活の規律など、この辺はしっかりと管理しながら、離島から出てくるわけですか

ら、自立をしっかりと植えつけさせるような形で進めていきたいと思っております。

○照屋守之委員 余り体制や人員は整えないほうがいいと思います。こんなに近くですので、土曜日などはすぐ家に帰れます。私が申し上げたいのは、かかわりがあればあるほど、かかわるところの責任は大きくなりますということをお願いしたいのです。この辺はある程度自己責任で、周りもサポートするという程度にして、先ほどありましたこの中で120名交流するとかいろいろなものをつくるにしても、子供たちに任せてそこをサポートしていく。主体は子供、高校生ですから、高校生に対して一々とやかくしたらだめです。そういうものも含めて、とにかく自分たちで自分たちの物事を決めいく。ただし、それぞれ皆さんが責任や自覚を持ってやってくださいということを最初から言っておかなければ、何かあったら我々がサポートします、どんどん来てくださいという仕組みは余りよくないと思っています。非常にいい仕組みができましたが、そういう形でトラブルが起こってくると何と言うか。県がそういう仕組みをつくったから、こういうトラブルが起こったのではないか、こういう非常に厄介な問題が起こったのではないかという形に必ずなっていく。責任は県に行くのです。いい間は上等です。トラブルが発生したらどうしてくれるのかということは県に行きますから、最初から運営についてはどこに責任があるのかということを確認した上で、親も子供も了解する、県も了解するという形で進めていただきますように。これは非常にいい仕組みです。ぜひ、お願いします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田宜明委員。

○新田宜明委員 年間の管理運営費は、大体どのぐらいの概算で見ているのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 120名で満室になった場合、人件費を含めて8200万円程度です。食材費は除きます。

○新田宜明委員 8200万円の収支の内訳は、大体どのようなものを想定していますか。

○識名敦教育支援課長 光熱水費で約2700万円。調理業務委託で1700万円。職

員の人件費で約3100万円、その他700万円となっております。

○新田宜明委員 受益者負担の部分と残りの部分の収支比較といいますか、負担割合も含めて比率はどうなっていますか。

○識名敦教育支援課長 入寮生から徴収する使用料が約2700万円ございますので、差し引きの8200万円から2700万円を引いた5500万円程度は一般財源からになります。

○新田宜明委員 一般財源というのは、完全に県費ですか。

○識名敦教育支援課長 県費になります。

○新田宜明委員 県費の内訳はどうですか。一括交付金等の活用もできるのですか、それとも全くの自己財源なのですか。

○識名敦教育支援課長 一括交付金は通常の運営的な行政経費には充当できないということになっておりますので、全くの県の一般財源となります。

○新田宜明委員 これは非常にすばらしい離島の子供たちを育てるために必要な財源だと思いますので、私は賛成です。市町村自治体にも財政負担をお願いする予定ですか。

○識名敦教育支援課長 そのことについても建築している協議会の中で話し合いをしましたがけれども、やはり市町村は自分たちの負担となると非常に抵抗感が強く、今、市町村にお願いしているのが財政的な支援ではなく、離島の親御さんなりを離島児童生徒支援センターに配置して相談役になるとか、そのような人的なことで県と協力体制ができないかということは提案をしてお願いをしております。

○新田宜明委員 それは非常にいい方法だと思います。親御さんがじかに自分たちの子供たちの相談役であったり、見るというシステムは非常にいいと思います。

あと1つ、高等学校がない離島出身者という限定では、例えば県立高等学校がある宮古・八重山地区、それから久米島にも高校がありますよね。向こうの

離島出身者でも沖縄本島で勉学をしたいということで、沖縄本島に来られる方もいますよね。そういう人たちにも便宜を図っていく必要があるのではないかと私は思いますが、それはだめなのでしょうか。例えば、空き室があってもだめなのですか。

○識名敦教育支援課長 高等学校のない離島出身者はどうしても沖縄本島に住居を移転しなければならないということになっておりますので、まずはそこから対象にしていくと。委員がおっしゃいましたように、仮に募集をして空き室に余裕があるとしたら、順次その対象をまずは離島から広げて北部3村にも広げて募集をしていくこととなります。

○新田宜明委員 最後ですけれども、いろいろな子供たちが集まるのでさまざまなトラブルが起こる可能性もありますけれども、大学生からは寮には自治会があってそれなりに自分たちでルールづくりをします。高校生においても、そういう入寮学生たちで自治会といった何かそういう組織をつくって、自分たちでルールづくりをしてやるということも大事なのではないかと考えています。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 1点だけ聞きたかったのですが、離島児童生徒支援センターとありますよね、名称はこれで決定ですか。

○諸見里明教育長 決定です。

○島袋大委員 離島児童生徒支援センターができたときの看板に、そのままこの名前でやるのですか。

○識名敦教育支援課長 正式名称は、沖縄県立離島児童生徒支援センターとなりますけれども、その下に愛称ということで、対象の市町村から募集をしてむるぶし寮と決定しております。

○島袋大委員 これは小規模離島の皆さんから上がってきたのですね。では、いいです。1期生が議論してこういう名前が出たのはいいけれども、先輩たち

が勝手に決めてこれはどうかと言っていたのなら、かわいそうだと思いますので、失礼しました。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時21分 再開

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

委員長が所用のため、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

次に、乙第11号議案財産の取得についての審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 資料の8ページをお開きください。

乙第11号議案財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業において計画されている複合施設内に県立図書館を移転するため、旭橋都市再開発株式会社を相手に増し床を取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が概要説明でございます。

御審査のほど、よろしく願いたします。

○狩俣信子副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に願いたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 やっと待望の建築ができると思っています。教育庁の部署が頑張ったと思っっていることは、企画部とのごちゃごちゃがあった中で、きちんと3階、4階部分に図書館が設置できるということは、本当に教育庁の皆さん方の部署が頑張ったと思っっています。そうすることによって、利用者の皆さんにとっても非常によくなると思いますので、しっかりと頑張っただきたいと思っっています。実際、各市町村で一市でしたら市立の図書館を抱えていますけれども、図書館の管理者など含めて県は協議会を持っていますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 図書館長の諮問機関として、図書館協議会というものが設置されておりまして、これは図書館の館長のみではないのですが、いろいろな専門家の方や学識経験者、図書館の関係者等々で組織する沖縄県図書館協議会というものがございます。

○島袋大委員 これから場所も決定して建築が始まると思っますが、県民がどう活用できるかということが大きな課題になってくると思っます。ですから、図書館の館長、学識経験者も含めて、今抱えているこの議論の中で県民が今1人当たりどれだけ本を読んでいるかという数字も出るかもしれませんが、それをアップすることもしかりですが、今まで図書館を利用していなかった人も利用するためにはどうするべきかということの議論が必要かと思っます。そのために以前は武雄市を見なさいなどいろいろ言っって現地も見られたかと思っますが、ここ最近是指定管理者の問題でいろいろ出っはいますが、みんながいろいろな形で利用できるようなシステム含めて、今はどういった議論になっていますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 今ございましたとおり、私どもも武雄市も、それから同じ佐賀県でも伊万里市、また県立では岩手県、山梨県、奈良県、岡山県等々視察をしてきております。私どもとしましては、今の図書館の約2倍となる1万3000平米余りを新図書館で計画をしていることから、人員ですとか、開館時間ですとか、開館日など、相当議論をしていっって、それでまた管理運営を含めて検討をしていきたいと思っております。

○島袋大委員 私も日ごろは本を読まない人間でしたけれども、各図書館をい

ろいろ回ってどのような感じでしたら活用できますかという議論をさせていただきました。気になったことは、柱がない図書館もあれば、柱がある図書館もありまして、書庫といいますか、高さによって死角が出るところがありまして、要するに、個別で勉強するところでも痴漢などがあるという現状を聞いています。ですから、監視カメラではないですが、カメラ等も置くべきではないかということが恐らく各図書館の館長など含めた協議会の中で議論が出ているのではないかと思います、いかがですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 カメラの設置予定でございますが、場所等についてはこれから検討していくということでございます。

○島袋大委員 置き引きなど少しの間には何かをとられたり、せっかく静かな図書館の中で各図書館の方々はどういった問題にも対応しないといけないという声があるみたいです。ですから、県立として新たにつくるのでしたら、こういったニーズにも応えて、本を読んでいる人を監視するのではなく、未然防止等含めて協議会の中で考えるべきだと思っていますので、その辺も少し議論していただいたらと思っています。書庫の高さなどいろいろあるかと思っていますので、そういったことも含めて利用がしっかりとできるような図書館の設立に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 現施設で70万8000冊の本がありますが、新図書館では216万冊まで収蔵能力がふえています。例えば、現在、県立図書館で年間に盗難に遭う書籍などは若干あるかと思いますが、こういうものは全くありませんか。

○平良朝治生涯学習振興課長 手元にその状況を承知しておりませんので、後ほど確認をしまして報告を申し上げたいと思います。

○又吉清義委員 なぜそういった言い方をしたかと言いますと、宜野湾市立図書館でもそうだったのですが、当初は本にチップを埋め込んでいないものから、高級な本から先になくなってきました。しかし、今回はチップを入れても心ない方はチップを剥ぎ取ってまでも持っていくものですから、高級な本というのは鍵つきでしか見ることはできません。こういった貴重な資料もあるか

と思いますので、そういった管理や島袋委員がおっしゃったようにカメラもぜひ必要なことではないかと思います。例えば、5万円や10万円するような本というのは、すぐとられます。そういったものは幾ら管理してもなかなか間に合わないというのが現状で、宜野湾市立図書館でも100%完璧ではありません。それでもなくなるものがあるものですから、ぜひそういった環境をきちんとしていただきたいということです。そこまで考えてやっているということでは理解してよろしいですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 そのとおりに取り組んでいきたいと考えております。

○又吉清義委員 ぜひそのように管理をしていただきたいと思います。

次に、きつい質疑になるかと思いますが、資料の数値を見て驚いています。保留床を取得するのですが、保留床を取得したら改めて図書館にするために建物そのものにも少し手直しがあるのか、その建物そのものはすぐ図書館にできる施設になるのか、これはどのようになっていますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 新図書館は、当該複合施設の3階から6階に入る予定となっております。これは事業主であります旭橋都市再開発株式会社が設計を相手方と契約しております。私どもは設計の関係者と図書館のつくり込みについて3階から6階までの範囲のエリアごとに調整をしているということでございます。

○又吉清義委員 3階から6階までのエリアを皆さんが買い取って、最初から図書館の施設にできる建物の設計だと理解してよろしいですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 そのとおりでございます。

○又吉清義委員 せめてそれであるならば理解できるのですが、3階から6階までの皆さんが取得をする金額は1平米幾らなのか、坪単価が幾らなのか。数字を見てこんなにお金がかかるのかと驚いていますが、具体的に1平米幾らなのか、坪単価が幾らなのか、勘違いがあったら困るので、土地代を別としてどれくらいを見えていますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 設計会社で鑑定などを入れまして、実際に積み

上げましたところ平米単価が125万円になっておりまして、それを坪単価に直しますと、坪単価が37万8000円になります。これは基礎的なものになっておりまして、実際に最終的に整備をして備品等々を入れて約49万5000円程度になります。

○又吉清義委員 1平米が40万円で坪単価に直すと120万円ということですよ。今、反対の答弁をしていましたが、それで間違いないですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 先ほどお答えしましたのは複合施設の専有部分だけでしたので、図書館のもので申し上げますと、平米単価が59万4000円となっております。

○又吉清義委員 図書館ですので、それも込みですぐ使えるということであれば高目にしては何かいいかと思いますが、すごく高いと思っています。あと、もう一つ気になることは、土地費相当額もありますよね。要するに、土地費も権利が11億円で発生しておりますが、その辺の将来の土地代まで支払うということは、将来的にはそこで土地の権利も発生したと理解してよろしいですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 先ほどの金額で訂正ではないのですが、土地費も含まれているということでもよろしくお願いたします。

今の御質疑ですが、県は当該土地に約9000平米余りで、金額に直しますと9億7700万円余りの権利がございました。それを建物と土地に、権利変換と言っておりますが、おのおの土地に係る分と建物に係る分を権利変換して相殺をしているということになっております。したがって、応分の土地はずっと所有することになります。

○又吉清義委員 そういうことになるかと思いますが、人の権利と土地を借りてそこを買っている場合に、私たちもそういった権利は永久的に発生するものだと思っていたのですが、万が一会社が倒産した場合に、この権利というのは発生するのか、なくなるのか。その辺は弁護士と相談したことはありますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 当該事業は、先ほど申し上げました株式会社が施工主となっておりますが、この計画そのものが県の認可となっております、そもそもは当然実施者がしっかりやるべきですし、また、それを監督するのが県の役割となっております。万が一委員おっしゃいますように倒産しましたら、

認可をした県知事が事業が完了するまで担うことになっております。したがって、本当に最悪な場合には県が責任を持ってこの事業を完了するという事になっております。

○又吉清義委員 まだよくわからないのですが、ある株式会社が建物をつくりますよね。土地の権利もありますよね。その一部分を皆さんは買うわけですね。その一部分の土地の権利代11億円を支払うわけです。何が言いたいのかと言いますと、実際私の地域でもありましたが、全く皆さんと同じようにやっている中でお互い倒産した場合は権利が全てゼロになるものですから、それもしっかり調べていただきたいと思います。倒産しなければゼロではないと。倒産した時点で何の権利も発生しないということで、実際、宜野湾市我如古でもこういった方式だった2カ所が予想外のことが起きて非常に窮地に追い込まれたという方がいたものですから、行政がやる場合は、しっかりその辺も確認してください。例えば、将来設計でいろいろなシナリオをつくるのが一番ベターかと思っておりますので、ぜひいい方向に進むかと思っております。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今回の図書館と新図書館の比較ですが、新たにつくる施設は、利用者数、貸出冊数、建物面積はどう変わるのでしょうか。

○平良朝治生涯学習振興課長 面積は、現施設が6844平米で、新図書館が1万3085平米となりますので、約2倍となります。貸出冊数につきましては、現在34万冊程度ございますが、想定では開館時65万冊程度を考えております。この根拠は、最近建てられた県立の図書館で人口の近いところの4県を人口で割りますと、大体45%ぐらいになっておまして、私ども人口の144万人にそれを乗じますと先ほど申し上げた数字になるということで、当初は65万冊程度を見込んでおります。

あと1点、ゾーンの関係では、大きく3つのゾーンがあるわけですが、現図書館と新図書館は大きく変わるものではないですが、エリアごとで充実を図っていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 利用者数もおっしゃいましたか。

○平良朝治生涯学習振興課長 利用者数が現在は34万人程度ですが、ただ、開館が夏ごろの予定ですので、おおむね1年間で60万人から65万人を想定しております。

○西銘純恵委員 貸出冊数はどうですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 貸出冊数は想定しておりませんが、おおむね先ほど申し上げた60万人から65万人の方の利用が想定されますので、相当数の貸し出しになるのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 面積が倍になるということは、現在の図書館よりさらに機能的にも利用する側にしてもいろいろなことが出てくるのかと思いますが、新たに検討されて新図書館につくる部分は何でしょうか。

○平良朝治生涯学習振興課長 大きく変わる場所ではないのですが、交流エリアが新たに設けられます。申し上げたとおり、面積が倍程度になりますので、その中で充実をさせていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 旭橋都市再開発株式会社から購入するというので、この建築代、土地代もかかっているかと思いますが、土地と建物を分けての総事業費のうち、図書館として購入する金額と割合をお尋ねします。

○平良朝治生涯学習振興課長 今の工区が北工区という事業になっておりますが、総事業費が約195億円と聞いております。一方、私どもの契約の中では68億2372万4000円というのが土地費と建物費に係る分ということになっております。なお、私が申し上げた中には権利変換後になっておりますので、権利分を入れますと78億106万4000円となっております。

○西銘純恵委員 面積の割合と契約金額の割合が妥当なのか知りたいのです。

○平良朝治生涯学習振興課長 割合でございますが、土地、建物を含めまして総事業費に占める図書館の割合は、46.1%となっております。

○西銘純恵委員 面積割合ですか。費用負担の割合ですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 金額での割合ということになっております。

○西銘純恵委員 建物に占める面積割合はどれだけですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 おおむね、2割程度ということになっております。

○西銘純恵委員 面積が2割で、経費に占める負担割合が46%というのは、妥当な契約金額かどうかというのを検討するときには何らかの理由がなければ面積比で契約をすべきではないかということが単純にあります。面積が2割に対して費用が倍になったという理由は何でしょうか。

○平良朝治生涯学習振興課長 まず、図書館は御承知のとおり、集密化書架、書庫等がございます。通常、複合施設の一般的なオフィス使用の場合は、おおむね床荷重が平米当たり500キログラムぐらいなのですが、私どもの図書館には一部自動化書庫では平米当たり4トンあるいは集密化書架では平米当たり1.2トン、その他の書庫一般の開架部分でも平米当たり800キログラムということで、通常のオフィス使用とは異なっております。そういうことでの単価のアップ、それから部屋の高さ—図書館は通常は4.1メートル程度ぐらいらしいのですが、私どもの図書館の仕様は、例えば吹き抜け部分も大きく、高いところでは16メートルほどございまして、空調の問題、それから貴重資料を火災から守るための特別書庫は窒素ガスを設置する等々ありまして、通常の一般オフィスよりは高目になっているということでございます。あと1点ですが、これは公平性があるかということですが、市街地再開発事業では権利変換手続が公正かつ適正に進められるために市街地再開発審査会の設置が義務づけられておりまして、当該会社はそのために3名の大学教授、弁護士、再開発プランナーなどに選任をして、これは県知事で承認をするのですが、その承認を得た皆さんに内容について議論をしていただいておりますので、私どもとしては恣意的な額になっているものではないと認識しております。

○西銘純恵委員 建設はこれからですよ。平成29年度3月末に工事完了ということですが、これは図書館として使用する分を先に契約する理由とは何ですか。通常は、建設の工事出来高に応じてとか、分割で最後の工事が完了したときに残金を払うということが何か建設に関する支払いのやり方だと思いますが、先払いを一括でやるというのはどういう理由でしょうか。妥当なのでしょう。

うか。

○平良朝治生涯学習振興課長 契約については本会議にて議決を経て契約をしていきますが、支払いは3年にまたがって支払うことになっております。あと、契約はそのように1回でやるのですが、出来高等に応じて同じ額を3年で割るのではないのですが、応じて支払いをしていくということでございます。

○西銘純恵委員 一番聞きたかったことは場所の選定なのですが、緑が多い今の場所を考えたならそれよりは商業地といいますか、そこに選定をされた理由があるかと思えます。この場所を選定するに至った経過、何を問題にして、どういうふうにして今の場所にということで決めたのですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 平成25年7月に県の教育庁から新県立図書館基本構想検討委員会に新県立図書館の施設整備の方向性についての諮問をいたしました。これを受けまして、私ども事務局で作業に取りかかっています。議論の中で、まず審査を2次に分けてやることを決めまして、新県立図書館の候補地の選出ということで1次評価の手法として事務局から選出をしております。そこでは3つの視点に基づきまして、候補地を6カ所と抽出をしているわけですが、まず1つ目に土地の所有条件、それから2つ目に立地条件、3つ目に規模条件といった条件を出しました。その1つ目の土地所有条件は、県有地またはそれに類する条件が整っていること。立地条件としましては、県立図書館の役割から那覇市及び那覇市近郊に立地していること。規模条件は、現敷地と同規模またはそれ以上の敷地を有するという条件で幾つか示した中で、それを踏まえて6つの箇所が抽出されました。それを検討委員会の皆さんが何日間かにわたって、その6カ所を視察しております。その後、審査委員会を開き2次評価の手法としましては、評価項目を10項目つくりまして、例えば公共交通の利便性、駐車場の確保、離島町村のネットワーク等々10項目あるわけですが、その中に委員一人の得点として、例えば、項目において最もいい場合は6点。よいが5点等々、配点しまして、審査会を開いております。結果的に、6カ所から今のバスターミナル地区が決定されていったということでございます。

○西銘純恵委員 予定の階が3階、4階、5階でしたか。11階建ての建物で約半分商業施設があって、そのほかの残りが図書館というところから入って、次の階、次の階、次の階まで全て図書館で、その次の階がグッジョブセンターが一部入るということになっているようです。この商業施設というものが、横に

あるということがどうなのかということをととても危惧しています。商業施設に何が入ってくるかということについては、制約はできないと思います。

1万3000平米で、現面積よりも倍になるということをおっしゃっているのですが、3階一部から6階一部まで図書館にすると。例えばこの3階全てを図書館にして、上の階の一部をやるという一面積的には1万1000平米ぐらいでそんなには支障はないと思います。面積を見ていたら、この3階の商業施設は約2000平米になるのではないですか。そして残り2533平米が図書館という、一つのフロアの中でエレベーターも共用になると思います。そういう作り方というのが、図書館の入り口という部分でどうなのかということをととても危惧します。階の取り方というのは、最初からそういうやり方をして決定をされたのでしょうか。それとも再開発の主からそこは商業施設でということがあったのか、皆さんが出された要望も含めて経緯を説明していただけませんか。

○平良朝治生涯学習振興課長 私どもとしては、できれば低層階からということとございましたが、建物全体のバランスであるとか、財政的な問題であるとか、いろいろなことを加味しながら結果的に今のような形になったということとございます。

○西銘純恵委員 結果的になったということですが、商業施設が一つのフロアに重なるということについて、図書館利用者の静閑な部分を求めるという利用者の思いに沿ったような何らかの対策、そして緑がないのですが何かそこら辺も検討していることがあればお尋ねいたします。

○平良朝治生涯学習振興課長 4階にはバルコニーがあります。これは一応建物全体の共有施設の箇所にはなっておりますが、図書館から出て行ってバルコニーが設けられるということ、それから吹き抜けになっているということと空間的に結構あるということから、入る方には落ち着きといいますか、静寂性というのとはできてくるのではないかと考えております。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 議決対象を建物費用相当額と土地費用相当額に分けてあるのですが、何か意味があるのですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 契約は60億円幾らかということになっていますが、土地については、県の規定で2万平米以上が議決対象で、それ以下は対象外ということになっているということでございます。

○糸洲朝則委員 床を買うというのも当然土地も割り当て分も買うわけですので、土地、建物を一括した68億円余りの分で議決を受けるべきではないですか。なぜ分ける必要があるのですか。建物と土地は分けるべきだという取り決めはないはずですよ。工事については土地は幾ら以上というものがあることはわかります。しかし、これは土地も建物も一緒ですので、トータルとして議会の議決をかけるべきではないですか。それをわざわざ土地の分と建物の分に分けてやるということは、こうなりますと土地の議論をしなくてもいいことになるのです。以前に構想を見させていただいたときにも言われている6カ所から絞り込むと。それは大体県有地とかがありますが、そういった部分を聞いたかったものですから、なぜ土地と建物を分けて出しているのですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 そもそも土地は土地の購入費として、また建物は建物の購入費として購入をするということで、このように分けて購入をしているわけです。また、この事業においては、建物の区分所有に関する法律という規定に基づいて、権利変換においても同じ従前の権限分を土地は土地、また建物は建物に案分をして分けるような方法をとるということになっておりまして、私どもも権利変換分については土地は応分、建物にも応分にやっていくこともございまして、そのように購入をしていくということでございます。

○糸洲朝則委員 私の勉強不足かもしれませんが、確かにマンションでも土地の所有分と一登記もそうですよね。土地の分と建物の分というように分けてやるというのはわかりますが、むしろ土地も建物も一体で議決を得ていたほうが将来的にも皆さんにいいのではないかと単純に考えたものですから、そういう質疑をしています。問題はないですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 今回、議決を経ましたら、土地の所有形態の登記をまず行います。それで最後に建物が最終的に完成して引き渡しを受けたときにまた土地の分の登記をしていくということになりますので、今のような形で問題はないものと考えております。

○糸洲朝則委員 契約金額の68億2300万円余りの議決を受けるわけですが、し

かし、皆さん方はその下に議決対象建物費相当分の約56億7700万円、土地については議決対象外の約11億4664万円となっていて、つまりこの建物の分についてだけ議会の議決対象であって、土地の11億円余りは議決対象外としてあるところに納得ができません。

○平良朝治生涯学習振興課長 県の規定に沿ってやっているわけですが、実際に議案の額は議会の議決に付すべき事項になっておりまして、建物費の分というということで議案としてはなっております。

○糸洲朝則委員 土地は対象外になるのですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 これは面積によりまして、2万平米以下は対象外となっております。

○糸洲朝則委員 3階から6階ということになっておりますが、専用駐車場はありますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 県の財産として取得することは今は考えておりませんが、複合施設全体に340台の駐車場が整備されると聞いておりますので、そのあたりを活用していただければと考えております。

○糸洲朝則委員 その駐車場を例えば図書館分として契約する予定ですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 何台になるかはこれからの検討になりますが、例えば、身障者であるとか、遠隔地からとかといった方々のために何台かは確保していきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 商業施設も入るというので、これは相対的なので、よく見てみないとわからないですが、恐らく駐車場は絶対不足だと思います。そして、バスセンターでバスでも来る、モノレールでも来るということで便利だと思いますが、しかし、沖縄の今の生活スタイルは車です。車で来てそこでとめて図書館を利用して、あるいは買い物もして帰るというスタイルになると思います。ですから、駐車場問題をきちんとしておかないと、使ってみたら不便だったということにもなりかねないので、あえて駐車場の問題を聞いておりますが、全部で300台ですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 340台が整備されると聞いております。

○糸洲朝則委員 これは再開発ビル全体の駐車場ですよ。

○平良朝治生涯学習振興課長 そのとおりでございます。

○糸洲朝則委員 将来的には大きな課題になるのではないかと思います。ましてや、その近くに有料駐車場もそんなにない。那覇港管理組合の駐車場がありはしますが、果たして向こうまで行ってとめて歩いてくるのか。モノレールやバスに目が行き過ぎて、駐車場の台数の考え方に少し関心が薄かったのかという感じがします。もし可能であれば駐車場の確保ですとか、340台ということは決まっていますので、再開発ビル周辺あたりにそういうこと等も考えてもいいのではないかと、これは要望を出しておりますので、ぜひお願いします。

そして、3階のフロアが恐らくモノレールとの連絡通路で入れるようになっているかと想像しますが、そのとおりでよろしいですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 2階がモノレールの駅と同じフロアになっております。

○糸洲朝則委員 例えば、モノレールで来たらそこからエレベーターかエスカレーターあるいは階段を使わなくては行けないと。公共施設の場合、バリアフリーというのが一番のテーマでもありますし、それは特に老若男女そういう方からしますと、2階と3階の差が気にはなります。

あと1つ、設計事務所といろいろやりとりをしていると言いますが、私も建築士の端くれですので、図書館というのは特別なのです。それ専門の設計とか、あるいは施工とかにならないと、これはとてもではないですが普通の建築士がやるような、あるいは書架を発注してやるような、そんな感覚ではだめだと思います。ですから、それ専門の設計—私は、床を買って新たに設計、発注をしてつくるのかと思っていました。ところが、今、話を聞いていたらそうではなくて、完成品を買うということですので、少しこれはやばいという見方をしていますが、そこら辺はどうですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 これまで設計の関係で、設計業者、県立図書館、それから私ども県の生涯学習振興課、そして旭橋都市再開発株式会社も入りま

して4者でワーキンググループをつくりまして、実際に現場の図書館の声、また設計業者、それから旭橋都市再開発株式会社の声、そして私どもの考え方も盛り込みながら検討をしてきております。なかなかそれだけでも足りないかということで、学識経験者の方をアドバイザーということで招聘しまして、その方の御意見なども聞きながらここまで検討してきているところでございます。

○糸洲朝則委員 教育長も武雄市の図書館を見られたということですが、武雄市にお話を聞きますと、全部中をつくり変えたのです。つまり、レイアウトから始めて、きちんとした図書館の設計というのは全然違うなという感覚で聞いておりました。そこまでやっていただかないとせっかくつくったものが従来の図書館と変わらないような雰囲気であったり、あるいはまたそういうものだったりしますと、これだけのお金をかけてやるわけですので少し気になりますので、どうぞそこら辺も含めてやってください。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 ここに決まった経緯を少し説明していただだけませんか。

○平良朝治生涯学習振興課長 教育委員会から平成25年7月に新県立図書館施設整備の方向についてということで、新県立図書館基本構想検討委員会に諮問をしております。その中で施設の整備の方向などいろいろ出てくるわけですが、その中で新県立図書館の候補地という項目がございます。そして、事務局で3つの条件を勘案して6つの候補地を抽出してきました。この6つの候補地を検討委員会の皆さんに視察をいただきまして、その見ていただいた後さらに評価項目を10項目ほどつくりまして、点数化をして委員に審査をしていただいたということでございます。結果的に、今の箇所が最優先順位となりました。それを県の教育委員会で決定をしていったということでございます。

○照屋守之委員 6つはどこどこですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 まずは、旧運転免許試験場跡、旧日本赤十字病院跡、県の家畜衛生試験場敷地、JICA沖縄の隣接地、那覇バスターミナル地区、現有地の6カ所ということでございます。

○照屋守之委員 これは全部那覇市周辺ですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 私は、沖縄市、うるま市含めて中部地区の出身ですが、それぞれの地域を活性化するためにどうするかといろいろずっと考えています。ですから、このようなものを選定するのになぜずっと那覇中心なのかと思います。例えば、60万人ぐらいの人が出入りをするという目標を掲げますと、ただ単に施設を持ってくるのではなくて、年間に五、六十万人の人が出入りすれば、そこで経済活動が生まれて、地域の活性化になると。人が集まるという仕組みをつくりたい、それを指して活性化と一それだけではないのですが、そういうことを考えています。しかし、こういうものをつくるのに、全然外は考えない、あくまで那覇市でと。那覇市はほったらかしても沖縄でトップです。中部地区や北部地区は企業誘致がどうのこうのといっても、これは相当ハンディがあるのでなかなか難しいです。ですから、選ぶ人たちもそうですが、その視点がまるっきり外に向いていないということが少しおかしくないですかということがあります。これはどういうことですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 事務局で6地区を3つの条件のもとに抽出したと申しあげましたが、そもそもは中頭地区やその他など12地区ありまして、12地区から先ほどの3つの条件に合致するというので6つに絞り込まれたということございまして、最初から那覇市でということではなく、中頭地区も入っていました。

○照屋守之委員 基本的には那覇市にあってそういうことになってはいますが、今、糸洲委員からもありましたように駐車場の問題などもありますよね。こんなぎゅうぎゅう詰めのところ、那覇市は土地もありません。ぎゅうぎゅう詰めのところ、全部詰め込んでいって、あのようなビルをつくって、ここを見てください。県庁があり、那覇市役所があり、それでしたら県庁は中部地区に持ってくるぐらいのことをやらないといけませんよね。ですから、相変わらず全て那覇市中心なのです。

この前、那覇西道路を見てきました。あそこも安謝港の港湾で、泊港の橋があります。もう一つ国が橋をかけてあそこを整備するのです。流通港湾の中城湾はどうなるのですかという話です。ですから、ここはぜひ県庁職員一人一人がそういう視点を少し持ってもらえませんかということなのです。

もう一つ、この方式はなぜ取り入れているのですか。これだけ70億円近くもお金をかけてやるということでしたら、先ほどの内容の話もそうですが、なぜある一定の土地を確保してきちんとできますよね。今のようなやり方でこれだけお金をかけるということは、リースバック形式でそこである一定の時間でまた移動して、また別の場所につくることも可能なのかと。根本的にどういう意図でこのような仕組みにしているのか、そこを教えてくださいませんか。

○平良朝治生涯学習振興課長 繰り返して恐縮ですが、今、県の教育委員会から新県立図書館基本構想検討委員会のほうに諮問を申し上げたところ、先ほど申し上げたようなことで最優先候補地ということで答申をいただきました。それを県の教育委員会でもまた議論をしまして、そこでということで決定をしたという経緯でございます。

○照屋守之委員 56億7700万円をかけてビルのフロアを3つ買い取るという話で、そのほかにまた11億4600万円ですよ。そうしますと、これは合計で70億円近くになりますよね。そういう答申があるのはいいです。普通、我々はどういう施設をつくるときには、土地をどこに求めましょうか、駐車場はどうしますかという形でそれぞれの考え方を持っているのではないですか。持っている中で新たにビルの中のフロア分を買い取って、敷地の土地も所有するという一なぜそういう考え方に至ったのですかという話です。ただ言われたからそのとおりですという、そんな簡単な問題ではないですよ。教育長、説明をお願いします。

○平良朝治生涯学習振興課長 今の答申を受けまして、教育委員会の中でも議論がありまして、新県立図書館あり方検討委員会にも委ねてきました。その中でもやはり議論がされたわけですが、まず、旭橋駅周辺地区のポテンシャルということで、県都那覇市の玄関口である、それから沖縄県各地への交通ネットワークセンターであると。これはバスターミナルであるとか、モノレールの旭橋駅であるとかです。それから観光の利便性、県民の交流の場としての位置づけということで、交通の結節点も含めて、行政の集積地—那覇市役所、県庁等々が近いということもあり、誘客にも、利用者にもいい場所であるという結論に至って、この場所が決まったということでございます。

○照屋守之委員 要するに、人が集まりやすいということがポイントということですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 1点だけではございませんけれども、やはりその辺もあります。県立図書館ですので、皆さんに多く利用していただく意味からも、例えば、離島支援などもありますので、空港や港にも近くて、バス・モノレールからも利用できる。そういった意味での交通の結節点であることから利用しやすいということで結果的に最有力候補地として選ばれましたし、また、教育委員会でもそのように決定をしていったということでございます。

○照屋守之委員 ここがどういう捉え方をするのかということ、今、考えておまして、私が目指す県立図書館というものは、新しくつくる図書館そのものの自体が人を引きつける、そういうものでなければだめだと思っております。ですから、集まりやすいところではなくて、図書館がどこにあらうが50万人、60万人、70万人の人を寄せつけるという魅力を持たないと、これだけお金をかけてもだめだと思っております。要は、どこにあるのかではなく、それをどこに持って行って、そこにどう人を集めるのか。これからの図書館というのはそういうものだと思います。ですから、そこには駐車場を1000台でもつくって、人を集めるような仕組みができればいいのですが、その視点が……。これだけお金をかけてやる割には、利便性はあるかもしれませんが、形から見るとあの地域は非常に窮屈です。そこら辺の視点を今後持っていただきたいという思いと、あと中身については、図書館として人を集める、県民を寄せつける、観光客を寄せつけるという魅力的な内容になっていますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 その辺も含めて、先ほど申し上げたワーキングチーム等々で議論をして、そういうことに近づけるように魅力ある図書館になるように検討していつつくりたいと考えております。

○照屋守之委員 言っておきますが、県都那覇市で30万人、豊見城市も糸満市も浦添市も相当な人口がいます。ここはやはり中心地です。こういうところにそういういろいろな施設が集中していく、人が集中している、観光客も集中していくと。ほったらかしてもそこは活性化します。それぞれの地域を活性化させようと思うと、やはりこういう問題もその地域と連携をして魅力のあるものをそこに持って行って、さらにそのことによってその地域もつくり上げていくという視点を持ってもらえたらという思いがあります。以前から話題になっております特別支援学校ですが、ああいうものは那覇市にはないですね。土地がないという割には、このようなものは狭いところでもどこでもい

いのでつくり上げていくという非常に都合のいいような判断をするのです。特に私は中部の人間ですので、政治的には何とか県政とかかわって、我が中部地区も沖縄市もよくしていきたい、那覇市に集中している分を何とかしていきたいという思いがあってこの場にいます。ですから、そこは中部の人間だけがそういうことを思っているかもしれないので—那覇にいる人たちは関係ありません。この人たちはそこでいいと言っているのです。行政それぞれが、今後の施策展開において、そういう視点も持ってもらいたいのです。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 運営に関してはどのような検討になっているのでしょうか。

○平良朝治生涯学習振興課長 今、各県の図書館も視察をしてきておまして、今後、管理運営について検討するわけですが、まずは開館時間や開館日数などいろいろなことを勘案しまして、どのようなサービスができるのか等々を考えまして、その中で管理運営についてはいろいろな方法、例えば、指定管理者制度の導入もあるでしょうし、また、直営でいくということもありだと思えますが、含めて検討していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 直営のみというのは、あの場所でしたら例えば21時ぐらいまで開館していくことがきっと望まれるのかと思います。我々も葛飾区の駅すぐそばの図書館の視察に行ったときに、そこも閉館は21時だったかと覚えております。ですから、駅で仕事帰りの方が図書館に寄って図書を借りられる、返せるというような環境があったと思いますので、今の場所もまさにそういう場所ではないかとまず思われます。運営に関してはまず主体を直営にして、その後どうプラスしていくかということをご希望したいと思います。

それからもう一点は、スペースの使い方等もまだ詰まっていないのであれば、1点だけ。これは国内ではないのですが、文教厚生委員会でフィンランドの図書館を視察しました。フィンランドは一番読書量の多い国として有名なのですが、冬が長いので図書を借りたり、読んだりする機会が非常に多いということで、そこの中には幼児や保育園児が入ってきて絵本の読み聞かせができるような—正門ではなく裏門から入る部屋がありました。ただ、とても特異的だったのは、美術品です。例えば、若手の人たちが描いた絵であったり、制作といったものを、そんなに大きくないスペースで—そこは美術協会の人たちが連携を

してその運営をしているのですが、図書館の一角に美術品を描いた人が金額の提示をして置かせてもらって、美術品のリースをしているのです。そうしますと、1点高い美術品を購入して、例えばレストランですとか、ホテルなどに飾るのではなく、本物の美術品をリースで季節ごとに取りかえたり、お好みの作家の作品を取りかえたりと、提示した金額の何分の1という形で美術品のリースを1カ月単位、1年単位で決めておられるようでした。これだけ沖縄県立芸術大学一県芸の方々が出ていらして、制作活動をしていても生活がなかなか成り立たない、自分の作品をなかなか活用させてもらえていないという中で、これを県芸と連携をしたら可能かとさえ思われます。その中で、ぜひこのことをどこかで取り上げたいと思っていましたので、細かい話は後ほどということで、一応提案だけにして、美術品の有料の貸し出しをしながら気に入ったら元値の金額で買い取るということで、若手の育成と美術協会の連携ということがありましたので、このことだけを申し上げたいと思っております。御検討をよろしく申し上げます。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 知の拠点ということになるわけですから、それ相応の拠点として発揮してもらいたいと思っておりますが、恐らく今もあると思いますが、ここに来ずとも地方からどういう書籍があるのかということは検索といいますか、市町村とのネットワークは当然ありますよね。

○平良朝治生涯学習振興課長 オーダー検索システムというものがございます。県立の図書館と市町村立図書館がネットワーク化されているということがございます。

○嶺井光委員 言いたいことは、こういう新しい時代にふさわしいものだというアピールをどんどんやって活用してもらって、知の拠点としての役割を發揮してもらいたいと思っております。

○諸見里明教育長 こうして各委員から御指摘がありましたように、膨大な予算を投入してつくるわけですので、ハード面だけではなく中身のほうももっともっとどういう形で取り入れになるのか。実は、これまでに社会教育委員会の会議からの答申がありました。それから始まって行って庁内の検討委員会、そ

れから新県立図書館あり方検討委員会と幾つもの論議を経て、ゾーニングやエリアのことなど中身についてもいろいろ検討してきております。先ほどリースの話などいろいろありましたが、入れられるものはぜひ入れながら県民に納得のいけるように、また委員の皆さんにも御理解、御指導をいただきながらいいものをつくっていきたいと思っております。

○嶺井光委員 照屋委員が先ほどおっしゃっていましたが、ここにあるから人が来るというよりも、こういう立派なものだから人が来るという場所にしたいという思いですので、ぜひ頑張ってください。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 開館時間はまだ決定していないわけですよね。今の時間帯よりも延ばすという方向ではあるのですか。

○諸見里明教育長 これも議会からありましたように、検討いたしました。今の時間よりは長目にセッティングしていこうと思っております。

○赤嶺昇委員 どうやって決定しますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 先ほど申しあげました県立図書館また旭橋都市再開発株式会社、設計業者、4者のワーキンググループの中で検討していきながら、また昨年度立ちあげました県の新県立図書館整備検討委員会に諮って一これには外部の委員も招聘しまして検討をして、そこである程度決定をしていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 先ほど比嘉委員からありましたフィンランドの図書館については、私たちも行って非常にいい仕組みだと思えました。沖縄では、沖縄とかにいろいろな方が出展されますよね。美術館、博物館含めて図書館に気軽に自分の作品が置かれるということ、なおかつそれがリースで借りられる、もしくは買えるということは、若い世代や子供から置いている人も喜んでいますし、これが借りられるということも非常に喜んでいましたので、ぜひ検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○諸見里明教育長 先ほど生涯学習振興課長からもありましたが、ワーキンググループなどいろいろ詰めをやっておりまして、どういう形でできるのかはわかりませんが、これができるのかどうかもわかりませんが、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員 県芸、学校、いろいろな機関も含めて、みんなで連携をして親しまれるように、特徴のある図書館を目指していただきたいと思います。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田宜明委員。

○新田宜明委員 先ほど開館時間の延長含めて検討するという意向を示したのですが、閉館時間が一番大事ではないかと思えます。民間のサラリーマンは、18時ごろ仕事を終わりますよね。現状ですと、ビジネスマンが利用できる時間帯というのは、わずか1時間ぐらいではないですか。むしろ、こういった商業地域の利便性の高いところにせつかく図書館をつくるわけですので、やはりビジネスマンが最低2時間ぐらいは利用できる時間が必要ではないですか。そうでなければ何の意味もないような感じがします。閉館時間についてはどうでしょうか。これが一番大事ではないですか。

○諸見里明教育長 貴重な御提言だと思います。この辺の観点も含めて18時ごろから2時間ぐらいか……。検討させてください。

○新田宜明委員 とにかく駐車スペースがないというのが大変な問題ですよ。ざっと現状でも1日当たり1000名以上利用するわけですよ。大体今の人というのは、便乗したり、同乗したりする方はほとんどいません。1人1台なのです。合同の駐車場などは利用が難しいですし、例えば豊見城市などがそうですが、豊見城市は庁舎内にハローワークの出先ができて非常に利便性が高まっています。那覇市にありますと必ず有料駐車場を使わざるを得なくなって、いろいろな意味で那覇市に集中することによってプラスアルファの有料駐車料金までかかるわけです。ですから、そういうことを考慮してもっと専用駐車場をふやすような工夫をぜひ考えないと、恐らく利用者は減るだろうと思いますが、その辺もぜひ考えてください。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成25年第28号の2外28件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象の陳情は、継続26件、新規3件の合計29件でございます。

初めに、継続審査となっております陳情26件のうち、処理方針の変更を行う陳情1件について御説明いたします。

説明資料の14ページをお開きください。

陳情平成26年第69号しまくとうばの保護・強化に関する条例制定等を求める陳情に係る処理方針の3及び4について、次のとおり変更するものであります。

変更部分は下線で示しております。

3、方言の指導については、小・中学校ともに学習指導要領国語科に位置づけられており、共通語・方言のよさ・違い・役割について、小学校第5学年と中学校第2学年で学習しております。

また、総合的な学習の時間や学校行事等において、しまくとうばについての調べ学習や劇、ラジオ体操などの取り組みが行われております。

小・中学校においては、文化観光スポーツ部と連携して作成した読本を各学校へ配布し、活用を促しております。

高等学校においては、学校設定科目や国語科等の授業でしまくとうばに関する指導が行われております。また、副読本高校生のための郷土のことば(CD

付)を全県立学校に配布し、その活用を促しているところです。

4、しまくとぅば教育センター(仮称)の設置につきましては、その趣旨に鑑み、県教育委員会の範疇を超えた県全体での取り組みが必要となることから、関係機関等とも連携し、さまざまな視点で議論してまいりたいと考えております。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の29ページをお開きください。

陳情第79号美ぎ島美しゃ(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情の処理方針について、御説明いたします。

3については 陳情平成26年第66号の3、記1・2の処理方針に同じでございます。

4、施設の維持修繕に関する費用につきましては、地方交付税措置がなされており、原則、市町村の負担となっております。7000万円以上の大規模な施設設備の改修において、消防設備をあわせて更新する場合に、文部科学省の大規模改造事業の補助制度を活用することができます。

県教育委員会としましては、老朽化対策に必要な小規模改造についても、地方負担の軽減を図る観点から、補助要件の緩和を含め適切な措置を講じるよう、全国公立文教施設整備期成会等を通して、国に要望しているところです。

5、県内統一の校務支援システムを構築することは、事務の効率化に寄与すると思いますが、児童生徒個々の個人情報を一括して管理することの危険性や、各市町村や各学校の独自性を生かした諸表簿の作成の充実等も勘案し、システムのあり方について、検討してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の31ページをごらんください。

陳情第81号那覇市に特別支援学校の設置を求める陳情の処理方針について、御説明いたします。

県教育委員会としましては、那覇市内への知的障害特別支援学校設置の必要性は認識しており、現在、学校用地や設置形態等について、研究を行っているところです。

知的障害特別支援学校においては、農業実習のための圃場(農場)や、運動場の確保が必要となるなど、那覇市内における一定規模の学校用地の確保等が課題となっております。

今後とも、那覇市等の関係機関と連携を図り、通学時の児童生徒や保護者の負担軽減につながる特別支援学校の設置について、どのような対応が可能かさらに研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、説明資料の32ページをお開きください。

陳情第90号「しまくとうば教育センター」設置に関する陳情の処理方針について、御説明いたします。

しまくとうばは、その地域の文化や伝統の基盤であり、地域の生活に根差した言語であることから、その啓発・普及は、地域全体を巻き込んだ取り組みが必要だと考えております。

「しまくとうば教育センター」（仮称）の設置につきましては、その趣旨に鑑み、県教育委員会の範疇を超えた県全体での取り組みが必要となることから、関係機関等とも連携し、さまざまな視点で議論してまいりたいと考えております。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○狩俣信子副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 31ページ、陳情第81号、特別支援学校の設置を求める陳情について。一般質問でもやりましたが、議論をする協議会をつくるということを教育長がおっしゃっていましたが、問題は、これが10年かかる話なのか、5年なのか、3年なのかという話です。やはり、親御さんというのは自分たちの子供だけでなく、これからの後輩のために5年後という気持ちはないです。今、自分たちが抱えている問題をどのように解決してくれるかという話だと思えますので、その辺を那覇市もしっかり協議会をつくるのであれば、実際、今議会終わって、それなりにそういう議論をして、協議会はしっかりと部署内に設置するという形の議論の進め方が大事だと思いますが、その辺はいかがですか。

○諸見里明教育長 おっしゃるように、近隣にあります島尻特別支援学校とか、西崎特別支援学校の現状に鑑みても、那覇市内の特別支援学校の設置というのは本当に急がれることだと思います。ただ、一定規模の用地の確保ですとか、その辺が必要でありまして、今、幾つかの情報が入ってきているのですが、そ

れについて一つ一つ吟味していく必要があると思います。すぐ使えそうな土地もあるのですが、これが狭くて、それよりももう少し待って、まとまったものができるのかどうか。いずれにしても、那覇市の協議会の設置を急いでおりまして、庁内でも担当同士のワーキンググループをつくって、それから設置していくことになるかと思いますが、急いでやっていきたいと思います。それとも一つ、もう少し時間がかかりそうなものですから、那覇市内の分教室の設置も含めて、これも那覇市教育委員会の理解を得ながら協議してまいりたいと思っております。

○島袋大委員 まさしく、分教室であれば小学校でしたら南城市佐敷の南城市立馬天小学校でやっている分教室もありますが、やはり求めている分教室は小学校だけではないではないですか。小・中・高もろもろ含めてですので、教職員の先生方も小学校、中学校、高等学校と立場が違う中で、那覇市が統廃合した中で校舎や教室があるのであれば、高等学校でこれだけ成功して南部商業高校にもつくるのですから、それを若干セットでまとめて早急な対応ができるということであれば、早急に那覇市との議論は必要だと思いますので、その辺はやっていただきたいと思います。これは逆に那覇市から要請が来るのを待つのではなくて、那覇市はそれだけ問題を抱えているはずですので、県側から意見交換はどうですかと、早急にやりましょうという投げ方のほうがスムーズに、スピーディーにいけるとと思いますが、そういった面はどうですか。

○諸見里明教育長 議会の前にも那覇市教育委員会の教育長ともお会いしまして、それから那覇市長ともお会いしてまいりました。教育長も那覇市長も積極的にこの件は自分たちのこととして一緒になって考えていこうと。そして、協議会の設置につきましても御指摘が議会でありましたが、早速、那覇市の教育長に連絡をとりまして、協議会の設置についても那覇市の教育長は前向きにやっていきたいと、いい形で進んでおります。

○島袋大委員 協議会をつくっていただけるということでおっしゃってまいりましたので、この協議会の中でも県の教育庁側と那覇市の教育委員会、それから那覇市の部局—行政財産もろもろ出てくる可能性がありますし、県も総務部を中心に知事部局から出すと。これは4者ではなくて、やはり親御さんであるPTA連絡協議会の代表者を入れるなど—これはまた親御さんを五、六名入れたら大変ですので代表者を一人、二人あたり入れ込んで、その中でこれから子供たちの特別支援学校の就学につながるものを含めて、その辺でマッチングでき

るような協議会がスムーズにいくかと思いますが、すぐこれをイエスと言いなさいとは言えませんが、その辺はどうか。

○諸見里明教育長 以前は恐らく県有地は目いっぱいでないだろうと思っていたのですが、議会を通して情報が集まってきて、幾つか県有地もできるのではないかと。これはわかりませんが。そうでなければ、また那覇市と協議をしていくのですが、県有地がもしできるのであれば県有地でやって、あと那覇市との協議会というのは、今度は分教室に絞ってとか。これからどういう進展をしていくのか、この辺はワーキンググループを設置してやっていきますので、頑張ってみます。

○島袋大委員 まさしく、この県有地を含めても、今回の一般質問を通して各議員がいろいろ模索して資料を集めて、何名か提案をされていますので、土地はあるわけですね。問題はやる気の問題です。予算もろもろ含めて知事部局も一緒に知恵を出せば、予算を引っ張れる話ですので、その辺も協議会の中で、那覇市におんぶにだっこではなくて、那覇市に土地がありませんので那覇市に土地を探しなさいという話は通りません。そう考えましたらいろいろな面でやるべきだと思いますし、先ほど議論した離島児童生徒支援センターももともと那覇市立神原中学校隣の教育委員会の県有地につくる予定でしたが、那覇市の市営団地と等価交換をしてやりましたよね。ですから、あれも協議会の中で議論をして、知恵を出していろいろな面での使い道をやろうということで、そういう協議会のもとで議論されたことのはずですので、早急にこれをやっていただいて、県は土地があるということを明確に言っていますので、その辺をひとつ議論していただきたいと思っています。

あと、分教室や今ある統廃合の小学校あたりを使いながら考える、議論するという話もありましたが、通学支援や今の親御さんが抱えている問題も含めて、あれは子ども生活福祉部の担当かもしれませんが、予算の使い勝手においていろいろな面で提案が出せばできると思います。そのことも協議会の中に入れて、その辺を含めてやっていただきたいと思っています。親御さんたちからは、今すぐいろいろな面で協力して助けてほしいという声が出ていますので、最終的な目標は特別支援学校の設置かもしれませんが、臨機応変に即対応できるのは教育庁のスタッフで、やはり現場を見てきた先生方です。学校内での特別支援のお子さん方の成長なども含め、実際、県庁に来る前に現場にいた先生方がいるはずですから、その辺も酌み取っていると思いますので、この辺はひとつ御尽力いただいてやっていただきたいと思っていますのでよろしくお願

いします。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 この特別支援学校の設置主体はどこですか。

○新垣悦男総務課長 沖縄県が設置主体となります。

○新田宜明委員 話は早いと思います。前那覇市長が今沖縄県知事になっているわけですから、それは皆さんがどれだけやる気を出すかという問題で、しかし、物事を進める場合は調査費をつけなければいけないのではないですか。ですから、早急にまずは調査費をつけて、そして具体的な絞り込みをやるという段取りをつけることが一番大事ではないかと思っております。それだけを聞きたいと思っております。

○新垣悦男総務課長 先ほど教育長からございましたように、まずはとりあえず庁内で課題の整理をする必要があると。例えば、規模をどうするのかとか、生徒数をどうするのか、規模はその土地の広さなどを見て、それを整理することが先だと思います。それから、委員がおっしゃった設置に伴う調査費などをやっていくと。とりあえずは、議会終了後直ちに検討会を立ち上げるということを進めたいと考えております。

○新田宜明委員 大体、見えてくるわけですので、頑張ってください。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 32ページの陳情第90号と14ページの陳情平成26年第69号について。このしまくとうばの普及などで学校教育に導入するとか、しまくとうば教育センターを設置するとかという陳情がありますが、今、教育においては、しまくとうばはどのような形で展開していますか。

○大城朗義務教育課長 小学校においては、小学校5年生の国語の時間に方言の時間があります。それから中学校2年生にも国語の中に方言というものがある

りまして、そういう中で教えたり、あるいは総合的な学習の時間の中でしまくとうばの調べ学習をしたり、朝の会や給食の時間、それからいろいろな学校行事でしまくとうばを活用したりしています。例えば、ラジオ体操であるとか、挨拶であるとか、それから最近は玉入れでも見ましたが、そのように一部使うという形で導入されていると思います。

○照屋守之委員 読本に小学生用と中学生用がありますよね。これは言語が宮古地区とか、八重山地区とかで5つに分かれています。こういうものを見てみますと、とてもではないですがこれを教育で本当に取り上げてできるのかという疑問が非常にあります。これは5つに分かれています、さらに細分化していきますと北部地区あたりでもそれぞれの地域によって全然違う、そして宮古島や多良間島でも全然違う。日本語は五十音がありますが、しまくとうばにはそういったものも共通のしまくとうばもない中で、教育で取り上げるという目的、そこは明確にしないといけないと思いますが、いかがですか。何のためにしまくとうばを教育で取り上げるのか、そこを教えてもらえませんか。

○大城朗義務教育課長 生まれ育った地域の風土や文化、それから歴史的、社会的な伝統に裏づけされたものなど、そのようなものを子供たちに理解させて、しまくとうばを尊重するという気持ちを持たせることはとても重要なことだと考えております。

○照屋守之委員 教育で取り上げるというのは、尊重するとか、アイデンティティーを高めるとか、誇りを高めるとかという、そういうことを取り上げるために教育でやるわけではないですよ。これを例えば日常会話として社会の中でそういうことが生かされて、生活に使うという目的がなければ、あるいはお互いが社会で生きていく上で活用できるという前提がなければ、教育で取り上げてなかなか難しいのではないかと思います。私は、しまくとうばの普及については賛成です。ですが、それぞれの家庭、それぞれの地域があって、それぞれのしまくとうばは全部違います。それを今一つに統一をしてやろうとしますが、教育というのは一つに統一してやらないといけませんので、非常に無理があると思っております。ですから、先ほど説明がありましたように地域を尊重するとか、プライドを持つとかというのは基本的には地域、家庭で考えるべきことだと思っております。ですから、これは市町村単位でやるべきこと。県全体で一つに束ねて一つのしまくとうばとかを共通語にしてやろうというところまでは考えていないのですか。しまくとうばはどこまでやるのですか。

○諸見里明教育長 委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほど委員からありましたように、方言は5つの地域どころか、例えば南部地区でも、本当に近い地域でも違ってきますので、どれを基準とするのかを初め—それから一番困難なことは、教育課程の中に導入するということになりますと、かなりいろいろな難しい面が出てきます。例えば、義務教育—小学校では教育課程の学習内容など、これは全国一律水準の教育の機会均等で内容を求められておりますし、学校教育法、施行規則等々によって教科もいろいろ決められておまして、それから学習指導要領によって中身も決められています。こうした中でどう一律に取り組むかということは、これは難しい面があると思っております。ただ、廃れゆく言語、我々の言語ですので、学校教育の場で工夫をしながら、学校行事であるとか、総合的な学習の時間、そしていろいろな場面で取り入れながら—やはり主体となりますのは、地域や家庭です。その辺でないと本当に復興というのは難しいのではないかと思っております。

○照屋守之委員 普及、プライドを高める、アイデンティティーという問題も含めて、このしまくとうばは5つの方言があつて、そういうこともやるのですが、この読本を見ても我々中部地区の方言はこういう表現だったのかと驚いています。時と場所、使い方を誤ると非常に厄介だなと。きのう玉城満議員も本会議場で言っていましたように、大変なことになるのです。そういう共通のしまくとうばが通じるメンバーで話をする分にはいいのですが、知事が「ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ」と言うこともあそこでは適切ではないと思っております。そこには宮古出身の議員がいて、八重山出身の議員がいて、北部出身の議員がいて、全部違うわけです。ですから、プライド、アイデンティティーを大事にするというしまくとうばが、そうでない人のプライドを傷つけるという側面が非常に強いです。これは心の問題です。ですから、我々沖縄県もそうですが、知事も、市町村も含めて、全体的にしまくとうばを奨励するということで、それは非常にいいことですが、それを使い誤るとこれは大変なことだと思えます。

今、本庁の中のトイレ表記に「イキガ」「イナグ」というものがあります。5つの方言があるのに、なぜ表記が「イキガ」「イナグ」なのかと。宮古の人が見たらあれは通じません。それからエレベータの前に「ティーチ」「ターチ」「ミーチ」とあります。こんな沖縄の方言がありますか。1階は「イッケー」、2階は「ニーケー」とか言います。非常に間違った表現をします。8階のフロアに「8」と書いて「ヤーチ」はわかります。しかし、「ヤーチ」は8階では

ありません。数だけですので、このフロアそのものも含めてのことですので。ですから、陳情者が言わんとしていることはわからないでもないですが、学校教育でこれをやるということは非常に難しいという思いがあります。

それから、我々はいろいろな歴史があります。ここにも陳情者が書いてありますが、いろいろな歴史があって、今、日本語を通じてこういう沖縄になってきています。私は日本語を勉強して学んでいるから、沖縄はこれだけ発展してきているものと思っております。これをしまくとうばでやろうものなら、沖縄だけは通じるかもしれません。本土では通じませんし、世界にも通じません。この共通語というのは大変なことだと思っております。ですから、そういう観点で考えたときに、教育でどうするのだろうかと思ひ、今、取り上げております。それと、陳情者が「国連のB規約人権委員会や人種差別撤廃委員会は、沖縄県には言語問題、人権問題及び教育問題があることを問題視し、日本政府にその対応を勧告している。それにもかかわらず、当事者である沖縄県民や県関係機関が黙っているのは、日本政府を動かすことはできない」という表現をしております。沖縄県は、国際連合の機関で先住民であるという位置づけをして、日本政府には勧告をしております。日本政府はそれは拒否しております。陳情者がおっしゃるように、我々はそういう民族であるということをお認めしたわけでもない、こういう言語を使うという権利を主張したわけでもないのに勝手に外でああいうことをされて、そして我が沖縄県民や県関係者が黙っているのは日本政府を動かすことはできないという趣旨のもと陳情をされますと、我々は黙ってられませんよという話なのです。国際連合の勧告ですが、県でそういうことを頼んでさせたのか、誰がさせたかについてはわかっていますか。

○諸見里明教育長 わかりません。これに関しては教育庁を超越するものでありまして、私の範囲ではございません。

○照屋守之委員 それと、ここにありますように（１）私的にも公的にもしまくとうばを使用する権利がある、（２）しまくとうばによる自己表現能力育成のための教育を受ける権利がある、（３）公的機関や社会的な場においてしまくとうばで応待を受ける権利、この３つの不可侵の個人的権利を有することになると。我々は非常に陳情者の思いはわかりますが、このような一つ一つやっている部分を権利として我々は持っているのに、それが阻害されてできていないということが今あらわれているという表現になっているということは、非常に不愉快です。このしまくとうば教育センターを設置して、しまくとうばを導入する必要性を配慮してもらいたいという趣旨の前提にはこういうことがある

のです。ですから、この前提そのものに、これはどうお互いが行政として賛同するかという問題です。ですから、ここは教育的な観点から本当にそういう権利そのもの自体が我々沖縄県民が全て持っている、その権利が教育に反映されていない、しまくとうばに反映されていないという位置づけをどういう形でやるかという観点なのです。いかがですか。

○諸見里明教育長 大変難しい質疑です。しまくとうば教育センターをどうするのかということについての回答はしておりますが、背景について今答える立場にはございません。この辺は恐縮ですが、私たちの範疇は超えております。

○照屋守之委員 その背景も含めて教育でどうするかということを、今、教育長は判断するわけですよ、処理方針で。ですから、ここはこのような中身も含めて、陳情者の願意も含めてどうするかということを考えるわけですから、そこは大事なポイントだと思います。ただ、しまくとうば教育センターを設置して、学校においてしまくとうば教育を導入する必要性を県内外に広く発信するよう配慮してもらいたいという陳情だからどうするのかという問題ではありません。そこにどういう形で行政として陳情者の願意を捉えて、どう処理するかということが大事ですよ。

それから、処理方針の14ページも同じような形ですが、しまくとうば連絡協議会の会長照屋義美さんが陳情者になっております。これは平成26年9月1日の陳情ですが、その後にはしまくとうばの関係も含めて、陳情者は県の政策参加になりました。この方はみずから陳情した部分を知事に対して進められる立場になったわけです。そうしますと、これはどういう形で今度は教育委員会や県の行政が処理するのかということになるわけです。これはただ陳情を出して、これができる、できない云々ではなく、この方がそういう意思決定ができるような、あるいは知事に対してこうなさいと言えるような立場になっています。ですから、教育委員会としてどういう形でしまくとうばを県民に普及し、あるいは教育に使い、学校の先生方にしまくとうばを一つ一つ指導してやっていくのかという考え方をしっかり持つておかないと非常に混乱することになると思っております。どうしますか。子供たちです。学校の先生方もそうです。先生方がしまくとうばをわからないと子供には教育できませんので、その教育体制を教育委員会としてどうしますか。そこを教えてください。

○諸見里明教育長 先ほど委員がしまくとうばの普及については必要だと思っ
ているとおっしゃっていましたが、私もこの普及については必要だと思っ

ります。しまくとうばは私たちの言語でもあるわけですから。このしまくとうばが廃れようとしているときに、学校現場でも工夫して教育活動の中に取り入れているわけでございます。ただ、陳情者の立場などについて私が答弁することは難しいです。

○照屋守之委員　ですから、これをどう連携して議論をしていくかということですよ。どういう視点で教育委員会が議論していくことになるのですか。

○諸見里明教育長　答弁が難しいのですが、先ほどもおっしゃいましたように、教育委員会の立場としてできる範疇がありまして、今述べさせていただきました。あと、県全体の普及については、やはり地域であるとか、あるいは家庭であるとか、そういう形で県全体で考えてもらいたいというのが私の認識でございます。教育委員会だけでできるものでもないですし、教育への導入については先ほど申し上げましたように法的な観点からも幾つかの縛りもございまして、大変厳しいものがあります。

○照屋守之委員　教育でもし取り入れるとしたら、これが本当に日常の会話として、最低でも沖縄県全体で共通のしまくとうばがあって、それで通用するような仕組み、それが第一前提ですよ。今、5つの言語があって、それもかなわないという実態です。ですから、これを今からやっても、恐らく100年、200年かかっても厳しいと思っております。では、日本人とつき合うのにどうするのか、しまくとうばで通用するのか、今、情報が発達した中で世界と対応するときに、このしまくとうばが役に立つのか。我が沖縄県は観光立県で入域観光客数は700万人を超えました。外国からもどんどん外国人が来るようになりました。それをしまくとうばで対応するという、そういう目的があればそれは会話としていいと思います。逆にまた我々が外国の言葉を覚えて、外国人を迎えるということであれば、それは教育の中でそういう視点もいいと思います。ですから、教育で取り上げるときに本当に何の目的でやるのかということは、ぜひ議論の中で明確にした上で対応してください。できるのでしたらやってください。ただ、しっかり明確に目的を定めて、全ての県民に理解できるような、それぞれの権原があるのでどうのこうのという議論は絶対通用しません。

○狩俣信子副委員長　休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長の交代)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

先ほど、又吉委員の質疑に不明図書についての答弁ができなかったようですので、改めてその部分をお願いします。

平良朝治生涯学習振興課長。

○平良朝治生涯学習振興課長 又吉委員からは、盗難ということで話がありましたが、私どもの調査では盗難あるいは点検漏れということで、整理としましては不明本ということでさせていただいております。これは平成23年からの調査となっておりますが、4年間不明なものが127冊。3年間不明なものが106冊。2年間不明なものが36冊。1年間不明なものが63冊。合計で現在332冊が不明本となっております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 32ページ、陳情第90号、「しまくとうば教育センター」設置に関する陳情について。陳情者の考え方とは別にしても、しまくとうばの普及は教育の面で多大な意義を持っていると考えております。今度の一般質問でも時間がないがために、しまくとうばの普及について再質問ができませんでした。教育長は教育の理念として、知育・徳育・体育ということを3つの大きなキーワードでお話しされました。今の世の中でいじめの問題など、さまざまな社会的な現象の中で、今、非常に大事なことは、徳育の問題だと思っております。沖縄県民に広く愛唱されている、そしてNHKでも紹介されている沖縄の「ていんさぐぬ花」。「ちんさぐの花」とか「ていんさぐの花」とかいろいろ発音しますが、これを県民は広く愛唱歌として親しんでいます。一般質問の中では時間がなかったのですが、本当は翁長知事のアイデンティティーと絡めて、ていんさぐぬ花の歌詞に込められたものも紹介しようと思っておりました。みんな大体わかっているのですが、改めて紹介することによって、私たちの先輩たちや先祖が育んできた、子や孫たちにウチナーンチュとしての心のあり方、チムグクルのあり方を教える内容としてはすばらしい歌詞だと思います。例えば、「ていんさぐぬ花や 爪先に染みてい 親ぬゆしぐとうや 肝に染みり」「天ぬ群星や 読みば読みしが 親ぬゆしぐとうや 読みやならぬ」とか、「なしば何事ん なゆるくとうやしが なさぬ故からどう ならぬ定み」、「行ち

足らんくとうや 一人足れい足れい 互に補ていどう 年や寄ゆる」とか、すばらしい言葉ではないですか。これ以外にも黄金クトゥバというのがいっぱいあります。こういった私たちの先祖あるいは先輩たちが培ってきたウチナーンチュとしてのチムグクルというのは、こういったしまくとうばを通してでないとなかなか伝わっていかないだろうと思います。このしまくとうばというのは地方、地方みんなあります。そういう意味では、それはそれで違いがあつていいと思います。要するに、地域に根差した風土からできた文化が言葉ですので、これを大事にしないといけないと思います。

きょう、ハワイ州知事がいらっしゃっております。あしたは県主催のレセプションもありますけれども、ハワイはもともとアメリカ合衆国ではないですよ。ハワイ語を公用語としてアメリカ合衆国は認めています。そして、公教育の中でちゃんと復活してやっています。その後、ハワイ語を母国語として公教育の中で活用したからということで、ハワイの子供たちが学力低下したかといいますと、そうではありません。そして、アメリカ合衆国大統領は先住民であるハワイの原住民を征服して英語を強制したことに対して、大統領みずから謝罪をして、連邦議会でも決議をしました。そのことは御存じですか。

○諸見里明教育長 今、委員がおっしゃったようにハワイで廃れかかっていたハワイ語がかなり回復したということも知っておりますし、ハワイでは学校教育の中で取り入れているということも知っております。

○新田宜明委員 ですから、その辺もぜひ研究してほしいと思うのですが、今はしまくとうばですとか、その地域、地域の消えかかっていた言語を復活させることは、世界の趨勢なのです。これは一つの文化として、さまざまなマイノリティーの習俗や文化や言語を大事にしようということが、世界の当たり前の流れなのです。これが沖縄にも当然のごとく復活してきたと見ております。今、バイリンガルの言葉、この中に地方、地方の言葉も入っています。沖縄でも、方言も一方言というのはある意味では蔑称みたいに言われていますので、要するに、その島々のしまくとうば。そして、共通語である日本語。そして、外国語。こういう言葉を使いこなせる人がマスコミですとか、いろいろなところで貴重な存在として活用されています。そういう意味では、その言葉ではなかなか感知できない。そういう微妙な、複雑なものを理解するような人間に育てるためにはさまざまな言語、小さかろうが、大国の言葉であろうが、こういうことをきちんと教育に取り入れることは非常に大事だと思います。そういう意味では、この陳情者がどういう歴史的背景やどういう思想・信条を持とうが一沖

縄県議会でもしまくとうばの日を制定しましたし、そして今、県民の愛唱歌としてていんさぐぬ花も一般にふれ回っております。私は自分の事務所でたまに疲れたときはウチナーグチ体操を流してやっています。県庁でも本来3時ぐらいの休憩時間に、ウチナーグチ体操でも流してやってほしいと思いますし、また、県議会議員の皆さんは自分の地元の方言で最初の出だしなり、できるだけ地域のしまくとうばを使って挨拶されたらどうかと思っております。別に、しまくとうばを統一する必要はないと思います。そういうさまざまな違いなどを認め合うことによって人間はもっと包容力と寛容さが出てくるのではないかと。私はそういうことで、この陳情については十分理解をしております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 31ページ、陳情第81号について。教育長は、特別支援学校を那覇市内につくるという前向きな答弁をしていますが、本当に教育を受けるという条件が整備されていないということが、署名運動までして顕在化したという当事者の皆さんの並々ならない努力というものがあらわれている陳情だと思っております。午前中に終わりました議案審査の中で、那覇地域に高等特別支援学校がないということは7年前にも触れましたが、全体的に特別支援学校の問題は平成24年から平成34年の計画においても、見直しも含めてニーズに合わせてやっていくということを教育長も答弁されております。先にお尋ねしたいことは、那覇市在住で別のところに通っている皆さんの中で、特別支援学校2校分に匹敵する生徒がいるという陳情者の指摘ですが、これは教育長も同じ認識でしょうか。

○諸見里明教育長 正確に言えば2校かどうかはわかりませんが、とにかくかなりの人数がいるということは承知しております。

○西銘純恵委員 そうしましたら、抜本的に支援学校の計画をしていく対策会議というものが急がれるということは当然ですが、今、陳情されている皆さんがほかの地域に通っている交通の問題とか、当面、急いで解決する問題にも触れていると思います。これについては緊急に解決できるものがあるのではないかと思います。それはどんな点で、解決はいつできるのかお尋ねします。

○登川安政総務課教育企画室長 子供たちが通うためのスクールバスを大平、

島尻、西崎の各特別支援学校で運行しておりますが、通学時間を軽減するために我々としても大平特別支援学校の最近の対応としまして、平成24年度に1台ふやし、現在4台で運行しております。また、島尻特別支援学校につきましても平成26年度に1台、平成27年度に1台の計2台のバスをふやして、現在4台で運行して通学時間の軽減化を図っております。

○西銘純恵委員 努力されておりますが、通学時間は短縮されてどれくらいになっていきますか。まだ時間的に長くかかっているところではどれくらいの時間を要していますか。

○登川安政総務課教育企画室長 まず、大平特別支援学校的那覇市民の通学時間は約80分です。これは那覇市民の生徒を後半部分に乗せて乗車していることから、例えば同じバスでも、浦添市民、宜野湾市民の子供たちの90分に比較しても80分と実は那覇市のほうが短いです。それと、島尻特別支援学校的那覇市民のスクールバス乗車時間は75分。それから、西崎特別支援学校は80分です。どれくらい短縮されたかどうかの数字は持ち合わせておりません。

○西銘純恵委員 今のことを聞いて、やはり通学時間の短縮はバスをふやすことで解決できるわけですか。80分、90分と、相当子供たちへの負担が大きいのではないですか。ですから、それは少なくとも30分以内にするとか、バスをふやすということで解決できる問題は早急に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○登川安政総務課教育企画室長 バスの台数を最近ふやしたところですが、今後はバスの経路ですとか、8時45分の開始時間において、バスに乗る時間を軽減する方法については、また学校側ともいろいろと意見交換をしてみたいと考えております。

○西銘純恵委員 80分、90分という時間を通学時間としていい時間だと見るのか、それとも何分以内という目安といいますか、目標を持つのかどうか、とても大事だと思います。それはどうでしょうか。

○登川安政総務課教育企画室長 実は、この特別支援学校の編成整備計画で我々としては平成28年までに特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間は1時間20分以内とするという目標を掲げて、今現在、80分を75分に短縮していると

ころでございます。最長が1時間20分です。

○西銘純恵委員 計画そのものが大変だと思いますが、これは障害を持っている生徒さんですよ。トイレとかそういうこともとても気になります。通学にこんなに時間をかけるという、整備計画で120分を短縮するとかということ言われているのでしたら、そこも急いで見直しが必要ではないかと思いますが、これは専門的な医者意見なども聞かれたほうが良いと思います。通学にこれだけ時間を要しているということについて、生理的にどうなのかということも含めて。そして検討すべきだと思いますが、見直しについていかがでしょうか。

○登川安政総務課教育企画室長 児童生徒の負担軽減につきましては、これからはもしっかり専門家の意見を聞きながら、どういった対応ができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 それでは、那覇地域への特別支援学校の建設ですが、ワーキンググループをつくってということですが、2万平米ということが支援学校を新たにつくるのはと、ずっと教育長がおっしゃっていました。先ほど図書館議論の中で出された1万5000平米の家畜衛生試験場跡地に実際計画をしている学校規模をとりあえずつくろうとすると、全く面積的にあと5000平米足りないか、そこら辺についての御意見を聞かせていただけませんか。

○諸見里明教育長 私が2万平米と言ったことに対して少し誤解があると思いますが、西崎特別支援学校が2万平米で、大平特別支援学校が2万3000平米か、2万4000平米。2万平米超えている中で、大体2万平米あれば広々とした用地が確保できると。ところが那覇市内におきましても、それからその後いろいろと調べましても設置基準に何平米というのがないということがわかりました。ですから、1万5000平米でありますとか、例えば、那覇市立久茂地小学校跡が1万平米ないので、我々はあれぐらいでもいいのではないかと思ったり、それから那覇市立開南小学校が1万3000平米ですので、できないことはありません。1万平米を超えたら十分ではないですが、いろいろ工夫してそれなりの学習活動というのは保証できると考えております。

○西銘純恵委員 具体的に公有地ということではありそうですし、あとは国有地とか、ほかにも公の土地などを探すことも可能です。今の話では、既に射程内の土地のイメージが入った答弁が教育長からありました。那覇市からほかへ

通っている生徒数は2校分に匹敵するというのですが、1校だけつくるという観点でやるので規模の大きなものをとということがあるかもしれませんが、とりあえずは1校つくって、また北側や東側にといい、那覇市は30万市民ですので、そういう意味ではやはり発想をきちんと切りかえてといいますか、1校だけという頭ではなくて、どうニーズに応じていくかという観点で取り組んでいただきたいと思います。今、教育長から具体的に県有地、市有地ということでも明確に出てきましたので、急いで検討に入っていただきたいと思います。要望します。

ワーキンググループでそこもやっていくということで、その話し合いを急ぎやっていただきたいと思います。年内に第1回の話し合いを持っていくということは考えていますでしょうか。

○新垣悦男総務課長 先ほどの御質疑の中でお答えしましたが、とりあえずは課題を今おっしゃった面積も含めて、都市型ということでやっていくのかどうか、従来、軽度知的障害の子を対象とした学校でございますので、それも含めて検討していくと。そして、ワーキンググループの中では課題を整理した上で那覇市も入れて議論していくということを今考えております。時期については、議会終了後に検討会をやっていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 急いでやってください。

それでは、3ページ、陳情平成26年第26号をお尋ねします。授業料が無償になっていないので、経済協力開発機構—OECD加盟国に比べても、日本は高等学校授業料も大学授業料も高過ぎてなかなか行けないという状況があって、授業料無償化に準ずるようなことは出ておりますけれども、授業料以外の教育費負担軽減の給付型奨学金を創設されたということですが、これについて公立の全高校生は何名で、この対象となっている生徒は何名なのかつかんでいらっしゃいますか。

○識名敦教育支援課長 これは平成26年度の実績ですが、県立高等学校で支給されている生徒が5275人。それから私立高校が235人。国立高等専門学校が35人ということで、公立、私立ごとの比率ではないですが、全体の比率として、約33%程度の生徒が給付金を支給されているということです。

○西銘純恵委員 子供の貧困割合が全国では16.3%ということで、都道府県別では出していないということでしたが、実際は親の年収が約250万円未満とい

う高校生の皆さんが多いということは、33%の割合で受給しているということによろしいのですよね。

○識名敦教育支援課長 受給の条件が、家計の条件で申し上げて、住民税の所得割額が非課税世帯ということで線引きをして支給しているということになっております。

○西銘純恵委員 住民税が非課税ということは、本当でしたら教育費ももちろん無償でやる必要があると思いますし、そして、ほかのものも本当は支援をしてやらないといけないということがあらわれていると思います。ですから、33%もいるということの基本として、沖縄県の高校生の皆さんや子育てをしている皆さんにもどういった支援をしていくのか。先ほど、離島児童生徒支援センターという話もありましたが、もっと支援の必要があるということは沖縄県では見えているのではないかと思います。今、33%と言いましたが、全国の割合はわかりませんよね。わかったらお願いします。

○識名敦教育支援課長 文部科学省がこの制度を導入するとき実績ではなくて、試算をしている数値がございます。それによりますと、全国は約11%となっております。

○西銘純恵委員 今の答弁を聞きまして、本当に高校生支援が必要だと思います。そして、県外の大学授業料も給付制を導入するというところで一般質問では教育長も答えていただいたのですが、大学の授業料が有料であるということも、日本は本当におくれている国で、それをそのままにするかということで沖縄が独自に全国より一高校生を見ても11%と33%と、非課税の世帯が3倍にも上っているということを考えたら、大学の授業料の奨学金制度、それから給付制度についてももっと拡充していくという観点で教育行政を進めていただきたいと希望しますが、教育長何かありますか。

○諸見里明教育長 委員のおっしゃるとおりだと思います。本県は県民1人当たりの所得も低迷しておりまして、子供の貧困率もすごく高いだろうと。こうした中で、貧困家庭の所得によって教育に格差が出るということはあるとはならないことだと思っております。給付型制度も含めていろいろな支援をしながら、むしろ教育で負の連鎖を脱出していきたいという思いでございます。

○西銘純恵委員 9ページ、陳情平成26年第52号、教職員の多忙化解消について。もう一点質疑したいことは、少人数学級のところですが、少人数という国の制度がなされていない中で県政も努力をしているのですが、過去に比べて子供たちが多様化した社会の中で結構難しい教育現場だと思っています。だからこそ、少人数学級が必要だと思っているのですが、教職員50人以上の学校に労働安全衛生委員会を設置するとありますが、実際それが機能しているのかどうか、どうつかんでいらっしゃるのかをお尋ねします。

○新垣健一学校人事課長 労働安全衛生委員会につきましては、職員50人以上について労働安全衛生法に基づき設置が義務づけられているところでございます。県立学校につきましては、特別支援学校を含めて全てにおいて設置しております。また、50名未満の学校につきましては、労働安全衛生委員会は設置しませんが、衛生推進者を置いて実施をすることになりまして、それについても全て設置されているところでございます。小・中学校につきましては、労働安全衛生委員会の設置が平成27年5月1日現在で72%でございます。これにつきましては法的に設置が義務づけられていることから、市町村へ設置に対して文書等で指導を行っているところでございます。

○西銘純恵委員 衛生推進者というのは、特別に学校にもう一人配置をするというものなのでしょうか。どういう資格を持った方なのですか。

○新垣健一学校人事課長 衛生推進者は、特別に設置をするということではなくて、現在置かれている教職員の中からその役割を担うということでございます。教頭先生でありますとか、学校においては養護教諭の先生がなられたりと、学校の実情に応じてそれぞれ設置されているところでございます。

○西銘純恵委員 やはり、同僚に話せないとかというところを見ましたら、第三者のつらさを聞いていくというシステムも大事ではないかと思えます。学校内の同僚の中で上司がそれを担っているとかありますと、やはり本音を言えない、言うと教師の評価につながるとか、いろいろなものが働く可能性があります。ですから、衛生推進者というものについて、もう少し検討をしていただきたいと思えます。

日本の教師の働き方について、OECDが2013年に国際教員指導環境調査を行っているということですが、日本の教員はほかの国に比べて労働環境はいいけれども病休などが多いということではあるのか、そうでない

のか。どういう指摘があったかをお尋ねします。

○新垣健一学校人事課長　OECDが平成25年に世界OECD加盟国等34の国と地域で中学校を対象に調査をいたしまして、昨年6月に公表しております。調査項目としましては、教員と学校の概要や校長のリーダーシップ、それから実践、教員の信念、学級の環境などといった項目を調査しておりますが、その中で幾つかポイントがございまして、今の委員の御質疑の趣旨を踏まえまして、勤務時間のことだと思っておりますので、その件についてお答えします。教員の勤務時間が今回の調査国34カ国中、断トツに長い状況であるということが公表されております。その中で1週間当たりの勤務時間が、53.9時間。34カ国平均で38.3時間ということで、我が国の中学校の教員の勤務時間が最多であったということが公表されているところでございます。

○西銘純恵委員　2013年10月から12月、県教育庁にも恐らく届いていると思います。沖縄県教職員組合が行って、各職種にわたって1298名が回答した、超過勤務実態、過労死危険水域直前の結論を出したものが出ておりますが、1カ月の想定平均超過勤務時間が92時間ということで、過労死認定基準の80時間という目安を超えた超過勤務をしていると。それについて皆さんと懇談をしようですよということがあったのかどうか。本当は、教師のことを一番知っている教育庁との話し合いが大事だと思っておりますが、そういうやりとりはあったのでしょうか。

○新垣健一学校人事課長　職員団体からは、団体が行ったアンケートの結果ということでの情報提供はございました。

○西銘純恵委員　要するに、92時間の超過勤務状態にあるということが共有されているのか、それともそうではないのかということなのですが。

○新垣健一学校人事課長　92時間につきましては、1カ月の想定平均超過勤務時間ということで表現されております。いわゆる、朝、勤務時間前には学校内にいる、それから退勤時間が午後7時前後である割合が何%、それから1週間で家に持ち帰って仕事をしたことが毎日あるなど、その辺から1カ月を試算しますと92時間になるのではないかとというデータでございまして。職員の勤務のあり方等につきましては、職員団体とさまざまな機会に意見交換をさせていただいているところでございまして、それぞれ私どもが行っている多忙化解消に向

けた取り組みですとか、そういったことの話し合いが行われているところでございます。

○西銘純恵委員 勤務時間を具体的に把握する方法というのは検討されたのでしょうか。

○新垣健一学校人事課長 勤務時間につきまして把握する必要があるということは、労働安全衛生法上もそういう取り扱いになっております。それにつきましては、私どもから県立学校に対してそういった出退勤時間を適切に管理するようにという通知をしているほか、市町村立学校におきましては、市町村教育委員会宛てそういった通知で周知をしているところでございます。

○西銘純恵委員 部活動問題も教育庁から通知といたしますか、そういったものが出されましたけれども、やはり、いろいろな意味で多忙化をどう解消するか、本来の、子供たちが全人的に伸びていく教育環境をどうするかはとても大事だと思います。

最後に1点だけお尋ねします。

25ページ、陳情第63号、少人数学級について。県単定数の活用も含めて関係部局と調整をされていると一般質問でもそのような趣旨の答弁をいただいたのですが、実際、次年度少人数学級を拡大するという立場にあると受けとめたのですが、もう一度確認いたします。

○新垣健一学校人事課長 次年度の拡大に向けて、県と調整を進めているところでございます。これまで答弁しておりましたように、市町村の意向等を踏まえアンケート調査を実施しておりますので、今はそれを学校人事課内で検討しているところでございます。今後、庁内でオーソライズした後、関係部局等も含めて処理方針に書いてありますように県単定数の活用も含めて調整をしてまいるというところでございます。

○西銘純恵委員 仮定ですが、文部科学省の加配教員がそんなに当てにできないと、そんなにふえないということを考えましたら、県単でどうするのかと。そうしますと、次年度に1学年少人数をふやしていくということになりましたら、どれだけの教員が予定されて、試算として、どれだけの予算がいるのですか。

○新垣健一学校人事課長 ざっくりとした話で大変恐縮ですが、1学年を進行して40人を35人にした場合、大体1学年50名の程度の教員の増が見込まれます。そうしますと、約3億二、三千万円ほど経費がかかるというところでございます。

○西銘純恵委員 県単であるにしても、少人数学級が教師の多忙化を含めて、また子供たちが本当に教師と元気にわかる授業を受けられる環境が拡大するという立場でぜひ広げてほしいと思います。私は応援をしています、文教厚生委員会の皆さんも一緒に応援できると一人で思っております。よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 17ページ、陳情第25号と18ページ、陳情第28号。いわゆる、首里高等学校の校舎改築について。これは関連する陳情ですので、まとめて聞きます。文化財を保護しなさいということと、早目に工事を進めてほしいと哀願するような陳情なのですが、皆さんの陳情処理方針を見ていますと、保存することについては、将来的に復元整備などの活用ができるよう、遺構への影響を最小限に抑え、新校舎の下に埋め戻して現地保存する方向で検討を進めているということと、展示コーナーを設ける云々ということ、また、中城御殿跡についても意見交換をしていくということが保存に対する回答です。早期に校舎の改築を進めることについても、校舎改築工事については、遺構を埋め戻し地盤をかさ上げる案で那覇市と協議を進めております、また、設計変更を行い、可能な限り早期に着手できるよう対応してまいります。陳情処理の変更が出ていないのでこのように進めていると思いますが、進捗状況はどうか。

○親泊信一郎施設課長 校舎の建築工事につきましては、埋め戻した後、その上に校舎を建築するという事で進めておりました、現在、設計変更についての発注を土木建築部に分任しておりますが、その発注準備をしているところでございます。

○糸洲朝則委員 この処理方針のとおり、順調に進んでいるということによろしいですか。

○親泊信一郎施設課長 そのとおりでございます。

○糸洲朝則委員 もう一点、先ほどから出ております、31ページ、陳情第81号、特別支援学校の設置についてですが、これは本会議であえて東京都の再開発ビルのお話をしましたが、あれは三、四階に突き出す形で校舎と体育館全てやりまして、屋上部分を校庭に使うという設備になっています。これはできたら一度は見てみたいと思いますが、そういったこと等考えますと、土地の取得がなかなか難しいということであれば、例えば、旧赤十字病院跡地に校舎と体育館もろもろの施設をつくることは可能だと思います。圃場については、今、屋上に土を入れてフェンスをしてやればむしろ安全な農場が確保できるのではないかと。随分西側に行きますと、多目的広場がかなり広いので、向こうは休日などは少年野球や少年サッカーなどに使われますので、月曜日から金曜日までの間に時間をとって、そこを利用すると。少し距離が離れていますのでマイクロバスなどで子供たちの移動はやっていけば、工夫次第では案外県有地、また公園も那覇市の管理ですので、那覇市ともそういうことができるのではないかと。いうことを思ったりします。要は、教育長の腹一つですので、そこら辺も含めてどうですか。

○諸見里明教育長 私の腹一つでできればいいのですが、現実はそのではなくて、いろいろ関係部局とも調整がありますので、設置したいという思いは強くあります。今、御提案がありましたように、屋上に圃場をつくって一私は毎日バスで見ているものですから、できるのではないかと。いずれにしても、いろいろと検討させてください。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 28ページ、陳情第67号、教職員定数の改善のところ、少しわからないので教えていただきたいのですが、ここで言っている自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけられたというのは、もちろんその負担金は上に書いてあるとおりでと思います。これは沖縄県としては、我々に意見書を採択してほしいとあるのですが、県としての考え方としてもマッチしているという理解でよろしいのでしょうか。

○新垣健一学校人事課長 教職員定数につきましては、御案内のように児童一

人一人40名に応じた基礎定数のほかに、政策的なことで、いわゆる学校の問題、いじめの問題や少人数指導の問題に対応する加配定数というものがございます。加配定数等につきましては、法律に基づかない予算措置でございますので、当該年度の予算で違うということがございます。そうすることが各都道府県において、教員の採用であるとか、配置でありますとか、今後についても計画を立てにくいということがございます。そういったことを踏まえまして、教職員定数の改善についてしっかりと計画を打ち出してほしいということを九州あるいは全国の教育長及び教育委員長協議会等を通じて要請をしているところでございます。

○比嘉京子委員 安倍政権において、35人学級のお話がたしか出たと思いますが、それは今どういう状況になっていますか。確かに、OECD加盟国で1クラス40人というのはありません。おっしゃっているとおりなので。国が35人学級を検討した跡が見えていないのですが、検討していたのは今どういう状況に置かれているのでしょうか。

○新垣健一学校人事課長 平成24年度に小学校2年生を35人学級とする新たな教職員定数改善計画を文部科学省が出しましたが、それが国の予算編成の中で見送られるという形になりました。それ以降、教職員定数の改善計画が打ち出されていないというところでございます。

○比嘉京子委員 これは小学校2年生までとあって、高校生とかは全然入っていないのですか。

○新垣健一学校人事課長 基本的に、小学校は40人で1学級ですが、小学校1年生だけ35人にしております。それを小学校2年生も35人にするということを基本とした改善計画でございました。

○比嘉京子委員 これは国が頓挫したという理解をして、陳情に向けてやっていきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 28ページ、陳情第67号、教職員定数改善、それから義務教育

国庫負担制度の2分の1復元ということで意見書を採択してほしいと出ているものですから、これはとても大事なことだと思っております。実際に、定数改善も必要でしょうし、それから義務教育の国庫負担で負担割合を2分の1に復元するようになっていっていますが、今はどうなっているのでしょうか。

○新垣健一学校人事課長 現在、3分の1でございます。

○狩俣信子委員 非正規雇用も教員もたくさんいるわけですし、そういう中ではこういう国庫が負担する義務教育のお金、それはきちんと復元をして、元の2分の1に戻してほしいという要求は当然の要求だと思います。ですから、これは文教厚生委員会として、この要求は国にやっていきましょうということが全部で確認できたら意見書として提出できるわけですよ。そこらあたりは皆さんどうでしょうか。（「賛成」と呼ぶ者あり）ということで、そういうことですので、これについては意見書としてぜひ上げていただきたいと思っております。

次に、31ページ、陳情第81号、特別支援学校について。

これは教育長も前向きに検討する、土地の問題などいろいろ言ったのですが、きょうは陳情書を出した方々もいらしています。やはり、私たちの動きというのをしっかり見ているわけです。それに私たちは誠実に応えていかないといけないと思っております。多くはしゃべりませんが、前向きによろしく願います。

○諸見里明教育長 前向きにしっかりとやっていきたいと思っております。

○狩俣信子委員 24ページ、陳情第54号、スクールカウンセラーに準ずる者の待遇改善についてですが、スクールカウンセラーにはいろいろなタイプがいるようで、その手当が全然違うのだということでの不満が現場にあるわけです。そういうことで改善を要求している、瀬名波栄啓さんは元学校の校長先生でしたよね。その方が実情をこうだと言って訴えてきているわけです。聞きますが、学校カウンセラーや学校心理士、キャリアカウンセラー、教育カウンセラー及び臨床発達心理士、このように書かれています、その皆さんがどれだけのお金をもらっているのですか。

○大城朗義務教育課長 スクールカウンセラーの報酬ですが、沖縄県の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則というものがあつて、それに基づいて支払われております。スクールカウンセラーといつますの

は、臨床心理士、精神科医、大学の学長等からなっておりまして、スクールカウンセラーの報酬は1時間5000円です。それに準ずる方々ですが、1時間に3200円となっております。この3200円の準ずる者といいますのは、大学院の修士課程を修了した者で、1年間の相談業務の経験を有する者などといった規定がありまして、スクールカウンセラーとは差がつくという形になっております。

○狩俣信子委員 仕事の中身としては一緒だと言っているのです。中身は一緒なのですが、同じところにおいて一今、臨床心理士が5000円ということでしたが、この皆さんたちからしますと、ほかの人たちは、私はちゃんと資格を持っていますという感じの対応をするらしいのです。ですから、そこら辺も不満の一つで、同じ学校のカウンセラーをしているわけですから、しっかりと待遇を改善してもらいたいということで、長々と説明がございましたので、教育長、前向きに検討はどうでしょうか。

○大城朗義務教育課長 先ほど申し上げましたように、沖縄県の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則というものがございまして、これは教育庁内の職だけではなくて、県全体の非常勤職員の仕事について総合的に勘案されて決められておりますので、これを変えることは厳しいのではないかと思います。

○狩俣信子委員 全国の中で、同一額にしている県がありますよね。

○大城朗義務教育課長 全国の中では1県だけありまして、その1県だけは採用試験を実施しまして、そして募集を行うと。募集をして同一の額を支払っているという県が1県だけあります。残りの都道府県は、ほとんど沖縄県と同じようなやり方をやっております。

○狩俣信子委員 他都道府県も1時間1800円ぐらいの差があるのですか。まだ差は小さいのではないですか。

○大城朗義務教育課長 学校長から聞きますと、専門的な知識などが違うというところがあるみたいです。他都道府県もほとんど沖縄県と同じように差があるということで、1県だけ同じという県がございまして。

○狩俣信子委員 今、聞いていることは、5000円と3200円では1時間1800円の

差がありますよね。ほかの県も差はまだ小さいのではないかとっているのです。

○大城朗義務教育課長 ほとんど沖縄県と同じです。

○狩俣信子委員 では、この規則がもともとそうになっていると。そして、学校現場でこういう不満があるのは、これは規則があるから仕方がないということになってしまうわけですね。

○大城朗義務教育課長 先ほどから申し上げておりますように、スクールカウンセラーは臨床心理士という資格を持っております。その資格に基づいて報酬が支払われていると理解しております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 31ページ、陳情第81号について。

先ほどから、那覇市に特別支援学校の設置を求める陳情が出ておりますが、前向きに検討していただけるということで、提案なのですが、一日も早い設置が一番望ましいのですが、皆さんとして一日も早い設置に向けてどのような努力を今後していくのですか。

○諸見里明教育長 先ほど、総務課長からもあったと思いますが、早速ワーキンググループを設置します。そして、このワーキンググループでいろいろな課題を整理して、その中で県有地や市有地の情報が入っていますので、それを整理して、それから課題とするものを絞り出し、那覇市との協議会の設置等々、またそれとあわせて用地の折衝もあると思います。それから、もし時間がかかるようであれば那覇市内に分教室を置くなど、それについても協議をしようと思っております。それとは別に、インクルーシブ教育の導入という意味でも大切だと思っておりますので、この辺を那覇市の教育長も一緒に協議をしようという話ができておりますので、これは早目にやっていきたいと思っております。

○又吉清義委員 確かに、ワーキンググループをつくって一日も早くという努力は高く評価する中で、例えば、併設なり、分教室もやる中で、那覇市でも久茂地小学校にしる、閉校にして、表現は悪いかもしれませんが、そのまま野ざ

らしという、しっかり校舎も運動場もある学校も何カ所かあるわけです。逆に那覇市とも相談をして、仮に事業化するまではこういったところも活用できないかなど、そうすることで一日も早く教育を進めることができると思いますが、その辺まで県と那覇市で大いに努力をしていくべきだと思いますが、そういった活用などは考えていないのか、それとも今から考えるのか。どのように検討なさっていますか。

○諸見里明教育長 久茂地小学校跡地も含めてどういったものがあるかということは、これから詰めていきたいと思います。久茂地小学校跡地は、ぜひ活用できないかということで私も提示しました。ただ、那覇市では既に計画が決まっています、取り壊し、それから次の設計の段階に入っています、向こうは無理ということになっております。久茂地小学校跡地については、そういう話でした。

○又吉清義委員 久茂地小学校跡地だけを例に取り上げましたが、例えば、あんなにマンモス校でした壺屋小学校、ここも閉校寸前であります。そういったドーナツ化現象が那覇市のあちらこちらで起きています。やはり、そういったものを全部出して、どのように一日も早くできるのか。陳情者の父兄の皆さんたちも事業ができるまではこういったところであるかもしれませんが、こういったところでも進めていきたいと協議をすることによって、事業化もする、そして現実的に教育も受けさせると、私は大事なことだと思います。そういう意味で、那覇市内のそういった学校を洗いざらい調べて、ぜひやるという努力はすべきだと思いますが、いかがですか。

○諸見里明教育長 委員のおっしゃるとおり、いずれにしても、那覇市との協議は必要ですので、鋭意進めていきたいと思っております。

○又吉清義委員 ぜひ、教育長が任期中に実現できるように私からもよろしくお願いいたします。前向きに検討していただけるということで、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

あと1点、32ページ、陳情第90号。私も、しまくとぅば教育センターについて非常に気になることがありまして、若者が方言を使うことは非常にいいことなのですが、例えばこういうことがあります。「早く食べてしになさい」という表現を聞いたことはありませんか。これは年寄りに面と向かって言う言葉で、若者は意味を知らずに方言を使っていますが、当たっているのです。老人会の

前などで聞いたことありませんか。これは老人会は知っていますが、若者は知らないのです。皆さんの本のおりにやっています。例えば、老人会で集まっている中で、「ヘーク ウサガミソーランカイ マーシミソーレー」と言うのです。わかりますよね。「自分の物をしっかり食べて、隣にあげてください」、「マーシミソーレー」と言うのです。早く食べてマーシミソーレーと言うものですから、年寄りはおちんとくるそうです。ですから、こういったように単なる方言というものがいかに大事か、難しいかということ。陳情者の気持ちも半分はわかりますが、この方言というものは権利云々ではなくて、お互い尊敬して使う姿勢なのだよと。そして、大事にするものだ。中身を知らずに権利を主張しますと、こういった大事なものを忘れてしまわないかと。このしまくとうばというものは、権利以前にまだやることがないのかと、もっと大事なことを忘れていませんかということを探査する中で、これは権利を主張するものではないと思いますので、ぜひ、しまくとうばというものを改めてこういったものであるかということと同時にもう一つ大事なことは、しまくとうばがどんどん使われて奨励もされるということは非常にいいことです。次は、若者が世界に通用できるかということです。そういった意味でも、これにかかる費用も世界に通用する人間を育てるために、外国語の勉強もどうさせるか、このこともやっていかないと、沖縄県の中で井の中のカワズになってしまったら大変になるなど。ですから、そういったこともわかって、同時並行で進めるべきだということをお願いいたします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 陳情第63号、30人以下学級、少人数学級関連です。今、小学校1年生、2年生、3年生まで進んでいますよね。そして、今度は中学校1年生にやると。一般質問でも少し指摘をしましたが、今の中学校1年生の子供たちというのは、去年の全国学力・学習状況調査—全国学力テストで躍進して、順位を24位にまで上げた子供たちですよね。順調にいけば、当然といえますか、この子供たちが中学校3年生のときの全国学力テストで成果を出してくれるだろうと期待をされていて、教育長の所見を求めたのですが、現時点で今の中学校1年生の子供たちが、去年のよかった成績というのは維持しているかとか、こういうところを確かめたいと思っております。例えば、学習到達度調査がありますよね。あれはある意味でコンスタントにやっているはずですから、やはり今の中学校1年生はいいなという面があるのか、ないのか。そこら辺の視点から

はどうですか。

○大城朗義務教育課長 施策の中に、中学校1年生に手厚い学校教育をしてほしいということをお願いしております。中学校1年生の成績云々については、今はまだ把握はしていません。

○嶺井光委員 学習到達度調査はやっているのですよね。そういう部分から見える部分というのはないですか。

○大城朗義務教育課長 学習到達度調査は来年の2月になります。それから12月にも実力調査ということで、12月と2月に予定しております、

○嶺井光委員 時期が来たらその方向が見えるかと思いますが、ぜひ勢いを持続、さらに飛躍するように頑張ってもらいたいと思っております。

28ページ、陳情第67号、教員の定数問題もありましたが、文部科学省が3040人ふやす、そのうち少人数に1090人充てられるという話がありましたが、本県にどれだけの加配があるのかについてはまだわからないとは言っておりますが、これもぜひ頑張って、いろいろなテーマに政策課題として加配を充てられるわけですから、ぜひ、たくさん来てもらって、あるいは県の単費も使って、少人数学級化にも取り組んでももらいたいと思っておりますが、そこら辺の考え方はいかがですか。

○諸見里明教育長 今、教育庁人事課で担当の方々が資料を用意して、文部科学省のヒアリングを受けながら、どうしても必要ということを訴えております。私も必要とあれば、文部科学省へ行っているいろいろと話ができればと思っております。

○嶺井光委員 次に、陳情第90号、しまくとうばの件について。学校の先生方の多忙化、みんながこの件について指摘をしておりますが、しまくとうばの教育もカリキュラムに入れていくとなりますと、それ相当の負担あるいは実数の確保など大変な課題があります。学校である程度やることについては、いいと思っております。今やっている範囲を充実させるという範囲にとどめないと、これを教育課程に入れていくとなりますと、学校そのものの対応が無理ではないかと正直思っております。先生方自体がしまくとうばを話せない世代です。そこら辺はこういう要望もあってしまくとうばを残す、これは文化ですので大

事なことです。どこでどう対応するかということ、いま一度議論すべきだと思っております。前にも同じようなことを言ったかもしれませんが、まずは家庭でやるべきだと思います。なぜかと言いますと、実は、私は南城市玉城の奥武島の出身ですが、奥武くとうばも独特です。「ヤンデー」「アランデー」「ヤハ」「アランハ」とか、こういう独特の言いよう、あるいはイントネーションも隣の集落とも違います。私の出身の奥武島は、「奥武方言」編集委員会をつくってやっております。そろそろできると思います。ですから、このように各地域地域で取り組むべき、ましてや家庭で取り組むべきだと思います。自分も反省しますが、我々だってクワンマガンチャーに方言で話していますか。実は私も話していません。ただ、トゥジトハナシーネー ウチナーグチ ヤクトウミートウーノハナシソーネヤ ウマガンチャーガチチョーネ、おじいちゃん今何を言ったのかと、こう聞いてくるのです。せめて、家庭の中で夫婦の会話を方言でやる、ましてや少しは子や孫にも方言で語りかける。疑問を持たれたらチャンスではないですか。そこで自分の地域のしまくとうばを教えるということが一番大事だと思います。学校で一緒くたにこうだと、マーンキルムン一つにしてやるというのはどうかなと思っています。ですから、学校の先生方に負担がかかる以外の何物でもないですよ。皆さんがしまくとうばを残そうと頑張っていることは評価します。今やっている範囲の部分頑張ってもらおうということはいいとしましても、どこでどうやるかという議論をいま一度やるべきだと思っておりますが、どうですか。

○諸見里明教育長 私も方言で育った世代ですので、委員のおっしゃったことに全面的に賛成しております。本当に家庭、それから地域、そこでの取り組みがないと復活は全くできないと思います。そういう意味では、県全体で取り組むべきだという認識を持っております。先ほどからあります学校教育での導入ですが、つけ足して言わせていただければ、いろいろな形で教育課程に導入することには大変厳しい面があります。先ほども言いましたように、法的な面や学習指導要領の面など。もし教育課程で取り組むとしましたら、その地域の教育委員会が責任をもって、この辺は特例校をつくるというのがありますので、その辺は地域の義務と責任でもって考えてほしいという範疇に入ると思います。

○嶺井光委員 しまくとうばを大事にしようと盛り上がることはとてもいいことだと思います。ですから、どう取り組むかということ、いま一度一スタートが肝心です。庁内で議論をして、どう取り組むかということ、議論してほしい

と思っています。チバリミソーレー。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

次回は、明 10月9日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）

平成27年10月8日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成27年10月8日 木曜日
開 会 午前10時 分
散 会 午後 時 分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第5号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第6号議案 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例
- 3 乙第11号議案 財産の取得について
- 4 陳情平成25年第28号の2、同第118号の2、陳情平成26年第26号、同第27号、同第42号の3、同第49号、同第50号、同第51号、同第52号、同第60号、同第61号、同第66号の3、同第69号、同第70号、同第105号、陳情第25号、同第28号、同第29号、同第30号、同第37号、同第46号の3、同第54号、同第63号、同第64号、同第65号、同第67号、同第79号の3、同第81号及び同第90号

出席委員

委員 長 呉 屋 宏 君
副委員 長 狩 俣 信 子 さん
委 員 又 吉 清 義 君

委	員	島	袋	大	君
委	員	照	屋	守	之
委	員	新	田	宜	明
委	員	赤	嶺		昇
委	員	糸	洲	朝	則
委	員	西	銘	純	恵
委	員	比	嘉	京	子
委	員	嶺	井		光

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教	育	長	諸見里	明	君
総	務	課	長	新垣	悦男
総	務	課	教育企画室	長	登川
教	育	支	援	課	長
施	設	課	長	親泊	信一郎
学	校	人	事	課	長
県	立	学	校	教	育
義	務	教	育	課	長
生	涯	学	習	振	興
		課	長	平良	朝治
				識名	敦
				與那嶺	善道
				大城	朗

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第4号議案、乙第5号議案、乙第7号議案及び乙第9号議案の4件、陳情平成24年第83号外46件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長、保健医療部長、病院事業局長及

び教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第5号議案沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、保健医療部長の説明を求めます。

仲本朝久保健医療部長。

○仲本朝久保健医療部長 それでは、乙第5号議案沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例について御説明いたします。

平成27年第2回沖縄県議会文教厚生委員会議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案は、国の医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、災害拠点病院等の耐震化を図ることを目的として、平成21年に設置した沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金について、これまで同基金を活用し、県内の3病院に対して計約7億2800万円の補助金を交付し、県内の医療施設の耐震化を促進してきたところですが、基金を活用した事業が全て完了し、基金を廃止する必要があることから、条例を廃止するものであります。

条例案につきましては、資料の2ページまたは平成27年第2回沖縄県議会(定例会)議案一乙号議案書の20ページをごらんください。

以上で、乙第5号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 保健医療部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 この基金を使ったところは、社会医療法人友愛会豊見城中央病院—豊見城中央病院と医療法人社団輔仁会嬉野が丘サマリヤ人病院—サマリヤ人病院、医療法人天仁会天久台病院—天久台病院の3病院ですが、ほかのところは要望はなかったのですか。

○大城直人保健医療政策課長 計画の段階では、医療法人博愛会牧港中央病院—牧港中央病院を予定しておりました。

○狩俣信子委員 おりた理由は何かあったのですか。

○大城直人保健医療政策課長 着工する期限までに整わなかったため、牧港中央病院の補助金は辞退されたということになります。

○狩俣信子委員 この3病院につきましては、耐震化が全部終了したと思ってよろしいですか。

○大城直人保健医療政策課長 そのとおりでございます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 病院ですのでとても重要な施設なのですが、県内に耐震化を必要とする病院はどれだけありますか。

○大城直人保健医療政策課長 県内には94病院ございまして、既に80%の75病院が耐震化を終えております。

○西銘純恵委員 この事業は終了するというのですが、あとのまだ残っている病院が耐震化されていないということであれば、やはりきちんとそれを進めるということは重要だと思いますが、残りの病院の計画などは県としてもつかんでいるのですか。

○大城直人保健医療政策課長 まだ耐震化を終わっていない病院については、簡易なヒアリングで聞き取りはしております。この基金は臨時特例基金でして、東日本大震災を受けてやっております、その後は通常のハード交付金で耐震化の予算がございます。

○西銘純恵委員 残り19病院が耐震化される予定はいつになりますか。

○大城直人保健医療政策課長 それぞれの病院のいろいろな事情で計画があると思います。詳細な計画は承知しておりませんが、ハード交付金のPR、周知を行っていきたいと思います。

○西銘純恵委員 残り19病院の少なくとも二、三年以内の計画はわかりますか。

○大城直人保健医療政策課長 先ほど申し上げましたとおり、詳細な病院ごとの計画は承知しておりません。これからいろいろな機会を通じてヒアリングをしていきたいと思えます。

○西銘純恵委員 完了期限といえますか、やはり耐震化を必要とするところに万が一のことがあったら大変です。そういうことがないように県が交付金をということをお話されたのですが、19病院と具体的に補助制度があるということも含めてやらないといけないと思えます。

それから、いただいた資料で国立療養所沖縄愛楽園—沖縄愛楽園がまだ未実施ということで書いてありますが、この中で実施義務なしというものがあるかあります。このことについて説明をいただけますか。

○大城直人保健医療政策課長 まず、耐震診断は義務化されております。平成25年に法改正がございまして、3階以上かつ5000平米以上については耐震化診断をやらなくてはならないということです。承知はしておりませんが沖縄愛楽園は3階建て未満、もしくは5000平米未満ということで診断義務がないということとございまして。

○西銘純恵委員 今の話でしたら、独立行政法人国立病院機構琉球病院—琉球病院や医療法人なしろ名城病院—名城病院など幾つかの大きな病院が設備の規模からして義務はないということですが、やはり義務がないからやらなくていいという立場に立つのかどうかだと思えますが、どうでしょうか。

○仲本朝久保健医療部長 御質疑がありましたように、やはり病院は不特定多数の者が利用して、地震の発生時には負傷者の治療に重要な役割を果たす施設でございます。県としても、病院施設の耐震化を促進していくことは大きな課題だと考えております。県内の94病院のうちの19病院がまだ耐震化されていない状況になっておりますが、その耐震化されていない病院に対しては、先ほど保健医療政策課長から説明のありました、ハード交付金を活用した補助事業がございまして、それについて情報提供を行って促進していくと。特に、地震発生時には重要な役割を果たすのは29救急医療機関、災害拠点病院だと思えます。そこについては、各病院の状況に応じて、この補助事業を活用できるよう

に積極的に耐震化を促進していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 29救急医療機関は耐震化を積極的になさるということですが、先ほど言いました耐震診断をやっていない大きな病院がまだ残されていますが、診断そのものをやるという制度はないのですか。

○大城直人保健医療政策課長 建築物の耐震改修の促進に関する法律で、診断に対する定額—100万円ほどの補助はあります。それについても周知、PRを行っていききたいと思えます。

○西銘純恵委員 ただ100万円ぐらいと言いますが、実際の耐震診断費用はどれぐらいですか。

○大城直人保健医療政策課長 公立久米島病院が今回4000平米で耐震の義務のない病院になりますが、耐震診断を入れまして800万円程度の経費がかかると聞いております。

○西銘純恵委員 耐震診断費用の補助金が100万円ということで、二の足を踏んでいるということがありましたら、やはりこれは命にかかわる大事なことで、そこら辺について上乘せをするかどうか、ほかに支援の方法がないのか。やはり診断を最低でもやっていくという立場で取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○仲本朝久保健医療部長 先ほど答弁しましたように、耐震化そのものについての重要性は認識しております。ただ、それぞれの病院に応じて、例えば建てかえの計画があったり、老朽化した施設をどうするのかという病院そのものの課題があると思いますので、それも状況を見ながら検討していくことだと思いますが、現時点では義務化のないものについてなかなかそれをすべきということもないものですから、それはまた病院のそれぞれの状況を確認しながら進めていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 病院の現場とどういう方法で耐震化していくか、改築をするということが一番いいかと思えますが、莫大な費用がかかるという部分で丁寧に、危険が及ばないようにやっていただきたいと思えます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田宜明委員。

○新田宜明委員 特例基金の総額と執行額、それから3病院にどれだけ交付したかの内訳を知りたいです。

○大城直人保健医療政策課長 先ほども申し上げましたとおり、牧港中央病院も予定しておりまして、基金総額は18億3000万円程度でした。3病院の執行額については、豊見城中央病院が1億700万円程度、サマリヤ人病院が3億8000万円程度、天久台病院が2億3000万円程度の補助を出しております。

○新田宜明委員 全部で7億2000万円余りですか。この残金といいますか、残りはどのような形で処理をするのですか。

○大城直人保健医療政策課長 残金につきましては、平成24年に5億円程度、平成26年末に6億円という残金は返還しております。事業が終了したことから今回基金の廃止条例となっております。

○新田宜明委員 これは、一般会計ですか。どういう会計に戻すのですか。

○大城直人保健医療政策課長 10分の10の国費を基金に積みまして、事業をするときには県単事業という形で臨時特例事業が行われました。

○新田宜明委員 今後、これから耐震化事業の支出に充当するということですか。

○大城直人保健医療政策課長 東日本大震災を受けて臨時特例という形でやっておりますので、使えなかった残金については一旦返還しました。そして、新たな需要があるということで、全国知事会などさまざまな機会でも新たに、もう一度この基金を復活してほしいという要望がございますので、沖縄県としてもそういう議題については賛同しています。新たな基金が生まれるかどうかは今はまだわかりませんが、先ほど保健医療部長からもありましたとおりハード交付金、通常のメニューで対応を考えております。

○新田宜明委員 これからまた新たに必要に応じて基金なり、あるいはそれな

りの予算科目を創設するという事で受け取っていいですか。

○仲本朝久保健医療部長 この基金については、特例の交付金を活用して積み立てた基金でございます。それについては計画を立てて今の4病院を計画し、実際には3病院が執行されて、この基金そのものについては計画としては終了しましたので、これについては残金も国庫に返納し、これは終了すると。そして、新たに出てくる需要に対しては、ハード交付金の通常のメニューがございますので、そのメニューを活用しつつ病院に促進していくということでございますので、これからまた病院から申請があれば通常の国庫補助メニューの交付金を使って検討していくということになると思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 今、この基金が戻されたというお話がありましたが、耐震度を高めるための費用の全額ですか。どれくらいの負担をしてもらったものでしょうか。それから、先ほどおっしゃった通常のハード交付金の補助は、どんな割合になりますか。この基金の補助の割合とハード交付金の補助の割合はどうなっていますか。

○大城直人保健医療政策課長 まず、基金の補助上限額を例示申し上げますと、基準面積8635平米で基準平米単価が16万5000円で14.2億円という補助メニューの基準がございました。これが基金でございます。そして、一般のハード交付金の場合の補強が必要とされるものの耐震補強の基準額の例を申し上げますと、2300平米掛ける3万7100円の単価で8500万円。そして、新築の場合は、2300平米掛ける17万6000円の単価で4億4000万円の上限という基準でございます。

○比嘉京子委員 では、この臨時特例基金における耐震化の補助と、通常ある建物の補強や新築、改築の場合の補助に金額の違いがあるわけですね。私が今お聞きしたことは、今後はこれがなくなるということがありまして、今後の対応としてはハード交付金で行いますとおっしゃるので、ハード交付金は今の臨時特例のものよりも、何しろ面積が違うものを比較させられようとしていますのでぴんとこないのですが、割合的にどれぐらいの割合でどうなのかということがわかりやすくなるといいかと思えます。何分の何補助するとか、同じ平米を比較するとわかりやすいのですが。

○仲本朝久保健医療部長 臨時特例基金を活用して実施した事業につきましては、先ほど言いました経費の基準額がありますが、補助率は2分の1です。ハード交付金の場合には、基準額の4分の3が国庫補助、事業者負担が4分の1という形になります。

○比嘉京子委員 ハード交付金のほうがいいということですから、今後これを使わなかった、対象の残り19病院がハード交付金を利用してやることになると思いますが、いつごろまでに耐震化をするようにという目安はありますか。

○大城直人保健医療政策課長 通常のハード交付金ですので、期限は今のところございません。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案売買代金請求事件の和解等についての審査を行います。

ただいまの議案について、保健医療部長の説明を求めます。

仲本朝久保健医療部長。

○仲本朝久保健医療部長 それでは、乙第9号議案売買代金請求事件の和解等について御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

本議案は、係争中の訴訟事件について、裁判所が提示した和解案に基づき、県が損害賠償債務として原告の2社に対して248万円を支払うこと等を内容とする和解をする必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

当該事件の概要は、歯科器財販売業者3社は、平成22年から平成24年までの間に県に納品したとする歯科治療に用いられる歯科用金銀パラジウム合金の代金未払い分を県に対して請求していましたが、県は、当該納品物に係る請求書等の関係書類がないこと等を理由に、3社との間には取引があったとは認められないとして、支払いの請求に応じなかったところ、3社は県に対して、納品物に係る売買代金及び遅延損害金の支払いを求めて、平成25年12月に訴えを提

起したものであります。

口頭弁論を経た後、平成27年1月に裁判所から和解の勧誘があり、和解の協議を行ってきたところ、同年5月に裁判所から和解案の提示があったところでもあります。

和解案は、口頭弁論、証拠書類等に基づき、県と3社の主張をしんしゃくし、使用者責任に基づく損害賠償請求をもとに本件事件の諸事情を考慮した上で示されたものであり、3社の過失が一定程度認められていること及び過失相殺も適当であることから、当該和解案を受け入れるのが相当であると考えます。

議案につきましては、資料の5ページまたは乙号議案書の26ページをごらんください。

以上で、乙第9号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**呉屋宏委員長** 保健医療部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○**赤嶺昇委員** 和解ということではありますが、この元県職員はどういう扱いになっていますか。

○**大城直人保健医療政策課長** 平成24年に那覇警察署—那覇署に刑事告訴をしまして、平成25年に懲戒免職になり逮捕されまして、平成26年3月には詐欺罪で刑が確定しております。懲役3年、執行猶予5年の懲役刑が確定したものでございます。

○**赤嶺昇委員** 不正行為が行われた時期が平成22年から平成24年ということですが、職員の身分はどういう役職でしたか。

○**大城直人保健医療政策課長** 主任技師で、歯科技工士の職種ということでした。

○**赤嶺昇委員** 平成22年から平成24年の3年間において、商品名の差し替え指示をやったということですが、この商品名の差し替え指示に業者が応じたとい

うことですか。

○大城直人保健医療政策課長 応じたということでございます。

○赤嶺昇委員 業者は585万円を代金未払い一要するに、商品を納めたと言っているわけですよね。皆さんは証拠がないと言っておりますよね。3年間もの間、なぜ不正行為が表に出なかったのですか。

○大城直人保健医療政策課長 経緯から申しますと、平成22年から平成24年にかけて不正行為がありまして、それについて外部から告発があり、彼を調べて平成24年3月に那覇署に刑事告発をしております。

○赤嶺昇委員 外部の告発というのはどこからですか。

○大城直人保健医療政策課長 言葉に誤りがありましたが、匿名の外部の者から情報提供があったということです。

○赤嶺昇委員 匿名の情報がないければ、このことはばれなかったということですよ。

○大城直人保健医療政策課長 200万円ほどは平成22年からの公金で支払っております。さらに発注が度を増してきまして、例えば一般的には年間4袋ぐらいの金銀パラジウム合金一金パラを使いますが、平成22年から平成24年にかけては360袋という異常な数を発注しておりますので、業者もおかしいということがあったかと思えます。

○赤嶺昇委員 この職員の上司はどういう役職ですか。これは全部個人でやっている話ですか。聞きたいことは、職員が3年間不正行為を行っていたことについて、外部からの情報ですとか、納品業者が発注数がふえていておかしいと思うだけではなく、内部組織として直属の上司は何をしていたのですか。直属の上司は今も県職員として働いていますか。

○大城直人保健医療政策課長 この事件に関連して、彼は懲戒免職ですが、戒告、訓告という形の職員の処分は終わっております。直属の上司は班長で、最終的な責任者は課長となりますので、お二人にはそれなりの処分、指導を行っ

ております。発生した原因の中で、これまで2人体制でこの主任技師ともう一名の体制でやっていたところを平成22年に職員が欠員となり、彼一人がやっていたところが発生のきっかけではなかったかというところはあると思います。当時、この事件が発生する中で2人体制でお互い牽制し合っていた部分のチェックがなかったというところもあったと思います。

○赤嶺昇委員　しかし上司はいますよね。ですから、このことに3年間も気づかないということは異常かと思っております。これは皆さんの部署だけではなくて、県全体にあり得ることです。問題が発生したので上司も処分があったかと思いますが、外部からの情報提供でしか対応できないということについては非常に問題だと思っておりますが、保健医療部長はいかがですか。

○仲本朝久保健医療部長　当時、不正行為を行った元職員ですが、長期にわたり無歯科医地区医療対策事業に従事してきたことに加えて、離島の巡回には歯科診療という事業の特殊性あるいは専門性から、事業の実施の用途について上司の関与が薄かったと思っております。そのチェック機能が働いていなかったということに尽きると思います。それから先ほど保健医療政策課長からありましたように、その前までは2人体制で牽制ができたものが1人体制となって、さらにチェックができなかったと思います。今回の事件を受けまして、再発防止を図るために、日ごろから財務規則の関係法令や根拠に立ち返って、基本に忠実かつ厳正に予算執行事務を行うということが大事かと思っております。その当時は不適正経理等について部内全職員に周知を図り、文書の通知、あるいは本庁出先機関の説明会を開催したほか、厳正なサービスの規律の確保、コンプライアンス意識の高揚、予算執行事務の適性化についての研修を実施したところでございます。今後とも再発防止に向けてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺昇委員　損害額が確定して、元職員に対して請求するということですが、この見通しはどうですか。

○仲本朝久保健医療部長　これにつきましては、これから損害額の確定という手続があります。その確定をした後に職員に対し、それを請求するということになります。もちろん、これはしっかり徴収していこうと思っております。

○呉屋宏委員長　ほかに質疑はありませんか。
狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 今お話を伺っていても非常に残念な事件が起こったと思いますし、上司のチェック体制をきちんとしていなければ、またあるのかという心配をしております、そこら辺の体制づくりはしっかりできているのでしょうか。

○仲本朝久保健医療部長 この事業につきましては、平成24年度以降事業そのものが中止になっておりまして、金パラを買うということにはなっておりません。事業そのものが廃止になっております。そうは言いましても、いろいろな場面で我々が公金を扱う場面はございますので、これまでも担当の班長や課長など上司がしっかりチェックしてやってきたつもりですが、これからもしっかりとやっていくということに尽きると思います。

○狩俣信子委員 偽造文書の作成・行使というものがありますが、偽造文書は簡単につくれるのですか。

○大城直人保健医療政策課長 彼はこれまで歯科技工士で取引をやっておりましたので、彼が予算の根拠のない発注をしたということが不正な請求書となっております。

○狩俣信子委員 ですから、そのときに上司の印鑑や承認印などは必要ないのですか。

○大城直人保健医療政策課長 先ほど申し上げましたとおり別の医療機器を発注していながら、実際納品させたものは換金性の高い金パラで、そういう形でのやりとりを彼が業者との間でやったところを上司も承知はしていなかったということを、偽造文書の作成・行使というところで書いております。

○狩俣信子委員 偽造文書をつくるときに上司の印鑑が必要ですね。印鑑はなしで個人が勝手にやったのですか。

○大城直人保健医療政策課長 偽造文書というところで、発注している段階ではやりとりですので、公文書の偽造ということではないですが、一部200万円程度は公金をもって支出して、そこもある意味、彼が換金性の高い金パラなどをネットオークションで処分しておりますので、この辺は偽造文書の行使とい

うことで整理しております。

○狩俣信子委員 おっしゃっていることの意味がわかりません。

○仲本朝久保健医療部長 偽造文書の作成・行使は、向こうから請求書が出てくるときに、この請求書の中身を金パラではなく別の名前に書きかえたり、そういうことでの差しかえを行って、これをもとに県は支払いするという形になっております。これを偽造文書の作成・行使というようにやっておりますので、この段階では上司が印鑑を押ししたりという行為は特にはないのですが、発注の段階では決裁をし、発注するというパターンになりますが、請求の部分において偽造という形での整理がされております。

○狩俣信子委員 では、発注の段階では偽造ではなくて、そのままやったわけですね。そして、向こうから請求書が来たときにそれをまた別のものに書きかえてやったと。上司についてはそこははかり知れないことであったと理解してよろしいですか。上司はそういうことは知らなかったと受けとめてよろしいのですか。

○仲本朝久保健医療部長 もちろん知らなかったでは済まされない話だと思います。決裁がもちろんありますので、こうしますという執行伺がありますので、これを確認するときにはこれまでの量からこれが適正だったのかということもありますし、そういうことについてのチェックが必要だと思います。それから支払いの段階では、実際には請求書を受け取って担当が支出の会計課に回すという仕組みですので、その段階ではなかなか上司のチェックが働きにくいのですが、発注の段階でこの発注がおかしいのではないかということはやはりあるべきだと思いますので、その辺が我々としての反省だと思います。

○狩俣信子委員 取引の事実なしで原告に過失ありという部分と、県に使用者責任ありという2つの和解案が出ておりますが、そこがなぜ違ったのかを説明いただけますか。

○大城直人保健医療政策課長 訴えに対しての未払いの件で、先ほど申し上げたとおり、県としましては年間4袋ぐらいの商品が3カ年間で360袋という異常なもの、それは業者も気づいていただろうということで過失があると。そして、業者としては、彼は県の職員の身分のまま発注しましたので、使用者責任

というものが争点となりました。そして、和解は発注の時期に応じて一例えば平成22年ごろに発注したものについては、それは気づかないだろう。そして平成23年、平成24年とこれは県が使う量ではない異常な発注であれば過失があったと。場合によっては平成24年1月以降、裁判官はある業者の過失割合は100%と。発注時期、納品時期にそれぞれの割合を提示して、今回の和解案を提示したところでございます。

○狩俣信子委員 年間4袋注文をしたということに対しては、裁判所は業者の過失であったと認めたわけですか。

○仲本朝久保健医療部長 これは、平成23年から平成24年にわたってやっておりますので、最初の段階でいろいろやっている分については、もちろんそのおりの発注と思っているのですが、ところが途中からは請求書の書きかえを指示したり、それから量が多いということもありますので、それは後半に行けば行くほど業者はこの取引がおかしいのではないかとわかる立場だろうと裁判所は判断したのだと思います。それで業者の過失割合というものを平成24年1月以降は100%業者に過失があるのだということでの過失相殺をした和解案というものを出してきております。ですから、県の取引がなかったという主張は認められたのですが、使用者責任という意味ではあるということになりました。それについてはそうなのですが、実際の金額を整理していきますと業者の過失が相当ありますということで、この金額が提示されてきたということでございます。

○狩俣信子委員 トータルで585万円請求があったわけですね。2カ所は和解で賠償がされていきますが、あと1カ所については実際にはどれくらいの請求があったのですか。

○仲本朝久保健医療部長 3社申し上げますが、株式会社沖縄歯科器材については436万2797円の請求がありまして、和解は230万円でございます。有限会社板倉歯科器材店については79万6864円の未払いの請求がありまして、これについては和解としてはゼロです。有限会社ハマダ歯科商店については69万493円で和解が18万円ということでトータル585万154円に対し、248万円の和解額ということになります。

○狩俣信子委員 大体発注した時期によって和解で賠償されるか、されないか

ということの違いがあるわけですね。そう理解していいのですね。

○**呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** 今の請求額と和解額ですが、過失の割合を教えてくださいませんか。

○**仲本朝久保健医療部長** 先ほど説明しましたように、時期によって過失相殺の割合を段階的に設定しております。例えば、平成23年2月から4月にかけては過失相殺はゼロ%。平成23年5月については20%。それから、平成23年7月から8月にかけては35%。平成23年9月から10月にかけては50%。平成24年の1月から6月にかけては100%という形で、それぞれの業者に対し時期を区分して整理しているということでございます。

○**西銘純恵委員** 約79万円を払わなかったと言いましたが、相手業者が100%過失があるという考えでよろしいですか。

○**仲本朝久保健医療部長** そこに対しては請求が約79万円ありますが、これも発注期間によって、例えば平成22年の5月から8月の請求については過失相殺はゼロ、平成23年の4月から7月については40%の過失相殺の割合と言うことで整理をされております。

○**西銘純恵委員** 金額がゼロということがわかりません。

○**仲本朝久保健医療部長** これは、虚偽の請求書等で県が業者に対して支払った分があります。それは既に相殺をしておりますので、それで今ゼロになっております。

○**西銘純恵委員** 県民の大事な税金、公金の取り扱いについて。この公金を取り扱う職員の上司の問題が先ほど出されましたが、他の職員もそうですが、公金取り扱いの皆さんが公金を取り扱う一つの部署に何カ年いるのかということをお尋ねしたいと思います。

○**大城直人保健医療政策課長** 公金を取り扱う職員に特別なものはないと思い

ますが、一般的に職員は3年ローテーションで人事異動を行います。

○西銘純恵委員 その方も3年だったのですか。

○大城直人保健医療政策課長 歯科技工士で離島の巡回診療だったのですが、特殊な業務で彼は採用からずっとこちらにいたということになっております。

○西銘純恵委員 何カ年ですか。

○大城直人保健医療政策課長 彼の採用時期についての資料は手元ございません。

○西銘純恵委員 大体何年ぐらいというのはわかりませんか。

○大城直人保健医療政策課長 10年以上は勤めていたかと思われま。

○西銘純恵委員 やはり、そこも大きな改善点だと思います。特殊な業務といえども、公金を扱うということになれば、そこを一番よく知っている人ということになりますので、例えば上司がいたにしましても、彼がよく知っているということなので全て任せるとするのが一般的な心理ですよね。ですからそこは特殊な業務といえども、公金扱いについては同じように異動をさせるというシステムに変えないと今後も出てくることはあり得ると思います。特殊な業務の公金取り扱いについて改善されましたか。

○仲本朝久保健医療部長 先ほど保健医療政策課長からもありましたように、公金だからといって何年ルールというのはありませんが、原則3年で人事異動となります。しかし、特殊な勤務ということで資格を持っている方について、今回、具体的に10年以上そこにいて、しかも途中で2人体制から1人になってチェックができなかったということで、今回の事件になっていると思います。人事異動に際しての、規則的に公金だからということはないのですが、長い間のなれなどが事件・事故につながると思われますので、特殊性というのはもちろん勘案しないといけませんけれども、できるだけそれを避けていきたいと思。

○西銘純恵委員 もう一つ、公金取り扱いの複数体制について。これは1人体

制になった理由そのものについて確認をしたいのですが、複数でやらなかったというのは、たまたまその部署だけなのか、他にもそういうところがあるということであれば、そこも今後決してあってはならないという立場でやらないといけない部署ではないかと思うのですが、なぜ一人になってしまったのですか。

○大城直人保健医療政策課長 歯科技工士お二人の体制だったところ、退職者が出られて新たな職の補充がなく欠員となり、その後臨時的任用職員を年度後半に補充したと記憶しております。

○西銘純恵委員 退職で補充ができなかったということは、他の部署でもそういうことがあるのですか。退職といいますのは、事前に各課全て掌握されていることではないのですか。掌握されていて、このときにはいなくなるので前年度に採用試験を行って補充していかないと必ず欠員が出ますよね。それはたまたまそこだけがそうだったのか、どうなのでしょう。ですから、採用体制といいますか、職員の体制をしっかりと維持するということにも弱点があったのか、このところはどうですか。

○仲本朝久保健医療部長 もちろん退職があらかじめわかっておりますので、それに向けて必要に応じて新しく採用するというについては現在もやっておりますし、ただ、職種によってはなかなか集まらなかったり、応募がいなかったりして欠員になる可能性もあります。また、全体の枠の中で採用されたもので数が足りなければ、ここにはめるかどうかというのは総務部人事課の判断もいろいろあるかと思えます。いずれにしましても、今回の事件については、2人体制が1人になったことも要因ですが、やはり上司含めてしっかりフォローしなかったということが問題だと思えますので、これについてはしっかりやっていきたいと思えます。退職については、しっかり我々としても補充をやるようにということで総務部と調整をしておりますし、できるだけ埋めるということはもちろんでございます。

○西銘純恵委員 歯科技工士は国家資格ですよ。一般行政職で、定数枠でどうのこうのという話ではなく、やはり特殊な資格保持者を採用するということは、少なくとも厳格に計画的に退職を見て、入れかえをしていく部署だと思います。ですから、人がいなかったという理由が成り立つのかと思えますし、それとも本務職員として埋めるということがなかったのか、定数が本務職員として減らされたから見つからなかったのか、そこら辺はどうですか。

○仲本朝久保健医療部長 当時の詳細なことについて掌握はしておりませんが、この事業が事業量としてそのまま継続するのであれば当然2人体制ということになるかと思いますが、その事業量の推移も見ながらの判断もあったかと思いますが、現時点ではそのときの状況を詳細につかめてはいません。我々としては、退職不補充が絶対ないようにしっかり取り組んでいくということでございます。

○西銘純恵委員 いずれにしても、公金の取り扱いは複数体制ということを厳格に守っていかなければいけないところだと思います。そこは他の部署も含めてきちんと点検をして、複数になっているかを確認することが大事だと思いますので、指摘をして終わります。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○嶺井光委員 ネットオークションに出たというお話がありましたが、ネットオークションの結果等も把握しておりますか。

○大城直人保健医療政策課長 ネットオークションで換金したということは、いろいろ調べる過程で彼が供述した部分でありまして、ネットオークションでどれくらいという裏づけはとっておりません。

○嶺井光委員 歯科用金銀パラジウム合金は、歯科医院にしか用立てできないものなのですか。一般の方でもオークションで求める価値のあるものですか。

○大城直人保健医療政策課長 私も商品を見ておりますが、歯科用医療の材料ですので、歯科の方々しか使えないと思います。

○嶺井光委員 では、このネットオークションでも歯科開業医でないと求めない物品だと考えてもいいのですか。

○大城直人保健医療政策課長 余りネットオークションについて詳しくはないのですが、その方々だけということも言い切れないところもあると思いますが、その詳細はわかりません。

○嶺井光委員 オークションの実態は把握していないということでしたが、調査はしていないということですか。

○大城直人保健医療政策課長 繰り返しになりますが、彼の供述だけをもって今答弁しておりますが、そういう関係機関や某ネットオークションの会社に確認するなどという行為はしておりません。

○嶺井光委員 これまで和解協議とかでいろいろ接点はあったはずですが、これから県の損害金を本人に請求するわけですよね。実利がどのくらいあったかということは把握しておくべきではないですか。

○大城直人保健医療政策課長 確かに最近のネットオークションで県が納品している商品がこのようになるということはあるかもしれませんが、その辺は機会があれば調べたいと思います。

○嶺井光委員 実際に納品されたわけですよね。そしてネットオークションにこの方は出品したと。残っていたものはあるのですか。

○大城直人保健医療政策課長 61袋を県が倉庫に保管しております。

○嶺井光委員 61袋といいますが、幾ら入れて、61袋残っているのですか。要するに、オークションでどれだけさばけたのですか。

○大城直人保健医療政策課長 調べた中では300余りの袋が納品されて、約580万円の未払いというのは、そういうことになっております。そして、今の61袋ですので、250袋ぐらいが流出したということです。

○嶺井光委員 これはネットオークションであれば、求めた側というのは特定できますよね。

○大城直人保健医療政策課長 ウェブのことは承知していないのですが、匿名性があるので皆さんが買われるということもありますし、売った側もある程度匿名性があるので売りやすいというところがあるのかもしれませんが。

○嶺井光委員 これに限らず、盗んだ物を売って、その盗まれた物が発見されたときには戻せますよね。要するに、買った人は買い損するということになると思うのですが、そういうことになりますか。

○大城直人保健医療政策課長 質屋や古物商などはたしか運転免許証をとって預けたり、そして委員がおっしゃいますように盗難品であった場合にとということとはよく聞く話です。

○嶺井光委員 それで求めた側を特定できるのであれば、そこら辺を突き詰める必要はないのかとと思っているのですが、そこら辺はどうですか。

○大城直人保健医療政策課長 委員御指摘の部分はしておりませんが、県は損害一公金支出の記録がございますので、それを彼に請求をして、彼は額について全額認めて、家族も含めて返金するという事になって、今、供託しております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 そもそもこういうことが発生する原因は何ですか。本人から聞いていますか。

○大城直人保健医療政策課長 彼からの事情聴取では、借金の返済と遊興費に充てたということですので、そういうことに原因があつて不正行為に及んだと思います。

○照屋守之委員 我々も人間ですから、完璧ではなく、自分もそういうことにならないかと物事が起こったときにいつも戒めることがあります。我々は県議会議員という立場ですから、そういうことを非常に気にして、政務活動費の使い方も非常に気にします。ところが、今、世の中ではいろいろなことが起こっております。ですから、我々はそういう事態になるとこういうことが起こるということをそれぞれが自覚するような仕組みをつくらないといけないと思っております。特に、県の公務員で給与もそれなりにある人たちが、県民所得が200万円ぐらいでみんなぴりぴりして貧困の差がある中で、県職員がそういうことをやるというそのもの自体が異常事態です。ですから、これは日ごろからそう

いう形で課もそうですが、全庁的にそういう戒めが必要だと思いますが、それはどうやっていますか。

○仲本朝久保健医療部長 この事件も含めまして、県職員の不祥事といたしますか、事件があるわけですが、そのたびに総務部から財務規則の遵守、コンプライアンス意識の高揚等々の通知が来るわけですが、残念ながらそういうことが発生しております。県全体としても、研修会等々を実施しておりますが、我々としては事件を受けて、部としてはさらに徹底してやるということで全体以外にも研修会などをやってまいりました。少なくとも委員の御質疑のように、公務員であるがゆえにこういうことは絶対あってはならないことですので、我々としても襟を正しながら職務に当たる必要があると思います。

○照屋守之委員 この程度のことではなくなりません。私の事例からしますと、県議会議員の自分の身分を失ってしまうということを考えないと我々はやってしまいます。今、この方は県職員をやめて別の人生をつくっています。大変な人生です。県の公務員で地位のあった方がそれをやめて民間で仕事をする。恐らく半分以下の収入だと思います。そして、その同じ収入を得ようとしますと寝ないで働かないとそういう収入は得られません。ですから、身分を失いますよと。これは後始末はできますが、あなたの人生は狂って、公務員人生の終わりです、全てペアですという危機感を日ごろから訴えておかないと。こういうことは頻繁に社会の中でずっと起こっているわけですから、我々の人生はどうなるのかわかりませんよという戒めがないといけない。ここが弱いと思います。ただ決まりだから守りましょうというのは当たり前の話です。こういうことになりますのでしないようにしましょうというのは当たり前の話です。子供でもわかります。ですから、そういうことではとまりません。我々の公務員としての人生が終わります。今後の人生はあなたの家族も大変なことになりますよと。親戚も一生つらい思いをしながら生きていきますよと。そういうところまでぎりぎりの指導体制をつくっていかないと減らないと思います。もう一度この中身も含めてやり方を直したほうがいいと思います。定期的にそういうことはやっておりますか。

○仲本朝久保健医療部長 コンプライアンス意識の高揚に関する研修会、それから出先機関も含めて会計事務の説明会等々を定期的に行っております。今、委員の御質疑にありますことについても強く意識しながら研修を行っていく必要もあるかと思えます。

○照屋守之委員 必要でしたら我々も呼んでください。皆さんが言いにくいのであれば、我々が言いますので。こういうことで、私は沖縄県知事まで責任が及ぶということは、どうもこれはいたたけません。要するに、これは沖縄県知事の責任になるわけですよ。こういう末端の者が行った行為が県知事にまで責任が及んで、県が賠償をします。これはどの県政であっても県知事としては大変なことです。県知事の責任を問われるということは、それぞれの部長たちもそうですが、その人たちの責任の所在はどのようになっていくのですか。

○仲本朝久保健医療部長 当時の不適正経理にかかわった職員につきましては、先ほど保健医療政策課長からも答弁がありました。本人については懲戒免職、当該職員の上司等については戒告処分1名、訓告処分1名ということでの処分が下っております。

今回の和解につきましては、県としては損害ですので、和解成立後に告訴の被害額一検察庁が起訴しました刑事事件に絡むおよそ200万円の被害額と今回支払います248万円の和解金を合わせて元職員に対しては求償していくことになります。

○照屋守之委員 今のようにその部分でとめて、例えばそれ以上の副知事や知事などの責任、これは弁償はしないといけません。処分というところまではいかないわけですよ。その基準はどこにあるのですか。

○仲本朝久保健医療部長 今、懲戒処分の基準はわかりませんが、これは総務部において処分に関する基準を定めております。例えば、告訴された場合とか、そういうところでの基準がありまして、それに携わった方々の責任を確認し、先ほど言った処分になっているということでございます。

○照屋守之委員 残り61袋あると言っていましたが、これは今もそこにあるのですか。

○大城直人保健医療政策課長 今、県が保管しております。

○照屋守之委員 この61袋というのは、金額に換算しますとどれくらいの金額になりますか。

○大城直人保健医療政策課長 1袋3万円程度ということです。

○照屋守之委員 180万円になるのであれば、この業者に180万円返せば残りは68万円ではないですか。この248万円から180万円返したら県が支払う金額は少なくて済むのではないですか。

○大城直人保健医療政策課長 今、60余りの袋について県の訴訟代理人の弁護士と相談しています。この取り扱いについて業者にもある一定の言い分がありますので、今、話し合いをしているところです。

○照屋守之委員 話し合いの決着がついてから議案を出してください。61袋あるのであれば、迷惑かけましたと返せば済むことですよ。そして、180万円を返したら金額は少なくなるのではないですか。これがもし売値で180万円としたら、原価は3分の1ぐらいですか。とにかくあります。半分でもいいです。ですから、180万円でしたら、90万円を返せば残りは150万円にしかありません。そういう調整をしてから議案を出してはいかがですか。

○仲本朝久保健医療部長 会計処理上は、和解金は和解金としての話と今あります残った61袋についての所有の問題—我々が今保管をしておりますが、これが代金を払っていけば県、我々のもの、代金を払っていなければ業者、向こうのものということがありますので、今、保健医療政策課長からありましたように訴訟代理人の弁護士と相談をして確定する作業をこれから行います。ただし、和解についてはこれは裁判所でもって示されたものですので、この部分については関与しておりません。あくまでも、向こうから訴えられた請求に対してどうかということを経理所を整理して出されたものですから、これについてはこれで完結して出しますということ。それから、さらに残った部分についての整理はこれから行いますし、さらに言えば職員に対する求償額もこれから精査して確認していくという作業があります。

○照屋守之委員 おかしいです。物がありますよね。物があって、業者から金額を請求されていると。請求がされているので、この請求されている分については返します。残りの分についてはどうしますかという話ではないですか。なぜここに物があって、これはこれ、和解は別でというやり方をするのですか。物がなければいいですよ。なければいいですが、ここに物があるものを向こうから請求されて、わかりました、我々は気づきませんでした、この分はお返し

しますのでこの分を引いた金額についてどう責任を負うのか調整をしましょうというのが筋ではないですか。この物はどうするのですか。

○仲本朝久保健医療部長 この物については、これから弁護士と相談します。要するに、物がありますが、これが手続のきちんと終わった形での物なのか、それとも会計処理が終わっていない物なのかなどがありまして、その部分についてはこれから整理をする必要があります。それと、今回の裁判所に提起された代金請求とは物を返せという話ではありませんので、あくまでも向こう側の言い分は取引が成立しているのだと。取引が成立しているので払いなさいという中身ですので、これに対して裁判所はその取引の中身についてはこうであるということでの和解案を作成して今回提示を受けました。我々としては、この提示については過失相殺が適当であるという判断をしまして、和解に応じようと思っております。その和解した金額については職員に求償するということで、さらに残った61袋については整理が必要です。それは本当に県のものとしての返還なのか、もともとはっきり言えば個人のもの一職員がどのような形でこれを購入したのかという経緯がなかなかわかりませんので、その61袋について整理をする必要がこれから出てきます。これについてはしっかり対応したいと思います。あくまでも裁判所から和解を求められているのは、この事件の請求事件に関しての和解ということで求められておりますので、これを整理したいと考えております。

○照屋守之委員 我々は県議会です。一職員がしでかした不祥事を、本来は彼がやらないといけないことを、それができなくて県の責任もあって補いましょうという、そのことについての議案の提案ですよ。61袋の調査をきちんとしないで、お金を払ったのでしたら県の物ではないですかという話です。ですから、お金が払われているのか、払われていないのか。幾ら払って、幾ら払われていないのかということとはとっくにわかっているのですよね。これはきちんと支払いがされて、県のものからとった分は支払いをするという前提できているわけですよ。もし、お金が払われていなければそのまま丸々返せばいい話ではないですか。

○仲本朝久保健医療部長 今回の和解金の議案は、売買代金の請求事件に関して和解をするという内容で、これに関して裁判所から和解案が示されております。それを整理した後に、先ほどから申していますように、61袋についての整理、それから職員に対する求償をやっていくということで、これとこれは別に

一もちろん、それについて債権が入ってきますので、これは歳入として受け入れていくということになります。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 私は違うと思います。なぜかといいますと、平成24年1月以降は100%過失があるわけですよ。この61袋に関して、納めた会社の過失が100%あるということは、皆さんが支払う義務はないわけですよ。ですから、平成24年1月以降に納品された品物は何個ありますか。

○仲本朝久保健医療部長 正確な数字を確認しておりますが、平成24年1月以降は100%の過失を得ていますが、平成24年1月から6月にかけて納品されたと確認ができているものは3袋から4袋ということで記憶しております。

○又吉清義委員 要するに、過失100%というものは皆さんはとっていけないものでありますし、あそこに納品してはいけない品物が3袋か4袋ということですね。これが61袋ということであれば、皆さんがとってはいけないものをとること自体違法ではないかということをお願いしたかったので、わかりました。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田宜明委員。

○新田宜明委員 こういう不正防止の改善策についてですが、皆さんの部局は膨大な医薬物品、医療機器等を取り扱っていると思います。そこで、物品の管理体制、システムがどうなっているのか教えていただけますか。

○大城直人保健医療政策課長 先ほども申したとおり、巡回診療という形で行政にありまして、離島の歯科診療をしておりましたので、その管理体制は倉庫におさめる程度だったと思います。そして、病院については承知はしていませんが、保健所ではそういう医療機器の管理体制はしっかりしていると思います。

○新田宜明委員 私は、具体的にそれは棚卸台帳みたいなものがあって、例え

ば月報で報告させたり、物品の管理がどうなっているのか、現地検査などを定期的にするなど、そういうシステムがきちんとできているかどうかを聞きたいのです。

○仲本朝久保健医療部長 物品に関しては、物品の受け払い簿というものがあ
りまして、幾ら購入したかを登録して、それから幾ら払い出しました、使いま
したということを入れるシステムになっております。ただし、今回のこの事件
についてはそれがきちんとされていたかどうかについては、残念ながらされて
いなかったということでございます。ですから、御質疑にありますように、こ
ういう会計処理上のシステムをしっかりとやっていくということが大事でありま
して、今回の分については、それが足りなかったということでございます。

○新田宜明委員 物品の受け払いの台帳をきちんと整備することと同時に、現
物がきちんと現場にあるかどうかのチェックもぜひやってほしいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

次に、保健医療部関係の陳情平成24年第83号外21件及び病院事業局関係の陳
情平成25年第32号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、保健医療部長及び病院事業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明
をお願いいたします。

初めに、保健医療部長の説明を求めます。

仲本朝久保健医療部長。

○仲本朝久保健医療部長 それでは、請願及び陳情の処理方針について御説明

申し上げます。

お手元に配付してあります請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

保健医療部関係では、継続の陳情が19件、新規の陳情が3件、計22件となっております。

お手元の資料の4ページをごらんください。

資料の4ページには、陳情平成24年第85号の2、社会保障の充実を求める陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、6ページから7ページの資料で御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

右の変更理由の欄をごらんください。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月に成立したことから処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

2、子供や障害者の医療費の自己負担分については、市町村において医療費助成事業を実施しており、その経費の一部を県が負担しております。

窓口負担の軽減については、現物給付方式を導入した場合、国は、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっているため、現在、こども医療費助成事業については、市町村から要望の多い自動償還方式の導入を進めております。

高齢者に係る窓口での自己負担割合については、75歳以上の方は1割、70歳から74歳の方は2割となっており、他の世代の3割負担に比べ、低く設定されております。

なお、平成26年3月31日以前に70歳に達した方は特例措置で1割負担となっており、平成26年4月1日以降70歳に達する方から、段階的に2割負担となります。

また、高額療養費制度については、平成24年度から入院診療分に加え、外来診療分も現物給付化されております。

7ページをお開きください。

3、市町村国民健康保険は、低所得者及び高齢者の加入割合が高く、医療費の増加に対し十分な保険税収入が確保されにくいという構造的課題を抱えております。

医療保険制度については、平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しており、国民健康保険一国保については、平成27年度から低所得者対策の強化として、1700億円

の保険者支援制度の拡充が実施され、さらに、平成30年度から1700億円の財政支援が実施されることとなっております。

県としましては、今後、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会で検討される、財政支援の具体的な内容等について、検討の動向を注視し、必要に応じて、国に対し、全国知事会を通して意見を述べてまいりたいと考えております。

次に資料の18ページをごらんください。

資料の18ページには、陳情平成25年第82号山原(ヤンバル)に基幹病院の創設を求める陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、20ページの資料で御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

右の変更理由の欄をごらんください。

県では、ことし3月に示された地域医療構想策定に関するガイドラインに基づき、地域医療構想を策定することとしております。

同構想では10年後の各医療圏の医療需要や病床のあり方など、医療提供体制の精査を行っていくこととしておりますが、この中で、基幹的病院に関する研究会報告等についても精査する必要があることから処理方針を変更するものがあります。

変更後の処理方針を読み上げます。

北部地域における基幹的病院の整備については、北部市町村、医療関係団体等で構成する北部地域における医療提供体制の確保に関する研究会報告において、沖縄県立北部病院—北部病院と公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院—北部地区医師会病院を統合再編し、安定的な医師確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要があるとの提言がされたところであります。

このような中、平成27年3月、地域医療構想の策定に関するガイドラインが示され、都道府県においては、10年後の目指すべき医療提供体制を示す地域医療構想の策定が求められております。

県としましては、同医療構想の策定を進める中で、北部地域についても詳細な調査分析を行い、さらに、効果的な施策の検討を行う必要があると考えていることから、研究会報告等にある基幹的病院についても精査してまいります。

次に資料の21ページをごらんください。

資料の21ページには、陳情平成25年第120号沖縄県歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に関する陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、23ページの資料で御説明申し上げます。

23ページをお開きください。

右の変更理由の欄をごらんください。

平成26年度末現在、43道府県で条例制定されていることから処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

歯と口腔の健康づくりに関する条例については、全国的には43道府県で主に議員提案により制定されております。

これらの条例は、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することを目的としております。

県においては、子供から高齢者まで健康的な生活をおくるため、市町村、歯科医師会等と連携し、8020運動による普及啓発、歯周病予防対策事業を実施しております。

また、沖縄県口腔保健医療センター整備への支援を行いました。

引き続き歯科保健医療対策の充実に努めてまいります。

次に資料の26ページをごらんください。

資料の26ページには、陳情平成26年第29号僻地・離島地域の医療の充実を求める陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、28ページの資料で御説明申し上げます。

28ページをお開きください。

右の変更理由の欄をごらんください。

県立病院の経営形態のあり方については、知事公約を踏まえ、検討する必要があることから処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

2、県立病院は、救急医療、高度医療及び離島医療等を担っており、地域の中核的な病院として、重要な役割を果たしております。

県としましては、地域における県立病院の役割を踏まえ、民間病院及び国立大学法人琉球大学医学部附属病院一琉大病院等、関係機関との更なる連携を図り、地域医療連携の充実に努めてまいります。

病院事業の経営形態につきましては、知事公約を踏まえ、現行形態を維持していくため、病院事業の経営改善及び経営健全化を図られるよう取り組んでまいります。

なお、本陳情の処理方針変更につきましては、2月議会で同内容の陳情の処理方針変更を行った際、あわせて行う必要がありましたが、見落としており、今議会で変更を行うこととしたものです。

次に資料の32ページをごらんください。

資料の32ページには、陳情平成26年第42号の3、平成26年度「離島・過疎地

域振興に関する要望事項」に関する陳情の変更後の処理方針を記載してごさいます。

変更箇所については、33ページの資料で御説明申し上げます。

33ページをお開きください。

右の変更理由の欄をごらんください。

支援対象の拡大については、平成27年7月1日から、新たに入院患者の付添人も対象とするとともに、利用可能な宿泊施設についても、40施設から51施設に拡大したことから処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

5、県では、離島等のがん患者等が、本島で放射線治療を受ける際の負担軽減を図るため、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合との間で、離島へき地のがん患者等の宿泊支援に関する協定を締結し、宿泊費の割引支援を実施しております。

支援対象の拡大については、新たに入院患者の付添人についても対象とするとともに、利用可能な宿泊施設についても拡大しております。

さらなる支援対象の拡大については、本制度の利用状況を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

次に資料の38ページをごらんください。

資料の38ページには、陳情平成26年第97号受動喫煙防止条例の制定等禁煙諸施策の強化を求める陳情の要旨、39ページには変更後の処理方針を記載してごさいます。

変更箇所については、40ページの資料で御説明申し上げます。

40ページをお開きください。

右の変更理由の欄をごらんください。

平成26年度末現在、1267施設が認定されていることから処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

1、県では、受動喫煙防止諸施策の推進は県民の健康を守る上で重要なものと考えており、県健康増進計画健康おきなわ21等に目標項目を設定し、取り組んでいるところです。

平成18年に創設した沖縄県禁煙施設認定推進制度においては、平成26年度末で1267施設が認定されており、受動喫煙を受ける機会の減少など一定の効果が出ているものと考えております。

県としては、受動喫煙防止諸施策について、他都道府県の状況や動向等を注視するとともに、県内施設管理者の対策の実態や県民の意識の把握に努め、よ

り効果的な施策を検討していきたいと考えております。

次に資料の44ページをごらんください。

資料の44ページには、陳情平成27年第20号子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、47ページの資料で御説明申し上げます。

47ページをお開きください。

右の変更理由の欄をごらんください。

子宮頸がんワクチン接種後の副反応症例について、県内において、ことしに入ってから6例の症例報告があり、症例数が増加しております。また全国的にも被害者の会等からの副反応症例への救済を求める声が出てきていること等を踏まえ被接種者に対し、接種後の実態調査が必要であるとの判断を行い、その他支援策についても検討していくこととしたことから処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

1、子宮頸がんワクチンについては、当該ワクチンと副反応との因果関係を検証するための調査が国において行われており、県も調査に協力しております。また、副反応を訴える被接種者の治療について、地域の医療機関及び協力医療機関の琉大病院が専門医療機関等と連携し、地域において診療や相談を行うことができるよう県医師会等の関係機関と調整しているところです。

県として支援を行うことにつきましては、他の疾病等との公平性の問題や、市町村の意向の確認等、課題は幾つかありますが、支援策の制度設計について、検討してまいります。

2、子宮頸がんワクチンを含め、予防接種後に副反応が認められた際には、医師等から国に報告される体制が国によって整備されております。

県では、子宮頸がんワクチンによる副反応として定期接種後に国に報告された内容に加え、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業時に報告された内容についても、市町村から情報収集しております。

県としましても、市町村に対し、実態調査等の協力を求めるなど、今後も副反応の実態把握に努めてまいります。

6、子宮頸がんワクチンの予防接種後に多様な症状が見られたことから、現在、国において、当該予防接種の取り扱いについて継続的に検討されております。また、副反応として報告された症例について、医療機関や自治体に協力要請し、これまで報告された副反応症例の追跡調査が実施されています。

県としましては、国の当該追跡調査等に協力するとともに、全国衛生部長会及び九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通して、国に対し、副反応被害者

への救済について早期解決するよう、働きかけてまいります。

以上が処理方針の変更に係る説明であります。

その他の継続分の陳情については、処理方針に変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規の陳情3件について、その処理方針の概要を御説明いたします。

資料の49ページをお開きください。

陳情第36号僻地・離島における県立病院の体制維持・充実を求める陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、沖縄県女性団体連絡協議会会長伊志嶺雅子であります。

処理方針につきましては、先ほど御説明いたしました資料26ページの陳情平成26年第29号の記の2に同じとなっておりますので、読み上げにつきましては省略させていただきます。

次に資料の50ページをお開きください。

陳情第46号の3、平成27年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1人であります。

処理方針を申し上げます。

3、離島・僻地の診療所では、常勤医師及び当該医師の研修等に係る代診医の確保が課題となっております。

県におきましては、ドクターバンク事業により全国からの希望医を紹介するとともに、代診医派遣等を行っております。

引き続き、医師の確保を図り、医療提供体制の充実に努めてまいります。

6、離島水道事業体への財政支援については、国の高率補助による施設整備や水道事業債に対する交付税措置等により支援が行われております。

離島地域の安定的な水道サービスを維持するため、これからも国に対して現行制度の継続や予算確保について要望してまいります。

11、県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、当面の取り組みとして、平成33年度までに本島周辺離島8村の水道広域化を実施する予定であります。

沖縄県水道整備基本構想では、圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。

今後は、県と関係市町村において課題の抽出や認識の共有を図り、広域化に向けた具体的な取り組みの検討を行うこととしております。

なお、広域化が実施されるまでは、竹富町の水道サービスを維持するため、

水道施設の運転・管理などの技術的な支援を行うこととしております。

次に資料の52ページをお開きください。

陳情第61号離島・僻地におけるがん患者支援のさらなる充実を求める陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、ゆうかぎの会（離島におけるがん患者支援を考える会）会長真栄里隆代であります。

処理方針につきましては、先ほど御説明いたしました資料32ページの陳情平成26年第42号の3、記の5に同じとなっておりますので、読み上げにつきましては省略させていただきます。

以上で、保健医療部に係る陳情の処理方針について、説明を終わります。

○**呉屋宏委員長** 保健医療部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長の説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○**伊江朝次病院事業局長** それでは、病院事業局に係る陳情案件について、処理方針を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料、陳情案件処理方針の目次をごらんください。

病院事業局に係る陳情案件は、継続3件、新規4件の計7件となっております。

継続の陳情につきましては、処理方針に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規4件の陳情について、その処理方針の概要を御説明いたします。

5ページをお開きください。

陳情第34号新県立八重山病院建設に係る工事の地元八重山郡内企業への分離・分割、最優先完全発注に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、石垣市議会議長知念辰憲です。

処理方針を読み上げます。

1及び2、新県立八重山病院建設工事については、可能な範囲での分離・分割発注を行うこととしております。

また、共同企業体方式による地元に配慮した方法により、地元企業が工事を受注できるように取り組んでまいります。

続きまして、6ページをお開きください。

陳情第46号の3、平成27年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1人です。

処理方針を読み上げます。

9、新県立八重山病院については、急性期医療を担う地域の中核病院として、可能な限り圏域内で完結できる医療を提供できるよう整備を進めているところでもあります。

病院事業局においては、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金の活用、看護師就職イベントへの参加及び医療職養成機関等への求人募集の案内など、人材確保に積極的に取り組んでおります。

新県立八重山病院の開設に向けても、医療スタッフの計画的な確保に引き続き努めてまいります。

続きまして、7ページに移りまして、陳情第70号沖縄県立精和病院内で発生した事故に関する事実の解明を求める陳情について御説明いたします。

陳情者は、公益社団法人沖縄県精神保健福祉会障がい者活動支援センター泉崎、管理者嘉手川重三です。

処理方針を読み上げます。

病院事業局において把握している経緯等及び当局の考え方については、以下のとおりです。

1、経緯について、(ア)平成26年1月10日午後8時35分ごろ、A氏の母親から沖縄県立精和病院一精和病院へ、「A氏が寝る前の菓を飲んだ後、興奮して家を出て行った。警察には届けています。」との電話連絡があり、電話を受けた看護師が当直医にその旨の報告を行いました。

(イ)日付が変わった1月11日午前0時30分ごろ、3階の西3病棟の看護師が、1階の東1病棟外側のリハビリ棟に向かう広場側で窓の格子をつかまえて中をのぞき込むように立っている男性を発見、東1病棟の看護師に電話連絡し、連絡を受けた看護師が窓をあけ確認したところ、男性が格子をつかまえて立っていました。

(ウ)別の看護師により、男性が精和病院に通院中の元入院患者A氏であることが判明、看護師2名が外に回りA氏を保護したところ、上半身裸、はだしで、「胸が痛い」と言っており、側胸部にかけて擦過傷が認められたため、2人で脇を抱えながら処置室に誘導しました。

(エ)看護師から連絡を受けた当直医が処置室で待機していたところ、両脇を看護師に抱えられながら歩いてくるA氏を確認しており、当直医は母親にA氏が病院敷地内で発見されたことを電話連絡しました。

8 ページをお開きください。

(オ)当直医がA氏を診察したところ、気胸や肋骨骨折が疑われるなど、重傷である可能性が考えられたため、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター—南部医療センター・こども医療センターで診察してもらう必要があると判断し救急車を手配しました。

(カ)搬送先の南部医療センター・こども医療センターでの診断名は、多発外傷、左多発肋骨骨折、左外傷性血気胸、両側肺挫傷、縦隔気腫、肺のう胞、頸椎・胸椎体骨折、頭部挫創、体幹部・四肢擦過傷となっております。

2、発見時の状況が文書によって異なる理由について、当直医が東部消防本部へ通報した内容及び南部医療センター・こども医療センター救急科宛ての診療情報提供書の記述においては、「中庭で倒れているところを発見」とされています。これは、診療を優先し、間接的に聞き取った情報をもとに通報及び書類の記載を行ったためであります。しかし、その後当直医は発見時の詳細な情報を得たため、それ以降の書類においては「リハ棟に向かう広場で立っているところを発見した」と記載しております。

3、けがの原因について、第一発見者が発見した時点で既に受傷していたため、受傷した場所や原因は不明です。ただし、発見現場近くの渡り廊下両側のプランターが散乱し、花壇が踏まれた跡や、近くに少量の血痕が確認されております。

9 ページをお開きください。

4、警察に通報しなかった理由について、当直医はA氏の治療を考え救急車手配を優先しました。また、母親には連絡済みであったため、警察への通報については、家族の意向で騒ぎが大きくなることを望まないケースがあることに配慮し、母親の判断に委ねることにしました。

なお、A氏は深夜に病院敷地内に不法侵入しているものの、通院中の元入院患者であり身元もはっきりしているため、不審者としての通報も行っておりません。

5、警備日報の「リハ棟巡回異常なし」の理由について、A氏発見・保護・救急車の手配等は医師や看護師が対応していることから、警備員は、業務を記録する警備日報には記載していません。

また、警備員は午前1時の巡回の際に、A氏発見現場近くのプランターが散乱していること等は視認したものの、A氏が原因と考えられ、一連の出来事は既に職員に認識されており改めて報告する必要はないものと判断し、警備日報には記載しておりませんでした。

6、病院事業局としての考え方について、病院事業局として把握している事

実関係は以上です。

なお、この件については平成26年1月15日に与那原警察署の刑事が精和病院を訪れ、関係者から事情聴取及び現場確認を行っております。

病院事業局としましては、A氏の保護・治療を優先した精和病院の対応は適切であったものと考えております。

陳情者からの疑義等については、引き続き説明に努めてまいります。

続きまして、10ページをお開きください。

陳情第71号の2、新県立図書館及び新八重山病院建設に係る木製家具の製作と購入に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、沖縄県木工事業協同組合代表理事宮里善作です。

処理方針を読み上げます。

1及び2、新県立八重山病院建設工事においては、県内製造業者が製作可能な作りつけのカウンターや棚などを設置することから、県内企業の優先活用に配慮していきたいと考えております。

また、リュウキュウマツ等の県産資材の使用については、今後、使用の可能性を含めて検討していきたいと考えております。

以上で、病院事業局に係る陳情の処理方針の説明を終わります。

○呉屋宏委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時20分 再開

○呉屋宏委員長 再開いたします。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 保健医療部の陳情47ページ、陳情第20号、子宮頸がんワクチ

ンについて。

向こうの皆さんの訴えは、要するに渡航費用の問題なども言っておりまして、1回行くのに三、四十万円はかかるという話と宮古島市の補助が他都道府県に比べて18歳までの旅費だけなのです。親の旅費はつかないということもありまして、非常に不安を覚えています。そういう中で、国の支援が決まるまでの間といいますか、そのあたりで実質的に補助ができないかということがありますが、それについてはいかがですか。

○系数公健康長寿課長 子宮頸がんワクチンの副反応の症状が出ている方に、今、御指摘の宮古島市においては、市が独自で医療費、渡航費、それから宿泊費等の助成をしております。本土に行ったりする場合の付き添いの助成費については、本人が18歳になるまでという規定になっているところです。このような訴えがふえてきたという報告もふえてきましたので、県としましても県独自で何か支援できることがあるかといった支援制度の検討に入ったところでございますが、医療費や渡航費、宿泊費などいろいろな種類がございますので、それを市町村とよく話し合っどどのような支援設計ができるのかという検討を今から始めていくという段階でございます。

○狩俣信子委員 患者が少しふえたということが書かれておりますが、市町村でいいますと幾つの市町村にまたがっていますか。

○系数公健康長寿課長 那覇市、宜野湾市、中城村、糸満市、沖縄市、宮古島市、今帰仁村ということで、市町村数でいいますと7つになると思います。

○狩俣信子委員 その中で皆さんが訴えていることは、行くときにかかる三、四十万円というお金は御家庭にしますと大変な負担になると思います。皆さんは対応を検討していくとおっしゃっていますが、待ったなしの状況が出てくるわけですので、それを県としても一時立てかえや何か方法がないですかということですが、どうですか。

○系数公健康長寿課長 先ほどの答弁で7つと申しましたが、浦添市も入っておりますので8市町村に訂正をさせていただきます。

本来でしたら予防接種は、国で因果関係が認められた症例に助成をするというスキームがずっととられてきております。その因果関係がはっきりしない段階で支援をするということについては、ほかの予防接種の被害者でありますと

か、あるいはほかの薬害と言われている方々との一私たち公平性という言葉で使わせていただきましたが、それを検討しているところでございます。

○狩俣信子委員 神奈川県は同じ県ですよ。神奈川県はそれをやっているわけですから。それについてはどう思われますか。

○糸数公健康長寿課長 御指摘のように、神奈川県ではことしの6月議会に補正予算を計上して、早ければ7月からそのような助成が始まると聞いております。神奈川県の場合は、やはり因果関係がはっきりしない方で、医療費、そして医療手当が月額一定額ですが、3万4000円あるいは3万6000円といった手当でも含めて助成をするという決断をしております。それに至った過程は、神奈川県には神奈川県予防接種研究会という協議会のようなものがございまして、その協議会は国の予防接種のあり方について神奈川県から提言するというかなり専門性の高い方々の集まりで、そちらからもう少し踏み込んだほうがいいのではないかという提言が知事になされて、知事のほうで行ったと聞いております。さらに、その前に横浜市でも独自の助成を行っておりましたので、横浜市に住む方は神奈川県と横浜市から重複して助成を受けないような調整もしていると聞いております。それは神奈川県の決断があったということがありますが、沖縄県としては先ほど申し上げましたように他の疾病との公平性とか、やはり市町村の意向をきちんと確認するというステップを踏んでいきたいと考えております。

○狩俣信子委員 他の疾病等との公平性というのは、神奈川県も一緒ではないですか。向こうはやっているけれども、沖縄は少しおくらせていませんか。

○糸数公健康長寿課長 神奈川県は、都道府県として一番最初にそのような支援を始めた唯一の自治体でありますので、沖縄県はおくられているという御指摘がありました。神奈川県は一步踏み込んだ対応をしていると私たちは考えているところでございます。

○狩俣信子委員 患者は心身の状況も不安定で厳しい上に、治療費、旅費いろいろな面で不安を抱えています。しかも、沖縄は離島県ですので、それは航空運賃もほかのところよりは高くかかります。そういう意味では、やはり国が支援を決定するまでの間でも沖縄独自の支援の方法はないかということ聞いています。

○仲本朝久保健医療部長 今回の子宮頸がんワクチン接種後の副反応症例につきまして、患者会や支援する会の皆さんからも要請を受けました。全国にも症例が相次いでいるということも考えまして、本会議で副知事からあのような答弁をしました。今回、我々としては、対象者の範囲ですとか、あるいはどういう形の助成なのか、大体これは予防接種の関係で言えば、市町村との調整が必要だろうと思っております。今般、要請を受けたばかりですので、これから中身については検討していく上で、沖縄ならではの特性なども加味しながら検討していきたいと考えております。

○狩俣信子委員 それは時間の問題もあると思います。来年結論を出しますでは遅いわけで、早目にやっていくということがとても大事だと思いますが、それはいつごろまでに検討がなされていますか。

○仲本朝久保健医療部長 まず、今回の要請にもありましたが、実態調査ということもございます。実態調査につきましても、市町村に対して協力依頼をこれから行っていきますし、市町村の意向についてもこれからです。いつまでには言いませんが、副知事答弁では早目にということと指示を受けておりますので、早目に検討していきたいと思っております。

○狩俣信子委員 実態調査は実態調査で、全ワクチンを受けた子にやるべきだと思います。それはお願いします。そして、それ以外に既にいろいろな症状が出てきている子がいるわけで、これによりますと、新しく6例の症例報告も出ています。そういう子供たちに対して、県の支援の方法がないのかということ聞いています。

○仲本朝久保健医療部長 その取り組みについてはこれからしっかりと検討していくということですので、これから市町村や専門の先生方も含めて話し合いながら早目に検討するというところでございます。

○狩俣信子委員 患者の立場も御理解いただいて、これは早目に対応ができるように、支援ができるようによろしく願いいたします。

次に、先ほどの病院事業局の問題で初めて聞いたので大変驚きました。7ページ、陳情第70号、精和病院内で発生した事故に関することですが、陳情者の言っていることと処理方針について少し違うところもあるので、どこが真実な

のかということがありまして、そのあたりを確認させていただきたいと思えます。精和病院元入院患者のAさんが格子をつかんで立っていたということと中庭で倒れていたということがあるのですが、真実はどれですか。

○伊江朝次病院事業局長 中庭で倒れていたという記述ですが、これは当直医が最初に南部医療センター・こども医療センターに出した診療情報提供書に書いてあります。そのときの状況を当直医が十分把握しないままに書いた状況があるようです。そこで後ほどいろいろ詳細に聞いてみたら、いわゆるリハビリ棟に行くところの通路あたりで1階の病棟の格子をつかんで立っていたと。それを西3病棟の看護師が見て通報したということです。

○狩俣信子委員 要するに、発見されたときというのは格子をつかんで立っていたというのが事実なのですね。

○伊江朝次病院事業局長 そのとおりでございます。

○狩俣信子委員 その後この患者はどうなりましたか。

○伊江朝次病院事業局長 先ほども申し上げましたとおり、看護師2人がそこに出向きまして、両脇を抱えて精和病院の処置室に運んだということです。その後当直医が診察をしまして、これは精和病院でできる状況ではないということで、早急に救急車を呼んで南部医療センター・こども医療センターに運んだということでございます。

○狩俣信子委員 処理方針の(エ)に看護師から連絡を受けた当直医が処置室で待機していたところ、両脇を抱えられて入ってきたということですが、この患者を診た当直医は処置室で最初に診たのですか。

○伊江朝次病院事業局長 看護師が処置室に運んで、そこは診察する場所ですので、当直医は連絡を受けてそこで待っていたという状況です。そのときに精和病院に入院していた元患者であるということもわかっていたということでございます。

○狩俣信子委員 両脇を抱えた看護師は、けがの状況などは把握されていたのですか。

○伊江朝次病院事業局長 この方は上半身裸だったということで、上半身のいわゆる側胸部に複数の擦過傷が見られていたということを看護師は記憶しておりました。

○狩俣信子委員 けがとしては、ひどいけがであったわけですね。

○伊江朝次病院事業局長 精和病院ではCTやX線検査等はやっておりませんので、いわゆる身体所見だけで複数の擦過傷と皮下気腫—皮下気腫というのは、皮膚の直下に空気が漏れてきたりしますと、パチパチと震える状況です。これは、身体にさわればすぐわかります。そして、胸部の外傷があるとつまり空気が皮下に漏れているということです。そのように感じて、呼吸の状態も少し悪いですし、血圧も最高が90台ということと脈拍も100台だったということで、いわゆるプレショック状態だろうということで、これは早急に送らないといけないということでやったという状況でございます。

○狩俣信子委員 再度確認ですが、処置室には医者が先に行って待っていたと理解していいのですか。それとも、運ばれた後に医者は行ったのですか。

○伊江朝次病院事業局長 当直医は看護師から連絡を受けて処置をする場所に行き、看護師が搬送してくるのを待っていたという状況です。

○狩俣信子委員 当直医は先に処置室に入っていたわけですね。

○伊江朝次病院事業局長 そのとおりでございます。

○狩俣信子委員 陳情者は、皆さんが処理方針を出したことは違うような書き方をしているところもあるものですから、これについて真実は何なのかという感じで質疑をしていますが、皆さんが書いた処理方針で間違いはないですか。

○伊江朝次病院事業局長 この件につきましては、県立病院課の職員が病院に出向きまして、関係した看護師、当直医の先生にもお話を伺い、そして現場を見て全部確認をしております。

○狩俣信子委員 処理方針には、どこでいつ受傷したかは不明ですと書かれて

いますが、どこでけがをしたかはわからないわけですか。

○伊江朝次病院事業局長 先ほども申し上げましたが、Aさんが1階病棟の窓の格子をつかまえて立っていたというところから始まっています。それまでは精和病院の職員は何も認知しておりません。物音も聞いていないという状況です。ですから、それ以前のことは全く病院側も認知していないという状況です。

○狩俣信子委員 搬送した南部医療センター・こども医療センターでは、けがの状態から与那原警察署へ通報をして、刑事課の職員に受傷の原因は転落、墜落及び自動車事故などのけがではないかと、けんか・暴力の可能性は少ないと説明しているということがあります。これについてはどうですか。

○伊江朝次病院事業局長 大体、それに近いものはあると思いますが、これはあくまでも推測ですので、もう一つつけ加えますと転倒もあってもいいと思います。

○狩俣信子委員 このことについてはきょうしか知りませんで、ひょっとしたらまた日を追って新たに質疑をしていくかもしれません。きょうはこれで終わります。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 保健医療部の陳情44ページ、陳情第20号子宮頸がんワクチンについてお聞きします。

本会議でも何名かが質問等をしているのですが、国は今後、副反応が出ている皆さんを救済する方向で進んでいるのですか。

○系数公健康長寿課長 国は他の予防接種と同じように、副反応について症例を挙げていただいて、それを専門家で議論をして因果関係をはっきりさせるという流れはありますので、国としてはどんどん各自治体に対してそういう症例を集めるよう指示が出ています。ただ、それが進んでいるかどうかという情報は入ってきておりません。報道によりますと、審査自体は余りまだ進んでいないということも聞いておりますが、通常予防接種の処理の流れであればこれから因果関係をはっきりさせて、一つ一つ救済していくことになるかと考えてお

ります。

○赤嶺昇委員 今、全国でどれだけのケースが出ていますか。

○糸数公健康長寿課長 手元にありますのが平成26年7月末現在ということで1年前のものになります。副反応の報告件数は2475件。重篤な副反応がそのうち617件、そのうち死亡された方が3名となっております。

○赤嶺昇委員 この死亡された3名の年齢はわかりますか。

○糸数公健康長寿課長 年齢はわかりませんが、接種をされた子供たちの年齢が中学校1年生、高校1年生ですので、恐らく10代の子供たちではないかと思われるます。

○赤嶺昇委員 これは現にいろいろ症状が出て大変ですよ。国の状況を見きわめて、国が症例を集めて、そして3名の若い方が亡くなっているという話もあって、2475件のうち617件が重篤ということであれば、これは基本的に責任はどこにあるのですか。

○糸数公健康長寿課長 平成25年からは定期接種ということで法律に基づいての接種になっておりますので、予防接種は国の責任で導入されて、実施主体は市町村になります。ですので、私たちとしては国の責任で処理がなされるものと考えております。

○赤嶺昇委員 そこが大事だと思います。要するに、実施主体が市町村でしたら、市町村の責任になるのですか。国ですか。県の見解を教えてください。

○糸数公健康長寿課長 国の政策によって予防接種が導入されたことを考えますと国の責任と考えることが適当だと思います。

○赤嶺昇委員 そうですよ。実施したのは市町村ですが、その予防接種の種類を自治体がこれがいいか、悪いかということで選んだのではなく、国から予防接種としてこれをやりなさいということですよ。もちろん効果があるからということでの予防接種だとは思いますが、ただ現にこういう問題が起きているということからしますと、余り時間も待てない状況だと思います。国の今の

話ですと。しかも、皆さんは去年の7月のデータしか持っていないということも含めて、これだけ陳情も一般質問も出ているのであれば、直近の情報というのは把握しておくべきだと思います。

○系数公健康長寿課長 国のデータは先ほどのものが一番新しいのですが、県内においては平成27年5月末までで24例の副反応がありまして、そのうち重症の方が7例ということになっております。一般質問でも指摘がありましたように、宮古島市で実態調査を行ったところ5名の方に現在症状があるという情報もありますので、私たちとしては市町村に実態調査について協力を求めて正確な被害者の、反応の数を把握することが大事かと思っております。

○赤嶺昇委員 重症者の7名の状況はどういう状況ですか。症状は把握していますか。

○系数公健康長寿課長 24名のうち重篤と言われております7名の方々については、腰痛、両手足のしびれ、左手の不全麻痺、歩行障害、けいれん、全身の痛み、頭痛などの痛みによる症状と神経系の症状が多いかと思っております。

○赤嶺昇委員 治る見込みはありますか。

○系数公健康長寿課長 それぞれの症状に応じて治療薬がもしあるのであればいいのですが、痛みの場合ですと沖縄県では琉大病院のペインクリニックの麻酔科の先生に紹介をするような流れになっておりますので、恐らく個別個別の症状によって治る、治らないということは判断されるかと思っております。

○赤嶺昇委員 ですから、7名も含めて、24名の治っていく見込みはあるのですか。症例別で違うとは思いますが、ずっとこの症状が続くものなのか、それがよくわからないのですが。要するにこれはしっかり治っていくという方向に向かっているのかどうかも含めてお聞きします。

○系数公健康長寿課長 それぞれ事例は違うと思いますが、何らかの症状が残ったままいくという方も可能性としてはあると思っております。

○赤嶺昇委員 そうしますと、本人だけではなく家族も含めて大変ですよ。治るかもわからずにずっと症状が続くということは、かなり大変な人生になる

と思います。他の予防接種の関係もありますし、今回こういう若い皆さんが予防接種を受けて、今まで何もなかった女の子に突然そういう症状が起きるといふことは大変なことだと思います。先ほど言いましたように、国にしっかりやってもらわないといけないということは当然ですが、県として他都道府県も含めて国に要請はしていますか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 4月以降、全国衛生部長会や九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通して国に要望しております。

○赤嶺昇委員 この陳情の趣旨は、とにかく医療費が大変大きな負担となっているなどいろいろ要請が出ておりますが、責任が国にあるならば一例えば、県が先に手当てを出した後に国にその分の補償などをしっかり求めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○仲本朝久保健医療部長 今回の制度の中で県が支払ったものに対して後から国が補償するという事はないと思いますが、今回の事例につきましては国の対応が遅いのではないかと全国的にも指摘しております。国に対しては早目に救済を求めておりますが、今の委員からの御質疑は少し研究させてください。

○赤嶺昇委員 要するに、各都道府県がやっていけば国はやらなくてもいいのかという話になりますと困ります。もう既に神奈川県ではやっている話があって、沖縄も要望が出ていますよね。皆さんの処理方針では他の疾病との関係などいろいろあるということは理解はします。ただ、学校も行かないといけないですし、いろいろな学習にも影響していきますよね。宮古島市が少し負担をしているということですが、家族の分までは出ていないと。しかし、本人たちの状況にきちんと答えるということであれば、国が早くやることにこしたことはないのです。国はいろいろなサンプルをとっているかもしれませんが、待たないでほしいと思います。それに向けて制度設計をするに当たって、県として他都道府県も含めてこれを支援していく、しっかりと国に求めていくということも含めて示したほうがいいと思います。一番の責任はそもそも国にあるということであれば、それも含めて検討するべきだと思いますが、いかがですか。

○仲本朝久保健医療部長 国に対して、その責任のもとしっかり救済してほしいという要望はこれからもしっかり出し続けていきたいと思っています。一方で、今回の国の支援がなされるまでの救済という形になっておりますので、その分

についての検討もこれからやっていきます。そして、その分を国に補償とか、国に負担を求めることが可能かどうかについては、これまでの中身で検討していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 急いでいると思います。皆さんも何とか対応しようという気持ちもあることは理解しますが、やはり国に対してもそこを早目に促すという意味でもやっていただきたい。あと、具体的な内容もきちんと報告して、費用負担だけではなく、ちゃんと完治してもらおうような支援策も含めて、しっかり自治体とも連携して国に報告をして、早目に救済してもらおうようにお願いしたいと思いますが、保健医療部長もう一度答弁をお願いします。

○仲本朝久保健医療部長 これまでも答弁をしましたように、国に対してはしっかり救済をやってほしいということは引き続き求めていきたいと思っております。制度についてはまたこれから検討してまいります。

○赤嶺昇委員 制度を検討すると言いますが、スケジュールはどうなっていますか。

○仲本朝久保健医療部長 先ほどの答弁で申し上げましたが、市町村に実態調査の協力を求めるのもこれからです。それから、市町村との意向確認や検討もこれからになります。いつまでにということは示せる状況にないのですが、副知事からも早目にという指示がありますので、早目に検討していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 次に、病院事業局の陳情1ページ、陳情平成25年第32号、県立病院の医療体制に関する陳情について。2ページの7対1看護体制について皆さんはずっと検討をしてくれているのですが、現状はどうなっていますか。

○伊江朝次病院事業局長 県立病院の7対1看護体制につきましては、現状では沖縄県立中部病院—中部病院と南部医療センター・こども医療センターの2つの病院で実施しております。ほかの病院については今のところこれをやるかどうかという状況はまだ未定です。といいますのも、今やっております地域医療構想によっていろいろ病床機能の分化が進んできまして、今後の地域医療体制がいろいろ変わっていく可能性もありますし、もう一つは病院の状況として7対1看護体制にふさわしい入院体制といいますか、こういうものがとれるか

どうか。これを見ながらでないで7対1看護体制をいつ実施するかどうかということについては、決定することが難しい状況があると思っております。

○赤嶺昇委員 いろいろ説明をしておりますが、私からしますと既に中部病院と南部医療センター・こども医療センターはやっていますよね。そして、北部病院、沖縄県立宮古病院一宮古病院、沖縄県立八重山病院一八重山病院はいわゆる採算の問題でできないのか、何が理由なのですか。

○伊江朝次病院事業局長 7対1看護といたしますのは、従来の10対1よりも看護師を手厚くやるという状況でございますが、これが何に対してかといいますと、やはり高度とか、あるいは急性期が主体となった医療を提供しているところにそういう7対1看護体制を認めるという状況があります。現在のところ、病院全体丸ごと7対1という状況でしか認められておりません。ところが一方では、各病院には長期の患者—いわゆる慢性期の患者もかなりいるという状況で、いろいろその基準を満たし切れないという状況も出てきます。ですから、その辺のところの整理がついてこないで、7対1ができるかどうかの見通しはなかなか難しい状況があると思っております。看護師の就労環境をよくするだけではできないという状況が診療報酬の改定の中で出ているということだと思います。

○赤嶺昇委員 看護師の就労環境は今どうなっていますか。

○伊江朝次病院事業局長 先ほど申しましたとおり、中部病院と南部医療センター・こども医療センターは7対1看護体制、北部病院、宮古病院、八重山病院は10対1看護体制、そして精和病院が15対1看護体制という状況です。

○赤嶺昇委員 看護師は今もやめたりしているのですか。年間に何名ぐらいが退職していますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 看護師の普通退職の状況ですが、平成21年度が81名、平成22年度が73名、平成23年度が99名、平成24年度が79名、平成25年度が66名、平成26年度が73名となっております。

○赤嶺昇委員 これはみんな公務員という身分ですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 公務員という身分でございます。

○赤嶺昇委員 例えば、県の一般行政職の職員や市町村職員でこんなにやめる人は余りいないと思います。やはり公務員というしっかりとした身分の中でこれだけの数の人がやめるということは、環境が余りよくないということだと思いますが、病院事業局長はいかがですか。

○平良孝美県立病院課看護企画監 看護師の離職率から申し上げますと県全体で10%ぐらいの離職率になっております。県立病院におきましては、6名から多いときで7名ですので、必ずしも多いかと言いますと県全体の中で見るとそうではないという状況です。

○赤嶺昇委員 今の答弁は、職場の環境は問題ないということを行っているのですか。

○平良孝美県立病院課看護企画監 離職の理由が必ずしも職場の環境によるものということではなく、結婚や他府県への転居等も含まれておりますので、必ずしも環境要因が前に出ているとは認識しておりません。

○赤嶺昇委員 我々が病院や現場に行くと、さまざまなことを聞かされます。なぜこんなに温度差があるのかがよく理解できないのですが、要するに業務が非常に多忙であったり、いろいろなことが一もちろん、出産や他の要因などがあるかもしれませんが、今の現場とのギャップを非常に感じています。これは本当にそういう感覚でいいのかどうか、私は文教厚生委員会に10年以上いますが、ずっと問題だと言われてきて、きょう初めて特に問題ありませんという答弁をされていますが、何が改善されたのですか。

○平良孝美県立病院課看護企画監 問題がないと申し上げたつもりはなく、現場でも看護師の就労環境の改善のために、ワーク・ライフ・バランスの推進ですとか具体的に取り組んでおります。中部病院と南部医療センター・こども医療センターでしたら院内保育所を設けまして、子育てでも支援するようしておりますし、育休や病休などで休んでいる職員の補充のためには人材の確保も大切ですので、人材確保にも力を入れているつもりです。

○赤嶺昇委員 こういうことをやったからといってこの一年でこんなに変わっ

たのかと。ずっと言われてきたことは、どんどん看護師がやめて、どうしても続けることができないという具体的な事例もかなり聞いてきました。ですが、そういう形で答弁されることについて逆に大変驚いているところです。病院事業局長、本当にそんな感じなのですか。長らくずっとやりとりをしてきたのですが。

○伊江朝次病院事業局長 委員御指摘の7対1看護体制については、中部病院と南部医療センター・こども医療センターでやっておりますが、その効果について現場からはかなり評価をいただいていることは確かです。一方では、診療報酬との兼ね合いも見ながらやらないと経営自体が厳しくなるということもございます。私たちとしては7対1はやりたいと思っておりますが、その辺のタイミングを見計らいながら、バランスをとりながらやらないと病院事業全体に影響を及ぼすところもあると思っております。ですから、将来的にこれを全くやらないということではございません。ですから、しっかりそのような形ができるように今はそういう状況を見計らっているところでございます。

○赤嶺昇委員 北部病院、宮古病院、八重山病院はそのまま10対1看護体制でいいと現場は言っているのか、それとも7対1看護体制にしてほしいのか、どのように言っていますか。

○伊江朝次病院事業局長 私が聞いているところでは、7対1の希望が強いところは北部病院でございます。宮古病院、八重山病院からはそういう話は聞いておりません。

○赤嶺昇委員 当然これは経営との関係は大事だと思います。何でもふやせばいいというものではないことも理解します。しかし、例えば北部病院がこれを求めるのであれば、皆さんが7対1看護体制にするに当たってちゃんと採算がとれますかという話を当然しますよね。話をして、それでも7対1をしたいと北部病院が言って、なぜならこういうプランでやりますからという話を出してそこで決めることはいいと思います。要するに、採算を無視してとにかくふやして人員体制がふえればいいという話ではないですよ。この議論はやっていると思います。ですから、その中身をできたらやりとりも含めて改めてやってもらいたいと思います。そのかわり、採算も考えないとやっていけないということを率直に言えばいい話だと思いますが、いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 委員御指摘のことについては再三再四現場とは協議はしております。ですから、どういうところにそういった実現が図れるかということ、はまだ検討段階です。今度の地域医療構想で医療提供体制はどうなるかと。例えば、病院全体だけでやるのか、病棟単位でやるのかという話もちらほら聞こえますので、そういう状況を情報収集しながらしっかり前向きに検討していきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 病院事業局の陳情からいきたいと思います。5ページ、陳情第34号、新県立八重山病院について。今、どういう進捗状況にありますか。

○幸喜敦県立病院課副参事 現在の進捗状況は、ちょうど、今、設計書が上がってきて、発注の準備を行っている段階です。

○比嘉京子委員 かねてより問題となっておりました下水道等の解決はされているのでしょうか。

○幸喜敦県立病院課副参事 下水道は、石垣市から開院までに間に合わないということでしたので、浄化槽の処理ということで設計は進めております。

○比嘉京子委員 浄化槽の処理については、市が負担をするということになっているのですか。

○幸喜敦県立病院課副参事 そういう申し出はありません。県で処理ということになっております。

○比嘉京子委員 きょうは持っていないのですが、八重山地区の病院建設予定の団体がありまして、その方々から要請があった文書の中にはたしかそれも速やかにやるということが記されていたのではないかと思います、入っていませんでしたか。

○幸喜敦県立病院課副参事 速やかに行うという回答は、今のところございません。

○比嘉京子委員 それに記されていたかどうかということはおわかりですか。

○幸喜敦県立病院課副参事 郡民の会だと思いますが、それには要望だけで、実際の回答は市からいただいております。

○比嘉京子委員 この問題は、十分に地方自治体が県との役割分担も含めて、どれだけ県立病院というものを自分たちの場所に置くということをしなから、どういう認識をしているのかということが非常に問われている、ある意味でわかりやすい問題かと理解しております。特に石垣島だけの問題ではなくて、石垣市を含む離島の与那国町、竹富町全域の問題となる県立病院ですので、ぜひともこれは、病院事業局長はかつて八重山病院の院長でいらしたので、その首長たちと県の役割、市町村の役割について三者で話し合いなどは何度かやってこられましたか。

○伊江朝次病院事業局長 この件につきましては、何度か石垣市役所にもお伺いをして市長ともお話をした経緯がございます。私が要請に行きますと前向きにやりたいという話が出るのですが、結果的に厳しい状況があるという返事が返ってきますので、私たちが所望の下水道につなぐということは到底建設する時期に間に合わない、難しいという判断で、それができないということ、これからも要請はしますが、とにかくそれを前提に何とかできなかった場合のことを考えて浄化槽も一緒に推し進めているという状況です。

○比嘉京子委員 今、お聞きしていることは、新石垣空港ができて、石垣の利用率、観光客の増加、そして今までどおりの圏域の一自治体にとってみれば救急を担う急性期病院として不可欠な県立病院だと思います。その認識がどこまであるのかということが一つと、それからそういうことが完備して初めて観光客が安心して来れるということの理解、そういうことも結果から見ますと何年間も下水道の整備さえも一宮古はたしか速やかにやったと思います。また、かつては八重山病院に市が救急も持っていたはずですが、そういうことも含めると、八重山圏域におけるそういう認識が非常に弱いのではないかと思います。いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 委員御指摘のとおり、かつては時間外の救急診療所を市が運営しておりました。期間は忘れましたが、これがなくなって大分久し

いのですが、最初の1次医療の責任は当該市町村にあると思います。ですから、この点は県立病院側としてもしっかりと市と協議をして、きちんとした方向性を出さないといけないと、随時病院現場で何度か協議の場を持ってきているようです。石垣市としてはかつての診療所を運営するというよりも、今、私が聞いているところでは、民間病院に委託するということで1次医療をやっていきたいと伺っております。

○比嘉京子委員 理解といたしますか、認識にかなり後退の感が見られると思います。引き続きこのことは追っていきたいと思います。

次に、今のことと連動すると思いますが、6ページ、陳情第46号の3について。新県立八重山病院をつくる際に、可能な限り圏域内で完結できるようにと処理方針にあります。可能な限りという言葉はどこまでなのかというところが見えづらいのですが、簡潔にお答えいただければと思います。

○伊江朝次病院事業局長 簡潔に言いますと、医療には1次、2次、3次とありますが、基本的には2次医療圏で2次医療まではしっかりやるということです。そして、可能な限りと言いますのは、3次の中ででき得るものはやっていると考えていいと思います。

○比嘉京子委員 本会議でも感染症の問題ですとか、さまざまな災害時における拠点化等について答弁されておりましたので、それはよしといたします。

次に、3ページ、陳情平成26年第42号の3で入院患者の家族等が宿泊できる施設について、地元自治体や関係団体ということで、支援事業のお願いがありますよね。そうしますと、南部医療センター・こども医療センターにおけるがじゅまるの家の設立の経緯について、あれはどこが主体であるような施設がつけられたのでしょうか。

○大城直人保健医療政策課長 設置の予算につきましては、沖縄電力グループ百添会からの寄附で建てられたと思います。

○比嘉京子委員 県に陳情が来るということにもやや違和感がありまして、先ほどの自治体の役割からしますと、いかがかなと正直思います。こういうおんぶにだっこの現状はしっかりと認識をしてもらわないといけないのではないかと。では、3首長は何をなすべきなのかということのをそっちのけで、宿泊施設までのお願いが来るということは、これは県が建てたのではなく、民間でやっ

てきていて、病院の近隣に建てていただくということで一特にこども病院を併設しているのではということもあってということも理解しております。石垣であっても、特に離島が多いので八重山病院にこれはぜひ必要だと思われれます。しかしながら、これをどうでしょうかということも含めて、処理方針に地元自治体や関係団体が主体で行う支援事業だと書いてくださっているのですとしますが、ぜひそこはしっかりと担っていただく姿勢を通してほしいと思います。

あと一点、保健医療部の陳情ですが、38ページ、陳情平成26年第97号について。この陳情要旨には、先進国の中でも受動喫煙対策が大変おこなわれている、後進国であるとして書いてありますが、沖縄県禁煙施設認定推進制度において認定されている1267施設が全体からするとどのような割合なのか。今後はどんな計画なのか。沖縄県の対策というのが今どういう位置に置かれているのか等も含めてお答えいただけますか。

○糸数公健康長寿課長 今、数字を述べられた1267施設というのは、沖縄県が平成18年度から始めております沖縄県禁煙施設認定推進制度ということで、施設のほうで私たちの施設は敷地内禁煙ですとか、建物内禁煙ですとかという基準を満たした場合に保健所を通して申請をしていただいて、それを県で認定するという制度になっています。初年度246件でしたので、今の1267件まである程度順調に伸びてきているとは思いますが、委員御指摘の母数がどのくらいかというのは全ての施設に呼びかけておりますので、詳しい割合を出すことはできませんが、ただ学校関係につきましては教育庁の話によりますと、小中学校全ての学校で敷地内禁煙が進んでいるということです。そこから認定に来ているのは全てではないのですが、ある程度禁煙化は進んでいるという状況になっております。やはり、私たちの1267件の内訳を見ましても、保育所や学校のような施設が577件ということで約半数に当たります。その一方で飲食店が134件ということで恐らく数にしますと非常に割合は少ないと思いますので、今後は飲食店関係にも呼びかけをして、たばこの煙のないような飲食店については申請してもらおうという、この制度を使つての受動喫煙対策を進めていこうと考えております。

○比嘉京子委員 記に条例の制定と実効ある禁煙諸施策と書いてありますが、条例の制定というものについては検討等はされているのでしょうか。

○糸数公健康長寿課長 受動喫煙に関する条例について現在条例制定されているのは、神奈川県、兵庫県の2県のみとなっております。そのほか、大阪府や

山形県も条例化を目指して議論を始めたのですが、やはりたばこ業界、飲食業者、それから議会の反発等があるということで、条例によって禁煙地区を規定するというについては賛否両論あるということが現状でございますので、沖縄県としてはやはり他の県のアイデアなども見ながら、条例化を検討したほうがいいかどうか踏まえて状況を確認しているところです。

○比嘉京子委員 実効性ある諸施策といいますと、今言う指定をする以外にどうということが考えられますか。

○国吉秀樹保健医療部保健衛生統括監 かつて那覇市の条例で国際通りや首里城公園周辺などでの歩行喫煙の禁止というものを定めまして、それは効果があったと聞いております。

○比嘉京子委員 学校や病院等は当然のことをされているという認識なのですが、病院を入れても1267件なのですか。

○糸数公健康長寿課長 病院も含めての数となっております。病院の数は現在266施設が登録をされております。

○比嘉京子委員 最後に皆さんが聞いている44ページ、陳情第20号、子宮頸がんワクチンについて。1点目は、現在でもこのワクチンは任意で接種が続けられているのでしょうか。

○糸数公健康長寿課長 平成25年からは法定接種となっております、その2カ月後の平成25年6月からは積極的な勧奨はしないと。自治体として通知を出したりすることは、今、控えておりますが、もし本人が希望して接種した場合には定期接種と見なされますので、このような副反応が出ている一方で、そういう接種について国はまだ完全にはストップではないという状況にはなっております。

○比嘉京子委員 具体的にお聞きしたいことは、沖縄県内に因果関係を判定できる施設はどのくらいあるのですか。

○糸数公健康長寿課長 因果関係を判定するのは、ある程度そういう委員会のような専門家の方々の合議によって判定をいたします。私たちが今、医療機関

としてお願いしている琉大病院の麻酔科のペインクリニックでは、原因不明といえますか、さまざまな痛みの診断や治療ができるということで1カ所指定をしているところでございます。

○比嘉京子委員 皆さんが先ほどから支援体制等を聞かれています、因果関係がはっきり認定されていない中、因果関係の確立もできていない、因果関係をどのような手順でやってくださいということも確立ができていない。これはいつごろ、どのようにしてされるのですか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 今、国が症例を報告してくださいということで、各市町村に協力を求めておりまして、その症例を集めて、そして集めた数についてこれから健康長寿課長が申し上げたような委員会の中で検討してくださいということでございます。それが整いますと、支援方法等についても別の審議会に諮っていくというスケジュールになっていると聞いております。ただ、副反応あるいはワクチン接種後にさまざまな症状を訴えて病院を受診するということがありましたら、予防接種を担当した医師でなくても、そうであればそうだと思うという診断をすることができます。そして、今、申しあげました琉大病院を初めとする、より専門的な機関に紹介していくというようなこともできると思います。ただ、これをもってして因果関係ということではございません。

○比嘉京子委員 次はどういうステップになっていくのですか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 繰り返しとなりますが、国で症例を集めております。

○比嘉京子委員 せんだって、宮古島市の4名の保護者から子供たちの状況についてお話を聞く機会がありました。そして、今ここに書かれておりますようにひどい頭痛、倦怠感、全身疼痛、歩行障害、睡眠障害、けいれん、学校で突然倒れるというようなこと等含めて、学校卒業がままならない、何度も留年をするようなお子さんであるとか、十代の少女にこういう重篤な症状が起こっていて非常に痛ましい状況があるということを我々は聞いてわかっています。そうしますと、今のように対策が非常におくれていて、そのままワクチン接種を続けていくということが本当にいいことなのかどうか。これは自己判断と言えばそれまでなのですが、国がワクチン接種を進めてきたわけですし、これだけ期間があって、しかもこれだけ何千という症例が一新しい症例だと重篤が

2600件ということ为先ほど資料で見せてもらったのですが、国会の質疑等で2600件ということがあります。そういうことを考えますと日増しにふえて、言ってみれば副反応の被害者が知られているよりも先にワクチン接種が進んでいる可能性も考えられるわけです。沖縄県として、これをどう扱っていく考えなのですか。もちろん被害に対してどうするかという質疑は先ほどたくさんされましたが、ワクチン接種を受け続けてもらっている現状に対して、沖縄県としてそのままでいいのかどうかも含めて、どんな考えで対応することなのか。

○国吉秀樹保健医療部保健衛生統括監 国では検討が今されていますが、子宮頸がん予防ワクチンそのものは委員も御存じと思いますが、世界100カ国以上で接種されています。子宮頸がんの発症数を70%か抑えると言われており、導入するときも世界各国よりは遅かったものですから、検討はそれなりになされたものだと思います。しかし、現在こういう状況に至っておりますので、なかなか難しい話になっていると思いますが、専門家等が議論されている中身を注視してまいりたいと思います。一方、沖縄県は75歳までの子宮頸がん年齢調整死亡率が10万人当たり6.4人ということで、2013年度において全国で3番目に悪い数字がございます。ですから、子宮頸がんに対する啓発は引き続きやっけていかないとはいけませんので、この問題を本当に研究していかないとはいけません。

○比嘉京子委員 確かに、子宮頸がんの発症率が非常に高い、高齢者の中にも多い、そしてかなり悪化してからいっしょるという事例を聞いております。そうしますと、早期発見、早期治療のところにもっと力を入れて、こういう副反応が現実的に県内で20件以上も起きていることからしますと、やはり看過してはならないと思います。そのことに対して県として予防という点で—これだけ元気だった子供たちがこういう状況になる、実際にこれだけ症例として起きているということを鑑みて、ぜひ県としての考え方、方針を出す必要があるかと思いますが、どうなのでしょう。

○仲本朝久保健医療部長 予防接種に関しまして、国が責任を持って予防接種法に基づいて実施をするということになっております。その救済についても法律の規定に定められた救済が行われて、これもまた国の責任で行われるべきだと思っております。その上で現状を我々としてはしっかり県民にお知らせすると。要するに、ワクチンの有効性というものもこれまで議論した中で先ほど保健衛生統括監からもありましたように、発症数を70%減少するというのもあ

ります。一方でこういう副反応も起っていると、因果関係はまだはっきりしませんが、そういう事例もあるということも含めて県民にお知らせしていくということが今できる部分で、さらにそこから実際にそうになっている方々に対して何ができるかということを検討してみたいということでございます。

○**呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** 保健医療部の陳情1ページ、陳情平成24年第83号について。公費の妊婦健診の市町村での実績はどうなっていますか。相当前進していると思っておりますが、いかがでしょうか。

○**糸数公健康長寿課長** 妊婦健診につきましては、今14回分の補助が行われているということで、国が示した検査項目も全て市町村で実施されているところでございます。妊婦健診の平均受診回数につきましては、一番新しいデータで平成25年度に11.92回となっております。全国も同じ方法で計算しますと、11.29回ということになっており、年々健診受診回数もふえてきているところでございます。

○**西銘純恵委員** 公費助成が拡大する以前と比較しての受診率、健診率はどうか。それから、離島など小さいところは少し回数が低かったと思いますが、そこら辺についても改善はされていますか。

○**糸数公健康長寿課長** 同じ妊婦健診の受診回数で、平成21年度は9.65回ですので、それが今11.92回ということになり増加しているところでございます。また、平成25年度の健診回数は、離島以外は11.2回、離島では10.23回ということで若干下がりはしますが、10回は満たしております。

○**西銘純恵委員** これが導入される前は本当に低い地域もありましたので、やはりいろいろな意味で公費助成というものが、安心して出産ができるというものに大きく貢献されていると思いますので、引き続き市町村にも公費助成の継続を求めてほしいと思います。

次に、7ページ、陳情平成24年第85号の2、市町村国民健康保険―市町村国保について。市町村国保についてどのような認識をしていますか。

○宮平道子国民健康保険課長 今現在、沖縄県には41市町村ございますが、保険財政の大変厳しい状況がございます。平成25年度の決算におきましても、実質的な単年度収支が118億円の赤字と大変厳しい状況になっております。

○西銘純恵委員 なぜ、そういう状況なのでしょう。構造的な部分も触れていただけませんか。

○宮平道子国民健康保険課長 国保は低所得者の加入が多く、また医療費のかかる年齢になってから入るということもございまして、医療費が高くなっております。医療費に対応する保険税の収入の確保が非常に厳しいという状況がございまして、沖縄でもそういう状況がございしますが、これは全国的な課題であるということで、今回の社会保障制度改革の中でも財政基盤強化策として検討がなされてきたところでございます。

○西銘純恵委員 法改正で低所得者対策の強化として1700億円の保険者支援制度ができるということですが、そこについて説明をお願いしますか。

○宮平道子国民健康保険課長 低所得者対策ということで、今年度から1700億円の公費を投じて実施されるものです。具体的な中身としましては、保険者支援制度ということになっておりまして、低所得者の数に応じて一定額の支援を行うという内容になっております。

○西銘純恵委員 そうしますと、沖縄県における支援金は他都道府県より多く入ると推測がされるのでしょうか。

○宮平道子国民健康保険課長 1700億円のうち、正確な数字はこれからになりますが、国の見込みとしては沖縄県分30億円ぐらいではないかと言われております。

○西銘純恵委員 今でも保険料が高くて医者にかかれないと、滞納が多いと言われていた国保ですので、こういう低所得者対策が新たに支援ということになるのであれば、それを生かせるようにしてほしいと思います。

今の国保基盤強化協議会で検討される財政支援のところですが、現状の財政支援はどれくらいやられているのか。そして、全国知事会に意見を述べていきたいということをご処理方針で書いていますが、県の考えている国保財政に対す

る意見はどんなものでしょうか。

○宮平道子国民健康保険課長 今回の社会保障制度改革の中では、先ほど御説明しましたとおり保険者支援制度として1700億円、それから平成30年度以降新たに1700億円を追加投入しまして、国保の財政基盤強化を図るということでございます。合計しまして3400億円ということにつきましては、国保基盤強化協議会の中で全国知事会を含めて国と協議をして、その了解の上で定められた額ということになっております。ただ、医療費というのはこの後も伸び続けていきますので、持続可能な制度にするために、引き続き国では状況を踏まえながら検討していただきたいということも要望しているところでございます。

○西銘純恵委員 次に、17ページ、陳情平成25年第37号について。現在の県立病院の医師不足はどのような状況ですか。

○篠崎裕子県立病院課医療企画監 現在の県立病院における医師不足に関してですが、北部病院の産婦人科が2名、南部医療センター・こども医療センターの泌尿器科が1名、宮古病院の眼科が1名、八重山病院の眼科1名、脳神経外科1名の計6名が不足となっております。

○西銘純恵委員 数字的には改善があるのかという気はしますが、不足のまま診療を継続して数人が潰れていくとかということ、この間繰り返されていると思っておりますが、医師確保の基金は具体的にどのように医師確保に使われていくのか、計画も含めてお願いします。

○安里康仁保健医療政策課医師確保対策監 昨年9月補正で20億円の基金を設置しまして、今年度はその中から2億3890万円を予算化しまして事業を展開しております。その中の主なものとしまして、北部地域及び離島医療研究事業に9970万円—これは本土の大学の医学部—医局に対しまして、沖縄の研究をしてくれたら600万円を寄附しましょうということでピンポイントで医者をお呼びする仕組みになっておりまして、これを15カ所分準備しております。これで不足する診療科のところからピンポイントで何とか選んでいきたいと思っております。その他にも北部地域、離島地域で研修がうまくいくようにということで、研修事業も強化して北部地域、離島地域に医者が行きやすい環境を整える事業などを実施しております。

○西銘純恵委員 15カ所に補助金を出しているということですが、不足科の医者を将来不足するであろうことも想定して確保していく基金だと思っているのですが、何科の医者を何名これで確保していく計画ですか。

○仲本朝久保健医療部長 今回の15カ所というのは予算措置で、これから病院事業局、保健医療部あわせて、県外の大学ですとか、いろいろなところをお願いをして採ってくると。そのときのために15人程度の額を計上しておりまして、眼科医何名という話ではなく、予算措置として計上をして、いつでも対応ができるようにということでの計上でございます。

○西銘純恵委員 こういう医者が足りないので数カ年かけて特定をした大学などに、どの医者を一何科の医者と具体的に目標を定めて、そのためにやるというやりとりをしないと、補助金は上げたけれども目的とする医者が沖縄に来るのかどうかと。そこが大事だと思います。

○仲本朝久保健医療部長 医者が来ることを前提にして補助をしましょうという仕組みですので、補助をしてから来るという話ではなく、来ることを前提に確認をとって沖縄県に来て、その実績でもって補助をします。要するに寄附をするという形になりますので、ずれがあるということではありません。

○西銘純恵委員 そういう相手方との取り決めというのは、具体的にみんなあるということですね。

○仲本朝久保健医療部長 それは向こうへ行って、そういうやりとりをしまして、こういうことをしますということをしっかし取り決めをしますので、大丈夫です。

○西銘純恵委員 言葉での取り決めでは困ります。きちんと文書を交わして、担当が変わろうが、誰が変わろうが、そういうことがありましたということで、しっかりと医師確保に生かしていただきたいと思います。

次に、47ページ、陳情第20号、子宮頸がんワクチンの問題について。被害者、家族の皆さんの説明を受けましたが、10代の子供たちはひどい状況にあります。話をしている方もつらい思いをしているとわかりますし、聞いている私たちも大変な状況だと思っております。この被害について、なぜこんなに被害が出るのかと思います。先ほど、世界で子宮頸がんワクチン接種は進んでいて、そし

て日本に入れたとありました。日本で使っているものが悪いのか、世界でもこのような副反応は出ているのですか。

○系数公健康長寿課長 子宮頸がんワクチンにつきましては、世界でかなり接種をされたという実績がございます。これは日本医師会等のシンポジウムなどでも、やはり接種推進派のドクターはいまだにこれだけ外国でやってきて、副反応が問題にならなかったということもあると思いますが、そのように推進している先生もまだ実際にいらっしゃいますので、国としても2つの意見が混在しているような状況になっております。ただ、副反応の症例一つ一つが日本のように拾い上げられているかどうかということは、国によってシステムが違いますので、全くないかどうかということは判断できないところがありますが、実績としては海外ではかなりの接種がされております。

○西銘純恵委員 接種が進んでいるということは、副反応が一般的にはないので世界に広げていくと思いますが、ではなぜ日本でこれだけ副反応が出るのかと言いましたら、日本人の特異体質なのか、遺伝的なものが違うのかなど、医者集団—専門家集団ですので、医学的な部分もきちんとやってもらわないといけないと思います。5月13日に衆議院の厚生労働委員会でこの件について質問がされているのですが、情報は入っていますか。

○系数公健康長寿課長 今のところ私たちの手元にはまだございません。

○西銘純恵委員 ちょうど議事録もいただいたのですが、高橋ちづ子議員—共産党の議員ですが、この方が質問をして、先ほど重篤な患者は去年の段階で何百人ということをしていましたが、新しい数字でワクチン接種した女性は340万人。そして、重篤な副反応報告が2600名となっています。ですから、一年の違いでこんなに副反応が出たと一恐らく、メディアで副反応ではないかということが取り上げられ、そしてワクチン接種後のひどい状況を見て、やはりうちの子もそうではないか、私もそうではないかということで顕在化してきたということが今の問題ではないかと感じております。2010年にワクチン接種を沖縄県も始めていますよね。そして、2013年の4月に定期接種をして、わずか2カ月で積極的な接種の勧奨はしないというところが変わって、接種を中断しないというところも—世界で副反応が出ているけれども、それを表に出さないまま日本に持ち込まれたのか、そこについてもとても大事だと思います。この問題はワクチン会社といいますか、そこら辺との問題も絡んでいるということも国

会ではやりとりをしておりますので、ぜひ安全でないものをそのまま使い続けることがないようにという立場からも指摘をしておきたいと思います。

沖縄県内において平成25年度の市町村の接種状況は、市町村によって受ける、受けないのばらつきがあるのか、ないのか。どのような状況ですか。

○糸数公健康長寿課長 平成25年度は、先ほど委員がおっしゃいましたように4月から接種が始まりまして、6月には勧奨しなくなったということで、その年度に2592名が接種をしたということはわかっていますが、それぞれの市町村の数は手元にございませんで、どの程度の人が受けたかどうかという判断は、今、できない状況です。ちなみに、沖縄県が持っているデータでは3万7240名の方が接種をされて、今、副反応として上がってきているものが24名ですので、先ほどの国のデータと同じぐらいの状況で副反応が報告されていると考えております。

○西銘純恵委員 これは被害者の会からいただきました市町村別の接種の実施状況ですが、これを見たら那覇市は100名規模ぐらいで、対象者が2700名おりますが、137名ですとか平成25年時点の資料では余り受けている感じには見えません。ですが、3万7000人が既に接種したということであれば、今、宮古島市の皆さんから出されている数字を見ましたら、まさかそこだけ特別に特異体質ということでもないだろうと思いますので、市町村に皆さんが調査をかけるとおっしゃっていますが、市町村にどのようなやり方で被害調査といいますか、ワクチン接種後、子供たちに何らかの症状—この何らかのということについて先ほど症状をいろいろ出していましたが、初期のものでは精神的なものではないかと言われるものが多いと。そして、そのまま失神まで至るとか、重篤になる、歩行困難にもなるということを知っていたら、やはり医者に行ったけれども原因不明という感じで済ましている事例が県内に結構あるのではないかとこの感じがします。ですから、市町村に対する調査、接種した人たちの調査についてどのようにやろうと考えているのですか。

○糸数公健康長寿課長 予防接種を受けた方の予診票あるいは接種した人の台帳は市町村が持っておりますので、そちらから接種した個人個人に手紙を送るなどをして調査をするという形になると思います。先行して宮古島市が1600名の方に調査票を郵送して返ってきております。その中で子宮頸がんワクチンを何回接種しましたかとか、接種後体調の変化がありましたか、それはどういう症状ですか、どのくらい続いたか、あるいは病院を受診しましたかなどが調査

票の事例としてありますので、他の市町村に対してもこれを参考に一人一人にお話を聞いて実態を把握したほうがいいのではないかというお勧めをすることになるかと思えます。それから、委員御指摘の医者に行ってもこれは関係ないといった感じで済ましている事例について、この副反応は従来の副反応とは少し違う形の出現をするので、そういう例はあるかと思えます。診療現場では、とにかく何か症状があって接種歴があったものについて全て国へ上げて、それを総合的に判断しようということになりました。そして、今月医師会と研修会を企画しておりますので、医師会の先生方にも年ごろの女性の方が来て説明ができないような症状の場合は必ず接種歴を確認して、接種歴がある場合は副反応かどうか判断をする前に国に報告をするということを周知していこうと思っております。

○西銘純恵委員 接種直後に出た症状についてはワクチンを打ったからかと思えますが、症状が結構おくれて出るという事例もありましたが、そこら辺はどのようにやるのでしょうか。

○糸数公健康長寿課長 通常の予防接種であれば、接種した直後に非常にいろいろな症状が出やすく、実際に子宮頸がんワクチンも痛みによる失神など、痛みをすぐ訴えることが一番多いのですが、今回の宮古島市の例のように、接種後しばらくしてから出てくる倦怠感やしびれなどの症状もありますので、もちろん本人たちにも接種後の症状の変化、経過について聞いたり、あるいは先ほど申し上げました病院でもそういう症状がある人については必ず接種歴を聞いて、そのワクチンとの関連性がないかということをチェックしてもらうことになると思います。

○西銘純恵委員 医療費や被害補償ということで、国が出てくる可能性がとても高い副反応だと思っております。国がまだ因果関係などを調査中という状況の中で、接種もまだやると。接種をとめるということは、ワクチンを使わなくなるなど、これについてはいろいろそういうことが絡んでいる問題があるらしいです。そこで聞きたいことは、国が後日それを副反応だと認定でき、被害補償を言ったときの遡及、従来のそういうもので、遡及されたことはあったのでしょうか。

○糸数公健康長寿課長 今、手元にないのですが、遡及するかどうかは別としても、国がしっかり認定をした人については、例えば障害の等級に類するよう

な給付も含めて、ずっと国が責任を持って支給するという制度はございます。遡及についてはお調べして後ほど示させていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 いずれにしましても、沖縄県に対して実際に陳情を出している皆さんは、航空運賃や宿泊費などに費用がかかり、治療そのものを中断せざるを得なくなるほど追い込まれるかもしれないという不安を抱えながら陳情を出しております。県としてとれる支援をやって、それを国がどうのということであればその分はまた国に請求していくというような、何らかの形で県が主導してやっていただきたいと思います。本当に積極的に支援をしていただきたいと思いますと思いますが、それについてはどうですか。

○仲本朝久保健医療部長 これまでも答弁しましたように、まずは国に対して救済をしっかりとやってほしいということを申ししていきたいと思っております。また、今回、支援策につきましては、検討していきたいと思っております。特に市町村とよく話し合ってから制度設計をやっていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 病院事業局の陳情7ページ、陳情第70号、精和病院で発生した事故の件ですが、陳情者の言い分と病院当事者の言っていることが違うと。そこで、言い分が両方一致しているところは何なのか、不一致は何なのかをお尋ねします。

○伊江朝次病院事業局長 陳情者と病院側の食い違うところといいますと、最初の病院から報告のあった中庭で倒れていたのではないかという部分が陳情者の言い分なのかと。病院側は当直医が書いているものですので、患者の手当てをしながら十分な情報収集がない状態で書いたもので、実際、後で確認をしたところリハビリ棟に向かう広場側で窓の格子をつかまえて立っていたと、倒れてはいないということでした。これは複数の看護師が確認しております。主な点というのはそこではないかと思っております。それからもう一つ、プランターが散乱して血痕がついていたという場所ですが、この場所については病院側は誰もそこで何かあったということを認知しておりませんので、可能性としてはそこで何かあったという可能性は十二分にあると思っておりますが、病院側としてはそれはわからないということを使うしかないのではないかと感じております。主な違いというのはこういうところかと思っております。

○西銘純恵委員 A氏のお母さんとは、この件に関して何かやりとりがあった

のでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 この方の主治医がその日の当直医であったようで、お母さんからはこの方が家を飛び出した後、お母さんは那覇警察署にも連絡をして、それから病院にもA氏が来たら連絡してくださいと事前に連絡があったということです。それで当時の当直医がこの方を見たときに折り返しですぐお母さんへ連絡をして、発見されましたということを伝えたという状況でございます。

○西銘純恵委員 1年前のやりとりとその後のお母さんとのやりとりはありますか。

○伊江朝次病院事業局長 病院側とA氏の母親、陳情者の方、それから弁護士も含めた病院側との話し合いは持たれたと聞いております。

○西銘純恵委員 といいますと、A氏側の弁護士と病院とということですね。弁護士はどちらの弁護士ですか。

○伊江朝次病院事業局長 A氏が依頼したかどうかはわかりませんが、陳情者の方がお願いしたのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 これは、いつごろですか。そして、与那原警察署が去年の1月15日に傷害事件ということで捜査に入っているのか、事情聴取等で精和病院を訪れたということが処理方針の最後に書いてありますが、警察そのものの捜査は病院に対するものも終了して何らかの結論が出ているのでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 この件につきましては、平成26年1月15日に与那原警察署の刑事が精和病院に来られて現場も見まして、事件性はないと病院側に告げて帰られたと聞いております。

○西銘純恵委員 事件性はないということを告げて帰られたということですが、A氏側が弁護士を伴って病院側と会ったというのはいつのことですか。

○伊江朝次病院事業局長 去年の1月17日に弁護士が面談に来られたということです。

○西銘純恵委員 1年以上もたつて県議会に陳情されているというところ、相手が弁護士を連れてきているということであれば、それなりにいろいろな意味で感情的なものや事実関係、警察との関係でも解明されるところは、いろいろ出てきているだろうと想像できますが、1年以上たつて陳情が出されたということが何でだろうと思います。精和病院に主治医の先生がいらしたということで、そこに通院する時間でもない、入院もしていないけれども、A氏が病院に来られたということですね。それを病院の先生方がいろいろやったという事実は確認されているということですが、解明できる部分はあるけれどもそれがうまくA氏側に伝わっていないということが問題なのかという気がしますので、丁寧な、中に入って話ができるように—これは病院の代表者と会っただけなのか、局長かどなたと一緒に会ったのか、それをやられたのかどうか。そして病院管理者という立場で会ったほうがいいのではないかと思います。いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 病院側の対応としましては、主治医だけではなく、管理者も含め対応をして、いろいろやりとりをしたと聞いております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 保健医療部にですが、ぜひ経営をもっとしっかりしていただいて、それをまた患者へのサービスやいろいろな支援に生かしてもらいたいという立場からお尋ねしたいと思います。

保健医療部の陳情51ページ、陳情第46号の3について。「竹富町の「水道広域化」の実現に向けて、早期に取り組むこと」となっております。これに対する処理方針について、「水道サービスを維持するため、水道施設の運転・管理などの技術的な支援を行うこととしております。」という回答になっておりますが、竹富町の水事情でどのような点に困っているのか、また皆さんとしてどのように改善をしようとしているのか、その点からお伺いします。

○與那原良克生活衛生課長 竹富町においては、竹富町の黒島、小浜島など各離島を結ぶ海底送水管というものがありますが、これが設置から40年以上経過しているということで更新の時期に来ております。これにつきましては、今年度実施設計、平成28年度から送水管の工事を行うということになっております。

こういった更新において費用がかかるということも現状としてあるということです。

○又吉清義委員 送水管を悪いとは言いませんが、竹富町へ送水管を引く、黒島へ送水管を引く、この40年間の取引は半端な額ではないかと思います。もっと技術革新をして、例えば竹富町にいる人口は何名かはわかりませんが、別にあの程度の人口というのは海水淡水化装置—今、非常に技術的革新がありまして、何ら全然問題はないのですが、つけようと思ったら1カ月でぼんと浮くぐらいの、そのぐらいの技術革新がありまして、その辺は皆さん比較検討等もしていますか。

○阿部義則保健医療部参事 基本的には、海底送水管を選ぶか海水淡水化施設の設置を選ぶかということは、事業主体であります市町村で判断することになります。ただ、我々も相談を受けましたら助言はしてまいります。と申しますのは、事例として波照間島の海水淡水化施設の更新の時期がございまして、その前段で海底送水管をという話がございました。水の豊富な西表島から水を引きたいという島民の思いがありましたが、あの間に相当の深さの海域がございまして、漏水の危険性があった場合には3カ月程度の断水期間が生じるなどリスクがかなり高いということで、それでしたら海水淡水化のほうが良いという選択を島民の方がされた。やはり、住民の方の選択が一番だと思います。ただ、海底送水管の場合は一度布設いたしますと、40年の間ほとんど費用が発生いたしません。そういう長いスパンのことを考えた場合には、海底送水管というのは非常に有利なツールであるということと言えます。

○又吉清義委員 ですから、今の40年間の維持管理費、そういったコスト面もぜひいろいろな角度から考えていただきたいということをお願いしたいのです。やはり、以前の、今まで入っている海水淡水化装置は維持管理費用がかなり高いのですが、そういう時代は既に終わっております。そして今は、私の想像をはるかに超えてもっと画期的なものが出ているのです。そういった新しい技術も皆さんとして検証していただいて、考えてみてください。ですから、そういった長いスパンで見ることによって、皆さんが考えている以上に予算は浮くだろうという確信がありますので、あえてどうのこうのとは言いませんが、やはりそこまで調べてもらえませんか。それを調べた上でそういった判断をしてもらいたいと思います。現在ある海水淡水化装置のイメージでやろうというのが強いだろうと思いますので、すごく画期的なものがあるということをお

知らせしておきます。本当に全然問題はありません。自由に移動もできますし、いかにコストが安いかということをご検討してくださいということをあえて申し上げます。そうしますと、その費用が浮くことによって水道料金も安くなると。私も離島の海水淡水化装置を見たのですが、驚いております。あれだけの量がなぜこんなにすごい施設なのかと。とてもではないですが、これではだめだなと、そして電気料金もどれだけ高いか改めて驚いているものですから、あえて言っています。

次に、53ページ、陳情第61号について。これも考え方としてなのですが、即答はできないでしょうが、こんな考え方もどうかと。離島から病院へ診療を受ける方、そして付添人として来る方が泊まる場所にこんなに深刻に困っているのかと改めて驚いています。県で逆にそういった安く泊まれるような施設をつくることは難しいのですか。

○仲本朝久保健医療部長 県が直接施設を設置して運営主体になっていくことについては、もちろん費用の面もありますし、運営の仕方等々含めて慎重に検討せざるを得ないのかと思います。国庫補助制度があつて、各病院でも宿泊所などをつくる場合の補助制度もありますが、余り活用もされていません。県が直接つくることについては、先ほどのがじゅまるの家がありますが、あの施設も沖縄電力グループ百添会の寄附でもって設置しております。もちろん中身によるとと思いますが、規模をどうするかとか、場所、設置主体等々を慎重に検討しないといけないと思います。がじゅまるの家は沖縄電力グループ百添会が10周年記念事業として建物を県に寄贈しております。その運営は公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団、NPO法人子ども医療支援わらびの会というところが受託をして平成20年6月からがじゅまるの家として利用が開始されております。特に南部医療センター・こども医療センターの近くということで、病児を中心に離島あるいは県外からも受け入れた施設が南風原町にごございます。

○又吉清義委員 補助制度があることを知らなかったのですが、なぜあえてこういうことを今回お尋ねしているかと言いますと、少し驚いたことがありまして、実は独立行政法人国立病院機構沖縄病院—沖縄病院の近くに民間でやっているこういった施設があります。非常に回転率がいいです。従来の施設を管理する経営の仕方とは根本から違うものですから、私はせめて民間に補助でなくてもいいですよと。例えば、1%程度の融資でもできませんかということを開きたかったものですから、融資をして一般の方に経営をしてもらおうと。そしてそこに泊まってもらおうと。これはすごい回転率なのです。そして、これがすご

い回転率であると同時に利潤が物すごく出ます。ただ、経営の仕方が根本から違う。私も最初見て不思議だな、どうしてこれが経営できるのかと実際に現場を見て驚きました。そして、ここはどなたが利用するのですかと聞きましたら、やはり沖縄病院にがんで泊まっている方の家族の方々、琉大病院に入院する方々などが常にひっきりなしに来るということです。私は、今、皆さんが経営しているやり方がニーズに合わないものだと思います。それをそういった地域に余り乱雑につくりますとこれは民間に迷惑をかけますので、そういった方々を専属に泊めていただくということで、そこに融資をする。皆さんは投資をするだけでまた回収しますので、そのようにしますとかなり喜ばれるのではないかと思います。そういったことも考えてみてはいかがでしょうか。実際宜野湾市でそれをやっているところがありますので、あえて皆さん方にもこういうものを見ていただいて、そういうものをもっとふやすことによって遠いところから来る方々が安心して泊まることができるということをあえて申し上げておきます。補助制度があるならば、そういった融資も可能かどうかをお尋ねします。

○仲本朝久保健医療部長 私の知る限り医療に限って我々で所管しております融資というのは考えていないと思います。それから、実際には施設設置ではなくて、現状はがん患者の放射線治療の部分につきましては、県内の宿泊のホテル旅館生活衛生同業組合と契約しまして割引制度というものを創設しております。そういう形でいろいろな方法を検討してみたいと思いますので、今の議員の御質疑の部分についても内容を確認してみたいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田宜明委員。

○新田宜明委員 保健医療部の陳情23ページ、陳情平成25年第120号、歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について。変更理由のところに「43道府県で条例制定されている」となっておりまして処理方針が変更されておりますが、フッ化物洗口を推進することを規定している条例は、幾つありますか。そして、そのフッ化物洗口を推進という項目は全くなく制定している道府県は幾つありますか。

○系数公健康長寿課長 43自治体で条例制定されておりまして、フッ化物洗口という記載がある条例は、13府県になります。フッ化物応用と書いてあるのが18、科学的根拠のある方法をと表現しているのが5県、それから記載のないも

のが7県ということになりますので、フッ化物と書いてあるものは13と18で31という形になるかと思えます。

○**新田宜明委員** 中身については余り議論をしません。これは条例制定をしたときに大きな財源が必要だと思えますが、補助・負担の割合まで皆さんのところで承知していますか。全額道府県の負担になっていますか。

○**系数公健康長寿課長** 条例にそのような記載がなされた後に、それを事業として補助をするという例は余り私たちも聞いたことはございません。都道府県によっては条例ができる前から市町村のフッ化物の事業に補助をしたりという独自の取り組みで進めている例はありますので、今、委員御指摘の条例をつくらしたら自動的に費用負担が発生するという考え方ではないということをございます。ただし、条例ができますと非常にそういう動きの後押しにはなるという報告は幾つか聞いております。

○**新田宜明委員** ぜひ、こういった事業費の負担はどうなっているのか調査をしていただきたいと思えます。

次に、病院事業局の陳情1ページ、陳情平成25年第32号について。一般質問の中で高嶺善伸議員から八重山病院の事業費の問題で質問がありましたよね。やはり、病院経営の問題にかかわることですので少し中身を教えていただきたいのですが、起債の借入先、期限、利率はどうなっているのかについては今お持ちですか。起債をする場合は当然そういったことが説明できるようでないとおかしいですよ。

○**津嘉山朝雄県立病院課長** 起債の場合には、我々病院事業局だけではなくて、県の分も一緒に起債をするような形をとっておりますので、財政課と一緒になって一般の銀行からお金を借りるという形になっております。

○**新田宜明委員** 余りわからないのですが、要するに、病院事業債ですよ。ですから、全部プールしてやるわけではないのではないですか。

○**津嘉山朝雄県立病院課長** プールしているわけではなくて、もちろん県として一般会計の部分と病院事業の部分ということで分けてありますので、一緒に利率の交渉等を行って起債をする、お金を借り入れるという形になります。

○新田宜明委員 八重山病院の起債額は幾らですか。

○伊江朝次病院事業局長 今のところは、企業債として99.2億円を予定しております。

○新田宜明委員 これも財政課の所管なのかわかりませんが、借り入れる場合の借入先の決定方法はどこでやっていますか。これも財政課ですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 一緒になって利率の交渉をしておりますが、基本的には市中の銀行から県と一緒に借り入れているという形になります。

○新田宜明委員 銀行から借りることはわかりますが、借入先の決定に皆さんはかかわらないのですかということです。要するに、皆さんの経営にかかわることですよね。全部財政課に任せきりなのですかということを知りたいのです。皆さんは非常に、経営に対して、今後、大変苦勞しないといけないわけですから、自分たちがお金を借りる場合は、借入先の利率も含めて、財政課がどんな方法で借入先を選択しているかそこまでわかってほしいです。市町村の場合は、入札させています。ですから、そういうところまでかかわって自分たちの経営のあり方、こういう借り入れのほうが一番有利ですとか、あるいはどういう時期に借りかえをすとか、そういうことにもかかわってほしいと思いますが、この辺はどうですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 先に財源の内訳を申し上げますと、企業債で99.2億円、国庫補助金で31億円、他会計負担金で0.4億円、内部留保で0.4億円を考えておりまして、総事業費で131億円を見込んでおります。

○新田宜明委員 高嶺議員の一般質問の中で皆さんからの答弁を聞きました。要するに、今後、県立病院の経営は非常に大きな課題を抱えると思いますので、できれば皆さんは財政課に全て任すのではなく、例えば個々の県立病院の運営資金についてもどうしているのですか。これも皆さんの予算の範囲内で全て賄われているのですか。一時借り入れとかはないのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 平成20年度までは一時借入金がありましたが、現在は一時借り入れというのは行っておりません。

○新田宜明委員 それは大変結構だと思います。私が先ほど質疑いたしました起債先一起債をして借り入れる銀行の利率や何年で返済する計画なのかということも、ぜひ私どもに説明できる機会を与えていただきたいと思います。

○津嘉山朝雄県立病院課長 先ほど財政課と申し上げましたが、一緒に利率の交渉もやっております、丸投げでお願いしているということではありません。ただ、県が借りる場合には私どもが起債で借りるよりも県の金額が多いものですから、一緒に同席させてもらって、そこはきちんと押さえております。恐らく、これまで病院事業として利率の入札というのは特にやっていないと思いますので、それについては御提案を検討していきたいと思います。

○新田宜明委員 ぜひ、委員会の後でもよろしいですので、病院事業の企業債の部分だけでも資料をいただきたいのですが、それは出せますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 大丈夫です。御提供したいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 保健医療部の陳情、50ページ、陳情第46号の3、沖縄県離島振興協議会から出ている陳情について。これは離島にとって大事なポイントでございまして、「村立診療所の医師派遣制度を構築すること」という問題があります。皆さん方は、ドクターバンク事業とか、医師派遣等いろいろ行っていることですが、離島、僻地ですので、それぞれ村立とか町立とかそういう診療所になるかと思えます。もう一つは、例えば宮古地域でしたら宮古病院を親病院として多良間診療所があったり、八重山病院を親病院として一たしか、与那国は独立していたと思えますが、八重山病院の系列でやっている病院なのか、与那国町や多良間村みたいに完全に村立や町立でやっているのか、せめて宮古地域、八重山地域だけでも診療所の形態について少し教えていただけますか。例えば、国頭村安田にそういう問題がありましたよね。結局、県立病院の系列で維持できないので、東村が村立にしたということもありますよね。まず、そこら辺の形態を整理しないと、この陳情に対する問題処理がうまくいかないのではないかと考えています。

○大城直人保健医療政策課長 町村立の診療所は4カ所ございます。伊江村立

診療所、与那国町立与那国診療所、竹富町立竹富診療所、竹富町立黒島診療所の4カ所ございます。国頭村では僻地診療所ということで、国頭村立東部へき地診療所、離島小規模病院ということで診療所ではないかと思いますが、公立久米島病院もございます。そして、安田の問題ということで先ほどの陳情がございましたが、県ではドクターバンクでのドクターの派遣を県の委託事業で実施しております。

○糸洲朝則委員 多良間村はどうなっていますか。

○篠崎裕子県立病院課医療企画監 多良間村に関しては、県立診療所としての位置づけで県から医師を派遣しております。

○糸洲朝則委員 ということは、先ほどの4つの町立、村立診療所の形態と多良間の親病院の宮古病院とは全く別のルートで医師の確保をしているという認識でいいですか。

○篠崎裕子県立病院課医療企画監 県立で持っている離島診療所は16カ所ございます。北部病院の附属診療所として、伊平屋診療所、伊是名診療所があり、中部病院の附属診療所として、津堅島の診療所がございます。南部医療センター・こども医療センターとしては、渡嘉敷診療所と座間味診療所、阿嘉診療所、渡名喜診療所、栗国診療所、北大東診療所と南大東診療所、久高診療所がございます。それから、宮古病院附属が多良間診療所、八重山病院附属は大原診療所と西表西部診療所、小浜診療所、波照間診療所がございます。以上の16カ所が県立病院の附属として運営しております。

○糸洲朝則委員 仲本部長、きょうは時間がないので、なぜそのように系列が2つになったかということが素朴な疑問で、それについては次にとっておきます。やはり、医師確保というのは両方のルートからというよりも、それを例えばどのセクションできちんと責任を持つとか、ドクターバンクの話も出ているのでそのようになっているかと思いますが、これを将来的に一つの一病院事業局に来ることは恐らくできないと思います。むしろそれよりも保健医療部で全部総括することは可能かと思ったりしています。実際はどうですか。診療所の安定した医師の確保ということから考えて、今の形態ですずっとやったほうがいいのか。

○仲本朝久保健医療部長　今の県立病院の附属の診療所につきましては、親病院からの医師の派遣含めていろいろ安心して診療されていると思います。一方、やはり村立の診療所になりますと医師確保に苦勞しているという事例がありますし、ある診療所ではなかなか医師の確保ができないと。要するに、医師不在の診療所もございます。そういった意味から県では、先ほどから言っておりますドクターバンクでありますとか、代診医の派遣事業などを通じて安定的にとっておりますが、これはまだもう少し考えるべきものがあるかと思っております、全体的な形で村立の診療所の医師確保をしっかりと応援していく仕組み、これをぜひ検討していかなければいけないと思います。

○糸洲朝則委員　県立病院の附属診療所でも、あるいはまた町立、村立診療所でも住民からすれば医者あるいは看護師が常に確保されているということが一番の安心です。それがどの系列でも構わないと思いますが、ここで要望していることはそういう離島の不安定な医療の部分を県で確立してほしいということで、先ほどの陳情処理のことになろうかと思いますが、他の県立病院の部分あるいはまた町立、村立の部分もあわせて、ぜひ安定的にできる仕組みづくりをやっていただきたいということを要望しておきます。恐らく同じ答弁しかないと思いますので、前向きに取り組んでください。

次に、病院事業局の陳情5ページ、陳情第34号、八重山病院建設について地元最優先完全発注について。これは当然そうであってほしいですし、そうなると思います。私の一抹の懸念材料は、宮古病院のとき私の記憶では、建築で2工区に分けたと思います。そして、1つの工区を株式会社國場組—國場組が落札をして、もう一つの工区は入札不調に終わったと。これを多分に当時は予算の関係でうまく落札者が出なかったという記憶ですが、そういう中で國場組にお願いをして2工区ともやってもらったということがあります。ましてや石垣島は、今、ある面で建築ブーム的なものもまだ続いていると思います。ですから、地元でやっていただければ一番いいのですが、人手不足、建材費高騰などがある今の市場の中で相当知恵を絞らないといけないのではないかと思っております。気持ちはそのとおりにストレートに受けて、そうなのだというふうに採択してもいいぐらいの陳情だと思います。しかし、近い隣の宮古病院でそういう御苦勞をなさった病院事業局からすれば、そこら辺は私が心配するまでもないかもしれませんが、少し一抹の懸念材料があるということで、このことだけを確認しておきたいと思いますが、いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長　委員のおっしゃったことは、公共事業として工事を

する場合に地元に沿った発注があつてしかるべきだろうと思つておりますので、とにかくできる限りそのような方向で進めていきたいと思つております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 病院事業局の陳情2ページ、陳情平成25年第32号、7対1看護体制について。今、北部病院においてということですが、陳情では県立の八重山病院はまだ出ておりませんね。県立病院がこれだけある中で、南部医療センター・こども医療センターと中部病院ですか。2カ所しか実施されていないという実態はどうしますか。県民からしますと、県立病院は全てそういう体制を整えるべきだという考えですが、いかがですか。ここだけおくれるということはどういうことですか。

○伊江朝次病院事業局長 7対1看護基準をとるためには、入院患者の要件があります。例えば、看護必要度や重症度などといった数字をクリアしないと、一定の数の患者が入院していないといけないと。そういう意味では南部医療センター・こども医療センターや中部病院は重症といいますか、高度な医療を主体にやっておりますので、そういう面ではいわゆる7対1看護基準に適合するような入院患者の状況があるということでございます。一方では、北部病院、宮古病院、八重山病院はやはりそういう意味では他の2つの病院がやっている医療とは少し違う状況がございますので、なかなかその要件を常にずっと維持していくということが今後ますます難しくなるのではないかと思います。と言いますのも、やはり国としては7対1看護の病床を減らそうという形で来ておりますので、例えば診療報酬を無視してそれをやっけてしましますと、経営的にも厳しくなるということがございます。ですから、これは病院の病床規模をどこで抑えるかということが変わってくると思つておりまして、今後はしっかり検討しないといけない課題だと思つております。

○照屋守之委員 確認しますが、この2つは基準を満たして、北部病院もそういう条件が整っているということですね。

○伊江朝次病院事業局長 一応、先ほど言いました基準は一定程度満たしておりますが、やはり中部病院、南部医療センター・こども医療センターに比べますと少し落ちるという状況がございます。ですから、我々としてはまず北部病

院はしっかり医師を確保して、十二分に地域のニーズを満たすような医療をしっかり提供して維持していくということに重点を置くと。それから、その状況が整ったところで患者の状況を見て、看護をどうするかということを考えていきたいと思っております。

○**照屋守之委員** 宮古病院も八重山病院も基準は満たしていないという考え方でいいのですか。

○**伊江朝次病院事業局長** 今のところ基準を満たすには、八重山病院は厳しいです。宮古病院は何とか維持しておりますが、宮古病院からは7対1看護をやりたいという申し入れは今のところありません。

○**照屋守之委員** これは申し入れがあるかないかの問題ですか。7対1看護によって看護師を確保したり、医療を受ける住民側がプラスになるというメリットはないのですか。

○**伊江朝次病院事業局長** 確かに、看護師を手厚くすればそれだけ患者に対する看護師が接する時間はふえると思います。しかしながら、宮古病院の看護必要度の基準を満たしている状況といたしますのは、今後、診療報酬の改定で看護必要度や重症度の患者の数の割合がどんどん上がっていく可能性が今のところ推測されます。ですから、ぎりぎりの状態でこれをクリアしているところでは、今それを踏み出すのはなかなか難しいということがあると思います。ですから、構造的にも7対1看護に見合うような患者の状況、これがずっと維持できるような形であれば、これをどんどん推進していけると思っております。

○**照屋守之委員** 我々が議会でそういうことを議論するとき、7対1看護はよりメリットがあるという前提で、恐らく民間もそういう形でやっているという認識です。ですから、県立で一方ではできて、一方ではできないということからしますと、おかしいのではないですかという疑問がありまして、先ほどの基準などという確認をしています。

次に、保健医療部の陳情2ページ、陳情平成24年第83号について。実はこの処理方針に知事公約という表現が出てきましたが、これはどういうことですか。知事公約はそちらの部署で相当な数があると思います。保健医療部に係るこの陳情については、ほとんど知事公約の中に網羅されるのではないかと思います。あえてそこに知事公約と入れるというのはどういうことですか。

○仲本朝久保健医療部長 従来の処理方針では、「さらなる経営形態の結果を踏まえて総合的に判断することとしています」と示しておりました。今般、知事の当選を受けて、その公約の中で病院事業の経営形態については現行の維持というものがございましたので、ここの中では知事公約を踏まえて現行形態を維持していくために経営健全化に取り組むということを記載しております。

○照屋守之委員 この部分の病院事業で知事公約ということ踏まえてということを入れるのであれば、知事公約は相当数ありますので、この陳情の部分はそれに踏まえたという形に全部直さないといけないのではないですか。皆さん方は行政ですよ。知事が当選をされて公約を実践していくということは当然のことです。ですから、そうであればこの部分だけに知事公約と入れることは行政としておかしいです。全部に入れてください。そうしないと、陳情者に対しても変更するのであれば失礼ではないですか。この項目はほとんど網羅されていると思いますが、いかがですか。

○仲本朝久保健医療部長 処理方針を総合的な判断をこれからするというところから現行形態の維持に変えた理由は、知事公約を踏まえてということによって我々は変更理由を整理しました。そのことでもって処理方針の中に知事答弁を踏まえて記載をしたということでございます。

○照屋守之委員 翁長知事が県立病院を維持していくというスタンスで行政運営をやっていく。それは公約に従った動きです。それに沿って県の病院事業が進められていきます。それはそれで結構です。あえてここに知事公約を入れるということからしますと、公平公正ではありません。知事公約はそれだけかという話です。ですから、これは問題提起をしておきます。これは全部署にまたがりますので。行政は公平公正な立場ですので、県立で維持していくということはわかっております。どうぞ、それはそのまま進めてくださいと。あえて、こういう形でやることについての問題提起です。知事公約の中に消費税増税反対というものがあります。では、全てこういうものに消費税増税反対を入れて、こういうことですから消費税増税のかかる消費税については賦課しませんということになる可能性がありますよね、知事公約と言いますと。ですから、私は知事がそういうことを申し上げても、皆様方がこのような扱いをするのはおかしいのではないですか。全体のバランスをどうとるかということは、担当部局できっちり整理する必要があると思います。これは問題提起だけにしておきま

す。

次に、18ページ、19ページ、陳情平成25年第82号、北部基幹病院関連の陳情について。我々が知事に対して思っていることは、県立病院は知事公約ですので、どうぞ県立で頑張ってくださいということと、ただし、北部の基幹病院構想は前から非常に大きな課題となっていて、北部病院と北部地区医師会病院と2つあって、あの地域に2つあると医療体制に課題があるということもありまして、そこを何とか大きなものを一つにしていくと非常にいいということで、何とか基幹病院構想というテーマが出てきています。ですから、あれとこれは分けて考えてほしいということがありまして、先ほどの知事公約ということが非常に気になったのですが、この中には知事公約は入っていませんね。ですから、これはそういうことを抜きに基幹病院構想は考えていくという理解でいいですか。

○仲本朝久保健医療部長 基幹病院に関する北部市町村会の要請については我々は重く受けとめ、研究会という形で検討を昨年一年間やってきました。知事公約の中には直接基幹病院についての記載そのものではありません。ですが、そうは言いながらも北部病院の話につきましては、県立病院の経営形態を維持するという知事公約がございます。ただ、今回の処理方針の変更につきましては、ことしの3月に地域医療構想の策定をなささいというガイドラインが出されまして、それぞれの地域ごとに将来需要予測をしながら10年後の目指すべき医療提供体制を示す地域医療構想をつくるという作業が今般出てきました。そのためにそれも踏まえた形での政策を展開していくことが求められています。ということから研究会報告等に関する基幹病院につきましては、それと関連がございますので、それで処理方針を変更したということでございます。

○照屋守之委員 10年後の目指すべき構想をつくるということですが、これは私の記憶では相当緊急を要するテーマだと思っています。これは10年後の構想をつくって、これから10年後ということですか。それまでにはそういう仕組みをつくって運営をしていくという理解でいいですか。

○仲本朝久保健医療部長 地域医療構想は来年度を目途に10年ぐらいの医療需要を見据えて構想をつくるということで、構想そのものは来年策定することになります。その中で施策を展開していくということになります。

○照屋守之委員 構想はつくります。基幹病院はいつつくるのですか。

○仲本朝久保健医療部長 基幹病院につきましては、いつつくるということについての検討にはまだ至っておりません。研究会の中でもいろいろな課題があるということも含めて提案がありました。その中で我々は平成28年度に策定する地域医療構想の検討にあわせた形で研究会の報告は精査するというので、いつということも含めて整理をしていくと思っております。

○照屋守之委員 知事がかわって体制が相当遅くなっていませんか。私は、そういう研究会などを受けて県内部でもいろいろ協議をして、より具体的な計画づくりがなされていると思いましたが、今の話ではその構想すらなかなかできない。そうしますと、北部地域が望んでいる医療施設ができるのも今の段階ではまるっきり白紙という段階ですか。

○仲本朝久保健医療部長 白紙ではございません。1年間かけた研究会の報告はできていますので、それは当然尊重して受けとめています。その上で、今般出ました10年後の地域医療構想がありますので、それもあわせまして精査するということですので、特に白紙ということはありません。

○照屋守之委員 精査するとか、研究するとかというきれいごとや理屈はいいです。いつまでにより具体的なものをつくり上げていこうとするのか。そのようなことは北部地域の県民も、陳情者も含めて一あの地域は医療の格差だと言われています。ですから、そういうことがある中でいつごろまでには計画づくりができますよというところは、しっかり示していかないといけないのではないですか。そして、それがいつごろにそういうことがわかるのか。最低でもその辺は説明しないとイケないと思います。

○仲本朝久保健医療部長 先ほど来答弁しておりますが、平成28年度に地域医療構想を策定しますので、県としましては当該医療構想の内容や策定に至る議論を踏まえながら病院統合に係る考え方などを示していきたいと思っております。また、少なくとも統合であれ、基幹病院であれ、現状の北部地域の医療提供体制の危機的な状況についてももちろん理解しておりますので、その分については当面北部病院の機能強化を集中的にやっていくということでございます。

○照屋守之委員 平成28年度につくるということは、来年度です。そうしますと、平成29年3月以降にしかこういうことの具体的な計画はつくれないという

理解でいいのですか。

○仲本朝久保健医療部長 計画等までは恐らく厳しいかもしれませんが。といいますのは、研究会でも出ましたがいろいろな課題があるという指摘がございました。それは身分の問題であったり、財産の問題であったりということがありました。それでも整理をしなければいけないので、それも含めて基幹病院構想を受けてどういう形で整理するかということが、来年度の平成28年度に策定する地域医療構想に合わせた形での整理となります。

○照屋守之委員 これはとにかく加速してください。知事が県立病院を維持していくということですので、統合する、どうするという議論をやっていると、これはそこだけでも相当時間がかかります。いろいろな課題がありますので。ですから、沖縄県立で基幹病院をつくるという前提でしたら進めやすいです。そのほうがいいので、ぜひそういう方向で進めてください。同時に、これをなぜ早目にやってもらいたいかと言いますと、中部病院は大変です。北部地域の患者も対応しないといけないですし、今は観光客もどんどんふえていて観光客の対応もしないといけない。いっぱいいっぱいあふれています。中部病院も施設や人員含めて厳しい状況です。あそこも厳しいですが、受け入れる側も大変ですよね。ですから、そういうことも含めてきっちり計画を立てていかないと、これはただ単に向こうだけの問題ではありません。ですから、その辺も含めて迅速にやれるような仕組みをつくって一基幹病院も県立であればいいです。そういうような形でやっていかないといつまでもやれ県立だ、市立だと、統合どうのこうのという話になりますと、それぞれの問題があって、それをくっつけていくことに相当時間がかかって、市民、県民には非常に不便を与えることとなりますので、ぜひお願いします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

以上で、保健医療部及び病院事業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

委員長が所用のため、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県青少年保護育成審議会設置条例及び乙第7号議案沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例の審査を一括して行います。

ただいまの議案2件について、子ども生活福祉部長及び教育長の説明を求めます。

初めに、乙第4号議案について子ども生活福祉部長の説明を求めます。

金城武子ども生活福祉部長。

○金城武子ども生活福祉部長 それでは、乙第4号議案沖縄県青少年保護育成審議会設置条例について御説明いたします。

乙号議案書の17ページをごらんください。

本議案は、いじめ防止対策推進法が施行されたことを踏まえ、同法第28条第1項に規定する調査の結果について調査を行うため、沖縄県青少年保護育成審議会の担任する事務に当該調査に係る事務を加え、あわせて同審議会の組織、運営に関し必要な事項を条例において定めることとするため、条例案を提出するものであります。

主な内容としましては、いじめ防止対策推進法では、いじめによる重大事態が発生した場合には、学校の設置者等のもとに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものと規定しております。

また、同法においては、必要があると認めるとき、地方公共団体の長は、当該調査の結果について調査を行うことができると規定しております。

本条例案は、当該再調査を行うための機関として、関連する事務を担当している沖縄県青少年保護育成審議会を位置づけるものであります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○狩俣信子副委員長 子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

次に、乙第7号議案について教育長の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 教育委員会所管に係る議案の概要について御説明申し上げます。

ます。

お手元の文教厚生委員会議案に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、新規の条例1件でございます。

資料をお開きください。

乙第7号議案沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例について御説明申し上げます。

本議案は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い策定した沖縄県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策に関して意見を聞くこと、並びに、県立学校で発生したいじめによって、児童・生徒の生命等に重大な被害が生じた事態等に関して調査を行うため設置する沖縄県いじめ防止対策審議会について、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものであります。

以上が、概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○狩俣信子副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案及び乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、議案番号を述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 これは、今、県立学校となっているのですが、私立学校などはどうですか。

○金城武子ども生活福祉部長 私立学校の場合は、各学校においていじめに関して審査をする機関は、学校が設置をするということになっております。

○赤嶺昇委員 今の答弁は私立は学校でやっているという説明ですが、県立はやっていないのですか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 第7号議案の議案説明等がございますように、第7号議案は県立学校に関して、例えば重大事態等が発生した場合に審議会等で審議を行います。説明資料に流れ図がございますが、学校で重大事態が起こった場合、教育委員会に報告し、学校にも当該学校のいじめ対策委員会と、今、上程しております沖縄県いじめ防止対策審議会等がございます。教育委員

会でいじめ等の部分を審査し、調査の主体をどこでやるのかということ判断して行います。

○赤嶺昇委員 これは皆さん県立学校ということで言っているのですが、我々からしますと私立も県立の子供たちもみんな平等に扱うべきだと思います。県立学校の説明はありますが、私立の子供たちはどのように対応するのかを聞いています。

○大城博青少年・子ども家庭課長 私立の学校でいじめに係る重大事態等が発生した場合には、学校あるいは学校法人のもとに調査のための組織をおいて調査を行うことになっております。

○赤嶺昇委員 県立学校は学校でも調査をしますよね。県立の場合は、教育委員会に投げて教育委員会もかかわっていきますよね。私立については教育委員会はかかわらないのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 私立学校については、学校法人がかかわることになっておりまして、県の教育委員会は直接はかかわらないことになっております。

○赤嶺昇委員 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例という部分で、確かに所管は違うかもしれませんが、幾ら所管が違ってもいい、教育庁が私立の実態も含めて把握しないということはそれでいいのかという部分と、このような新しい条例ができる中で私立の部分について対応が違ってはいけないと思います。そのあたりの課題はないのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 いじめ防止対策推進法の役割分担ですが、都道府県の教育委員会は県立の学校について調査を行うということになっておりまして、私立の学校については学校または学校法人が調査を行うという役割分担になっております。

○赤嶺昇委員 この図の中でこれはいじめ防止ですよね。ですが、一番上にすぐ重大事態発生から始まっています。防止とあるのに重大事態が発生して、学校へ行くと、重大事態発生からのフローはわかりますが、本来は防止ということですので、このような条例ができる以前になるべくいじめはないほうがい

いですよね。事前に、それはなるべく早目に重大事態にならないことが大事だと思います。しかし、今は重大事態が起きたら学校から警察へ行って、いきなり犯罪、生命という話が出てきているわけです。生命などにかかわる部分になっている段階のフローになっていて、それ以前に大きな事件・事故があったときに何か訴えられて初めて出ますが、そもそも言われていることは、事前に、なぜ未然防止ができなかったのかということがポイントだと思います。私から見ますと、このフローだけではもう発生してどう対応するかということにいきなり入っているように見えますが、どうですか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 この図自体、わかりやすいように対応についてやっておりますが、いじめ防止対策推進法第14条の3には、この審議会等を設置して、その目的であります一今、委員がおっしゃった、やはりいじめに関しては未然防止が一番大切だと思います。例えば、第7号議案の第2条に担任する事務ということで、1号に「沖縄県いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止等のための対策に関すること」と、これも一つの大きな仕事分担としてはございます。これをもう少し詳しく申し上げますと、この審議会は県教育委員会の諮問に応じ、沖縄県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための調査・研究、有効的な対策を検討するために専門的見地からの審議を行っております。そういういじめの未然防止を専門的な見地から意見をいただいて、各現場におろしていくという役割も行っております。

○赤嶺昇委員 やってはいると思いますが、こういう条例が出てきて、今おっしゃっているように未然防止が一番大事ですよね。なるべくこのフローが使われないほうがいいですよね。こういう事態にならない前にやるということが前提として、やはりいま一度、せつかくこのような条例が出されるわけですので、学校側にも教師の皆さんにも徹底して、いずれ現場で起こり得るようなことについてアンテナを高くするというのを改めてやるということは大事だと思いますが、いかがですか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。昨年度、県教育委員会では沖縄県いじめ防止基本方針を策定し、各学校に周知しているところでございます。各学校においても、いじめ防止対策の組織、それから県のいじめ防止基本方針を参酌して各学校の実態に合った各学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止に努めているところでございます。

○赤嶺昇委員 沖縄県のいじめの実態ですが、小・中・高、県外との比較はどうですか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 平成25年度の学校におけるいじめ件数について、小学校が228件、中学校が251件、高校が50件、特別支援学校が10件の総数539件となっております。全国は、18万5803件となっております。比較する際に、1000人当たりの認知件数等がございますので、それを申し上げます。小学校が2.3件、全国が17.8件。中学校が5.2件、全国が15.6件。高校が1.1件、全国が3.1件。特別支援学校が4.8件、全国が5.9件でございます。

○赤嶺昇委員 沖縄県は少ないということで理解してよろしいですか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 数値で申し上げたとおり、比較的少ないということでございます。

○赤嶺昇委員 これはいいことだと思います。順位とかはわかりませんか。

○大城朗義務教育課長 順位についてはわかりません。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 重大事態というのは、どのような定義になっているのですか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 文部科学省—文科省の説明においては、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、もう一点は、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるときでございます。

○比嘉京子委員 なかなかわかりづらいのですが、相当長期的に欠席といえますと、どれくらいまでの欠席を重大とみなすのか。特に沖縄県内においては県として基準といえますか、ある程度の目安、こういうものをこう呼びましょうという規定はありますか。それぞれの学校でこれを重大と見るかどうかの判断はお任せするのでしょうか。

○大城朗義務教育課長 自殺をしようとした場合や身体に重大な障害を負った場合、金品等重大な被害をこうむった場合や精神性の疾患を発病した場合、欠席については年間30日を目安に欠席している場合となっております。

○比嘉京子委員 これは全国的なある意味での目安になっているのですか。沖縄県としてこのようになっているのですか。読んではいないのですが、いじめ防止法の中で何か規定があるのでしょうか。

○大城朗義務教育課長 国のいじめ防止対策推進法に基づいて、それを参酌してやっております。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 いじめ防止対策推進法というのは、明らかにいじめを防止すると一先ほどもやりとりがありました。沖縄県で539件のいじめがあると。これをどのようにしていじめをなくしていくのかということによって法律がつけられたと思いますが、今度、提案されているのが重大事態を対象という形の条例という感じで出ておまして、先ほど沖縄県がいじめ対策基本方針をつくったとおっしゃっていましたが、いじめ防止対策推進法に基づく条例というのはきょう出しているのが初めてですか。他に関連する条例はつくりましたか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 今回の条例が、いじめ防止対策推進法に従って出されている条例で初めての条例でございます。

○西銘純恵委員 そうしましたら、いじめ防止対策推進法が学校現場やいろいろなところに、いじめというものはなくさないといけないという大もとについて、いかに周知していくかということが大きな課題ではないかと思いますが、きょうの議案が出されたときにその部分が弱くて、重大事態にどう対処するかだけしか条例ができないというところで困惑しています。ですから、沖縄県全体のいじめ防止条例などは、特に条例としてつくることは必要ないということなのか、いじめ防止対策推進法で足りているということによろしいですか。

○諸見里明教育長 県教育委員会では、いじめ防止に向けて未然防止、早期発

見、早期対応等々、そして今、委員がおっしゃったようにいじめ防止対策推進法や基本方針なるものを策定して、各学校で周知も含めてかなり取り組んできています。これは、教師側では教師の指導力の研修会もかなり銘打ってやって、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの外部人材の活用や、県警察などの外部機関との連携、それから子供たちにもいじめはいけないという取り組みをやってきております。そうした体制でやっているのですが、それでもまだ重大事態が発生した場合にどうするかということで、今回設置する審議会でございます。ですから、重大事態が最初に出てきていることに誤解があるかと思いますが、いろいろな形でシステムをつくっておいて、それでもやはり学校で対応できない、これは学校で解決ができない、ひょっとしたら大変な重大事態があるのではないかと。それを拾い上げて我々が審議会を設置して、さらに教育委員会でやって、それでもまだ疑義が残るようであれば知事部局の子ども生活福祉部が条例で対応するという形で、万全を尽くそうということでの今回の条例でございます。

○西銘純恵委員 乙第4号議案の審議会、乙第7号議案のいじめ防止対策審議会、この関連性といいますか、そこを先に説明いただけませんか。

○諸見里明教育長 先ほど申し上げましたように、やはりこういうシステムでも抜け落ちてくると、ましてやいろいろな基準があって一基準も一概に当てはまるのではなくて、いろいろかぶさっていたりなど、ケース・バイ・ケースで考えられると思います。それでもやはり重大事態だという事例が出てきた場合には、既に条例で設置した審議会を通して徹底的に解明しようというものであります。教育委員会で審議をして、さらに議論を尽くして結論を出したのだけでも、それでもまだ足りないという形であれば、知事が新たに乙第4号議案の別の審議会ですらに議論を深めることができるという形になっております。

○西銘純恵委員 これは前にいただいた概要ですが、後ろにあります表を見ましたら、今、教育長が説明したことかと思いますが、県立学校で重大事態が発生したときに、教育委員会が調査を指示して沖縄県いじめ防止対策審議会があると、その次に結果を知事に出して、それから知事部局の青少年保護育成審議会ということで図はありますが、二重にやっていくということですか。

○金城武子ども生活福祉部長 まず重大事態が発生した場合には、当該学校か

ら教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告することになっております。その当該報告に係る重大事態への対処、あるいは、重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があるときには再調査を行うことができるという法律上の規定となっております。具体的には、どのような場合に再調査を行うかという判断基準ということになりますが、これにつきましては、まだ国でも具体的な基本方針等は定めておりませんが、他県の事例等を見ますと、例えば青森県の場合は、亡くなった生徒の保護者が調査結果の内容に不服があつて、県に対して再調査を求める意向であるという確認を踏まえて、知事が再調査を行ったという決定がございます。そういうことも参考にしながら、知事部局としては再調査の判断をしていくことにならうかと考えております。

○西銘純恵委員 乙第7号議案のいじめ防止対策審議会—最初の審議会ですが、審議員はどのような構成で考えておりますか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 文科省の通知等で先ほどのいじめ防止対策推進法第28条第1項の組織については、このように記載がございます。調査を行う組織については弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する者であつて、また当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者—第三者ですね。そういう記載がございます。そういう意味で、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者をお願いする予定でございます。

○西銘純恵委員 先ほど、子ども生活福祉部長がいじめを受けた当事者に不服があつてということをお話されたましたよね。それからいいましたら、今のいじめ防止対策審議会—第1の審議会の中に、いじめを受けた当事者を入れる必要があるのではないかと思います。いじめというのは、いじめを受けたと本人が言えはいじめと認定しなさいというところに来ていますよね。ですから、そこが弱くて、重大事態に至るまで放置をされてきたという反省のもとにこういうものが出されていると思います。これは国が示しているという説明は今ありましたが、やはり関係当事者を入れていくことは、どういうところでいじめを見抜けなかったとか、大事な視点ではないかと思います。そこはいかがですか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 その人選について先ほど御説明したとおり、この審議会等が行う調査等の公平性、中立性を確保することからそういう部分になっているかと思います。ただ、委員がおっしゃる視点—いじめに遭った被

害者の目線も大切なことだと思いますので、例えば聞き取り、それから事情をしっかりと聞くこと、意見を聞くこと、そういう部分は大切かと考えております。

○西銘純恵委員 少し誤解されていると思いますが、今、当事者になっているいじめを受けた、重大事態どうのという関係者ではなくて、過去にそういう経験をして、ある意味では全国で講演をするとか、いじめとはこういうものだという事を当事者や遺族の皆さんが話をしたりいろいろやっていますよね。そういういじめを受ける側の状況がわかるような人が審議会の中に入ったほうが、細かい指摘や審議ができるのではないかという私の意見なのです。

○與那嶺善道県立学校教育課長 過去にいじめに遭った被害者の目線等も大切かと思ひますし、他府県の事例等も踏まえ参考人招致で意見を聞くことも大切かと思ひますので、今後また調査、研究をしてまいりたいと思ひております。

○西銘純恵委員 過去の重大事態発生事例を教えてください。沖縄県内でどのようなものがありましたか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 過去にそういう事態というのは、県立では記憶にございません。もちろん先ほど申し上げた直近の平成25年度のいじめに関する県立の調査においても重大事態という報告はございません。

○西銘純恵委員 小・中学校は市町村が同じような審議会条例をつくると思ひますが、そうですか。そうしたら、過去に起こった重大事態は県立ではないとおっしゃいましたけれども、小・中学校で起こった重大事態はあるわけですよね。それもできたら紹介してほしいと思ひますし、それに高校生が一緒にかかわっていたという事例はあるでしょう。ないというのは、認識が甘いのではないですか。

○大城朗義務教育課長 いじめ防止対策推進法が施行される前にそういう事例は幾つかあったのではないかと考えております。そして、現に市町村においてはボタンのかけ違いといひますか、意見の違いで問題になって、それが市町村の教育委員会に上がって、市町村の教育委員会で第三者委員会を立ち上げて解決をするという事例はあります。

○西銘純恵委員 沖縄県はいじめの数が全国平均より少ないみじな感じで緊

張感がないといいますか、県内では中学校でもいじめ死亡事件がありましたし、死亡事件も私たちが記憶するだけでも幾つかあるのです。ですから、重大事態に至って審議会にかけてこの問題の決着をつけていくのではなく、その前に予防する、いじめをなくしていくという観点をもっと持たないと、今、やりとりをしていてとても気になりますので、この条例案はしっかりといじめ防止をするということを出される条例案だということを確認していただきたいと思いますが、最後に教育長どうですか。

○諸見里明教育長 委員のおっしゃるとおりだと思います。いじめでやはり一番大切なことは未然防止でありまして、さらに早期発見です。ですから、学校の取り組みとして一番大切なことをやって、いじめというのは絶対にだめなこと、そして決して許されない行為であるということをお子孫自身に認識してもらおうことが一番大切だと思っております。そのためにいろいろな施策とか研修会をして学校には取り組みをお願いしているところでありまして、いじめの芽生えを見つけたら早々にこれを取り去るということをやっております。特にいじめは、いじめるほうが悪いのだということは何としてでも子供たちにわかってもらえるように、万全を尽くさなければならないと思っております。こういう学校での体制固めというのはこれまでもやってきましたし、常に緊張感を持ってやらなければならないという認識であります。

○與那嶺善道県立学校教育課長 それから先ほど赤嶺委員からもありましたように、重大事態だけがクローズアップされておりますが、審議会の一番大きな目標はいじめ防止対策推進法第2条第1項のいじめの未然防止でございます。その担当事務の中で先ほども申し上げましたけれども、県教育委員会の諮問に応じ、沖縄県いじめ基本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究、有効的な対策を検討する、これが一番の大きな目標でございます。そういうものをしっかりと学校に周知して、いじめ防止に努めてまいりたいと考えております。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○嶺井光委員 この条例は県立の関係ですよね。市町村は今どういう対応をしているのかについて情報としてお聞かせください。

○大城朗義務教育課長 市町村は各小・中学校において、いじめ防止基本方針というものを自分の学校に合わせて策定しております。もし、今のような重大事案等が出てきた場合にどうするのかというのは、市町村の教育委員会で似たようなものを設置して対応することになっております。

○嶺井光委員 市町村の教育委員会は、この条例の設置の動きに入っていますか。

○大城朗義務教育課長 今、動きはありますけれども県の条例制定を待っているというところがありまして、いじめ審議会を設置したのが伊江村と恩納村の2村だけであります。市町村については必ずつくりなさいということではなく、努力義務になっていることもありまして、少しおくらせているのではないかと思います。

○嶺井光委員 これまでも対策をいろいろやってきているはずなのです。このいじめ防止対策推進法によってさらに力を入れていくことになるだろうと思います。いじめがないことが一番いいのですが、いじめ防止対策推進法第16条に早期発見のための措置がありますけれども、そこで言う早期発見のための措置ということでは、相談体制を整備すべきだと法令でもうたっています。そういう意味でこういう審議会をつくるのみならず、本来の、いじめ防止対策推進法が目標とするいじめの早期発見に対する行政としての取り組みが大事かと思いますが、その辺はどうなってきますか。

○大城朗義務教育課長 それにつきましては、各小・中学校あるいは高等学校においていじめ防止基本方針というのを策定しておりまして、その中に未然防止あるいは夢や目標を育てるとか、望ましい集団をつくるということについては、各学校のいじめ防止基本方針の中に位置づけられていて、先ほど教育長からもありましたが、平成23年3月に出された沖縄県いじめ対応マニュアルなどの資料を活用してぜひやってほしいということを常に指導しております。

○嶺井光委員 こういう審議会を置くという条例をつくって重大事態が発生したときの対応ということでは結構かと思いますが、例えば本来の教育相談といった体制も含めて、そこら辺を充実させるということが一番大事だと思っております。各学校の関係者に聞きますと、例えば、教育相談員にしても先生方や父兄からいろいろな相談を受けて不登校の関係の方々を訪問したり、い

ろいろな活動をしているのです。それでもいじめというものはどこかで芽生えていると考えたときに、やはりこのような第一線でしっかりと動けるような体制をこういう機会にいま一度力を入れて整備するということをやってもらいたいと要望します。この審議会等々をつくるということは結構大事ですが、そこについての教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○諸見里明教育長 どの学校でも大なり小なりですが、いじめというのは芽生えみたいなものがあると思います。今、委員がおっしゃったように学校での取り組みが一番最初の段階で大切になってくると思います。今、義務教育課長や県立学校教育課長からもあったのですが、県教育委員会では沖縄県いじめ対応マニュアルを教職員研修で充実させておりまして、さらに生徒指導の手引き、さらに一番最初にかかわってくるのは学級担任、副担任、それから教科担任、そして何か相談があれば養護教諭でありますとか、こういう体制もしっかりしながら、さらにスクールカウンセラーを配置しています。何かあればこのスクールカウンセラーを通してスクールソーシャルワーカーとか、県立学校では教育相談員など、そういう体制で二重、三重、四重にいろいろな形で、今、動き出しているところです。これを有効活用しながら、何とか見逃さない体制というのを構築していくことがやはり一番大切だと感じております。

○嶺井光委員 今、教育長からもあったように、こういうかかわっている方々の活動範囲が広くて十分に時間が持てない、手が回っていないという声も聞きますので、こういう末端の部分をもっと整備していくというところに力を尽くしていただきたいと思います。こういう審議会を置くという機会に改めて力を発揮していただきたいと要望します。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 まず、乙第7号議案いじめ対策審議会の設置条例ということですが、これは一応意味はわかりました。これを乙第4号議案に張りつけるわけですね。要するに、この条例は教育委員会と子ども生活福祉部の2つの部署に分かれていますよね。私が気になったことは、このいじめ防止対策審議会については、何かあったときに我々が質疑できるとしたら教育委員会が答弁するということですか。

○諸見里明教育長 まず最初は教育委員会になると思います。

○島袋大委員 次に、青少年保護育成審議会がありますよね。この場合に関しての中身もろもろを含めてこれから何かあった場合には、これは子ども生活福祉部に確認事項として聞かないといけないということですか。

○金城武子ども生活福祉部長 青少年保護育成審議会ですら再調査を行った場合に関しては、うちが答弁することになるかと思っています。

○島袋大委員 私が気になっているところは、これが2つにまたがるということに大変な弊害があるのではないかと心配しているのです。ですから、どうか担当部署を一つにするような形が本当はいいのですが、先ほど言った子ども生活福祉部は再調査ですので件数も少ないだろうという判断かもしれませんが、これはほとんどが学校の問題ですから、それを教育委員会側と子ども生活福祉部側がどれだけ連携をとるかが解決策だと思います。その辺について2つの部署はどのように判断して醸成を進めているのですか。

○諸見里明教育長 まず、一義的に教育委員会が解決すべき問題だと思っております。これがこじれた場合—自殺などがあって遺族が納得いかない場合などが出てきた場合に、知事部局の審議会ですらやってもらうという形です。この辺はお互いにああだこうだということではなく、緊密な連携体制でなければいけないと思っております。

○島袋大委員 これは、完全に学生の皆さん方の個々に関するプライバシーなども含めますので、この2つの部署で情報が漏れたりなどが出てきた場合はまずいのですから、その辺はいろいろな面でお互い連携してやらなくてはならないと思っておりますので、最終の条例が通ったとしても詰めの事項は常に密に議論していただきたいと思っております。

あと1点ですが、いじめ防止対策審議会のことについては、我々でもいろいろな面でどうなっているのかということは確認できますよね。学校法人に関しては我々は聞けないのです。聞いたとしても、中身が学校法人から上がってこない限り話は確認できないのです。これは先ほど赤嶺委員からもありましたように、子供たちに教育を受けさせている親の立場からしますと、この辺がどのようなチェック機能になってくるのかが気になったのですが、その辺はどうなるのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 学校法人で発生したいじめの事案につきましても、重大事態が発生した場合は知事に発生報告を行うことが法律で義務づけられております。また、この重大事態に関する調査を学校法人が行って、その調査結果が取りまとまった場合には調査結果の報告を知事に行うことになっておりますので、その範囲で件数やどのような調査結果がまとまったのかということについては子ども生活福祉部で把握しております。委員の質問に対して、個人的な情報について全て公表することはできないような内容もあろうかと思いますが、審議の進捗状況や調査結果の概要などという形は説明できると考えております。

○島袋大委員 県立であればその前にいじめ防止対策審議会では確認事項の状況も把握できるわけです。学校法人はいじめ対策委員会等の調査委員会をつくると言っていますが、その調査委員会等の中身を我々は確認できないのです。今言いますように、いじめなどの重大な細部調査、再調査部会で子ども生活福祉部が確認できる—ここは重要な再調査ですから、度合いで言えば非常に大変な度合いです。そこでやっと学校法人の中のチェックがどうなっているのか我々も確認ができるのですが、いじめ防止対策の時点でこういう案件がもっと大きくならないための防止対策—県立で言えばいじめ防止対策審議会ですよ。こういったように、学校法人に関してはどの部署がどういった形でチェックできるかというものが、今のところないということですよ。

○大城博青少年・子ども家庭課長 私立学校については、委員のおっしゃるように学校法人がいじめ防止の対策をすることになっているということで、県立学校のように防止対策をする直接の所管部局というのはないということになります。

○島袋大委員 せめて、重要な再調査部会までいかないためにも、実際そういった案件はあるのかなど—未然に防止する策は県立学校はあるのですから、学校法人にもこういったものがあるのか、そういった形でしっかりとできているかという確認を、情報交換も含めてしないといけないと思います。その部署は教育委員会ではできないのではないですか。これは子ども生活福祉部がやるのか、教育委員会がやるのか、どちらがやるのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 私立学校におけるいじめの認知件数につい

ては、私学を所管しております総務部総務私学課で毎年確認をしております。

○**島袋大委員**　そこでまた新たな部署が出てくるわけですね。総務部も出てきて3つになるわけですね。ですから、いじめ問題に関して常に3つの部署で連携して回さないと、最悪の場合この3つがまとまらなければ頻繁に再調査部会が活用されるおそれもあるということです。ですから、3つを常に回して連携しないといけないので、皆さん方の部署を3つにするより、やはりどこか一つの部署に置いたほうが業務としてはやりやすいという意見もあると思います。ですから、最終決定など知事に報告が行くのですから、知事がどう判断するかという問題になってくると思いますので、その辺は総務部も入れた3つの部署で、この条例が通った後に我々はどのように動いていかないといけないのかということなどを常に密に議論しないといけないと思いますが、その辺はどう思いますか。

○**金城武子ども生活福祉部長**　このいじめに関する業務について部署が分かれているということなので、その辺の進め方、そして実際にこういうことが起こった場合にどうするのかということは、事前に我々もしっかりと調整してうまく機能するように対応していきたいと思っております。

○**島袋大委員**　ぜひとも条例はきちんと通していただいて、これが余り活用されないように願っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○**狩俣信子副委員長**　ほかに質疑はありませんか。
新田宜明委員。

○**新田宜明委員**　乙第4号議案ですが、この審議会は附属機関ですね。この条例が制定された後にはすぐ公布という手続になるかと思うのですが、この審議会というのは調査が上がったときに開かれるという性格のものですか。

○**大城博青少年・子ども家庭課長**　青少年保護育成審議会は既存の審議会でありまして、通常、優良図書や優良興行の推奨、青少年の健全育成に関する重要事項の調査・審議などの担当事務を、毎年数回審議会を開催して審議をしていただいているところです。その審議会に今回いじめ防止対策推進法に基づく再調査の事務を追加するということになっておりまして、この再調査に係る事務は、沖縄県内でいじめに関する重大事態が発生して、なおかつ再調査が必要に

なったときに限って発生する事務でございます。

○**新田宜明委員** 乙号議案書19ページの別表中に附属機関の条例の一部を次のように改正するということなのですが、「沖縄県青少年保護育成条例第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議に関すること」という文面から見ますと、いじめについて、あるいはいじめ防止対策推進法の関係での説明には受け取れないのですが、その中にも入っているのですか。

○**大城博青少年・子ども家庭課長** いじめに関する担当事務に関する規定は資料で申し上げますと17ページになりますが、第2条第3項に示しております。乙号議案書19ページの表は青少年保護育成審議会はこれまで附属機関設置条例で定めておりまして、附属機関設置条例の別表の青少年保護育成審議会に関する部分を削除するという内容で表示されているものでございます。

○**新田宜明委員** これは附属機関の審議会ですから、まず定例的に開いているということですよ。そうすると、大変聞きづらいのですが、報酬は幾らですか。

○**大城博青少年・子ども家庭課長** 沖縄県の附属機関の委員に対する報酬は一律で9300円になっております。

○**新田宜明委員** これは日当報酬と解してよろしいですか。

○**大城博青少年・子ども家庭課長** 日当になっております。

○**新田宜明委員** そうしますと、教育委員会に設置される審議会の行政組織上の位置づけというのは、今、部局から説明された附属機関の位置づけとはまた性格が違うのですか。

○**與那嶺善道県立学校教育課長** 同じでございますが、新たに教育委員会の附属機関で設置条例をお願いしているところでございます。

○**新田宜明委員** 同じようにきちんとした報酬等もあるわけですね。

○與那嶺善道県立学校教育課長 そのとおりでございます。先ほど、青少年・子ども家庭課長がおっしゃった基準にあわせて報酬等を予算化する予定でございます。

○新田宜明委員 行政は余りにもいろいろな組織ばかりつくって、一体どのように機能するのかと。その関連づけは先ほど島袋委員も話していましたが、この辺が本当に有機的に機能するのかといつも思うところもあります。やはり最終的には教育現場の先生方が気配り、目配りしてできるような、現場をどうつくるかが一番大事だと思います。学校現場にゆとりがあるような、そのような教育環境をぜひ実現できるように頑張ってくださいと要望します。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案及び乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成25年第28号の2外26件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象の陳情は、継続19件、新規8件の合計27件でございます。

初めに、継続審査となっております陳情19件のうち、処理方針の変更を行う陳情5件について御説明いたします。

説明資料の6ページをお開きください。

陳情平成26年第49号「9月1日年休起算日」の早期実現を求める陳情に係る処理方針の3段落目について、次のとおり変更するものであります。

変更部分は下線で示しております。

教職員の年次有給休暇の起算日を1月1日から9月1日に変更することにつきましては、条例や規則等の改正が必要なことから、導入による効果及び影響等を検証し、関係部局等との調整に尽力してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の9ページをお開きください。

陳情平成26年第52号「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情の記3に係る処理方針の最下段に、次の方針を追加するものであります。

また、今年度からメンタルヘルス対策研修会の対象を県立学校のみから小・中学校の教職員まで広げるなど、メンタルヘルス支援体制の強化に努めております。

次に、説明資料の17ページをお開きください。

陳情第25号首里高校内中城御殿跡の保存及び活用に関する陳情の記1及び2に係る処理方針の2段落目以降について、次のとおり変更するものであります。

中城御殿跡の保存につきましては、その重要性に鑑み、将来的に復元整備などの活用ができるよう、遺構への影響を最小限に抑え、新校舎の下に埋め戻して現地保存する方向で検討を進めているところです。

活用につきましては、学校側とも調整を図りながら、展示コーナーを設けるなど教育的環境にも配慮した方法を検討していきたいと考えております。

次に、説明資料の18ページをお開きください。

陳情第28号首里高校校舎改築の早期実現を求める陳情の記1及び2に係る処理方針の3段落目以降について、次のとおり変更するものであります。

校舎改築工事については、遺構を埋め戻し地盤をかさ上げる案で那覇市と協議を進めております。

今後、首里の景観に配慮しつつ、設計変更を行い、可能な限り早期に着手できるように対応してまいります。

次に、説明資料の20ページをお開きください。

陳情第30号県立首里高校グラウンドから発掘された中城御殿遺構の保存に関する陳情の記2及び3に係る処理方針の2段落目以降について、次のとおり変更するものであります。

中城御殿跡の保存につきましては、その重要性に鑑み、将来的に復元整備などの活用ができるよう、遺構への影響を最小限に抑え、新校舎の下に埋め戻し

て現地保存する方向で検討を進めているところです。

活用につきましては、学校側とも調整を図りながら、展示コーナーを設けるなど教育的環境にも配慮した方法を検討していきたいと考えております。

同じく陳情第30号の記4に係る処理方針について、次のとおり変更するものであります。

首里高校内中城御殿跡につきましては、貴重な文化財であることから、沖縄考古学会の要請や学校関係者からの意見も踏まえ、今後とも関係機関と協議を進めてまいります。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の21ページをごらんください。

陳情第37号「子育て新制度」移行後も児童福祉法第24条第1項に基づく現行の保育水準を守り、拡充することを求める陳情の処理方針について、御説明いたします。

2、沖縄県では平成27年3月に、黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）を策定し、その中で3年保育の推進を提言しております。

公立幼稚園は、設置者である市町村の責任と権限のもと、運営されております。

幼稚園での2年・3年保育につきましては、義務教育ではないため、財政面の援助は困難ではありますが、今後も市町村の理解を求めていきたいと考えております。

3、公立幼稚園の認定こども園への移行は義務づけられておらず、地域の実態や保護者のニーズに応じて設置者となる市町村が主体的に判断していくものと考えております。

県教育委員会としましては、県内の公立幼稚園の動向を把握し、市町村に対して必要な情報を適宜提供してまいります。

次に、説明資料の22ページをお開きください。

陳情第46の3、平成27年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の処理方針について、御説明いたします。

1については、平成26年陳情第27号、記3の処理方針に同じでございます。

4、離島高校生修学支援事業につきましては、高校未設置離島に居住する保護者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の補助率で、市町村において実施しているところです。

文部科学省においては、平成25年度から補助限度額を、年額15万円から、24万円に引き上げたところであります。

県教育委員会としましては、補助対象者及び補助対象経費の拡充並びに国の

補助率の引き上げについて、九州地方教育長協議会を通して国に対して要望しているところであります。

5、県立高等学校の学科につきましては、地域の生徒数、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して適正な設置に努めております。

県教育委員会としましては、現在、宮古地区の高等学校より建築科の設置等の申請がないことから、その必要性も含めてさまざまな観点から慎重に研究してまいりたいと考えております。

7、学校給食費につきましては、当該地域の児童・生徒の教育に責任を有する市町村教育委員会が主体的に判断し、適切に対応しているものと考えております。

現在、県内において給食費の全額助成を実施している自治体は5町村で、一部助成が17市町村となっております。

県教育委員会としましては、学校給食に使用される食材が安全・安心であることに加え、その価格の低廉化が図られるよう、沖縄県学校給食会と連携して取り組んでいるところです。

なお、多良間島に搬送される冷凍物資に関しては、既に沖縄県学校給食会において保冷库購入などの対応を行い、6月から輸送が始まっております。

8、小・中学校の空調設備の維持費については、学校設置者である当該市町村において負担すべき経費であると考えております。

県としましては、これらの維持費について地方交付税措置するよう国へ要望しているところであり、快適な学習環境が確保できるよう、その実現に努めてまいります。

次に、説明資料の24ページをお開きください。

陳情第54号スクールカウンセラーに準ずる者の待遇改善に関する陳情の処理方針について、御説明いたします。

1、スクールカウンセラー等の報酬については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則において、その額が定められています。

各報酬額は、臨床心理に関する専門的知識等、各職に求められる資格、経験等に応じて適正に設定されているものと理解しております。

次に、説明資料の25ページをごらんください。

陳情第63号「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情の処理方針について、御説明いたします。

1については、平成26年陳情第51号、記1の処理方針に同じでございます。

2、少人数学級の実施に当たっては、国の加配定数を十分活用し実施すべきであると考えております。

そのため、国の動向等を踏まえ、加配定数で補えない定数が生じる可能性がある場合は、県単定数の活用も含め関係部局と調整してまいります。

次に、説明資料の26ページをお開きください。

陳情第64号「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情の処理方針について御説明いたします。

2、沖縄県では平成27年3月に、黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）を策定しました。その中で、公立小学校に幼稚園が併設・隣接されているという本県の特殊性を生かし、公立幼稚園を結節点として、公私立保育園、私立幼稚園、小学校の連携体制を構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指す沖縄型幼児教育を提言しています。

3、県教育委員会では、幼児教育の無償化に向けて、全国都道府県教育委員会連合会等を通して国に要請しているところであり、今後とも国の動向を注視してまいります。

4、5、公立幼稚園の認定こども園への移行は義務づけられておらず、地域の実態や保護者のニーズに応じて市町村が主体的に判断していくものと考えております。

県教育委員会としましては、県内の公立幼稚園の動向を把握し、市町村に対して必要な情報を適宜提供してまいります。

次に、説明資料の27ページをごらんください。

陳情第65号「労働安全衛生委員会」の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情の処理方針について、御説明いたします。

1、県教育委員会では、通知等により、職員の健康管理等の見地から、出勤時間の正確な把握について、適正管理に努めるよう周知しているところです。

また、市町村教育委員会に対しても、その旨、周知しております。

県教育委員会としましては、学校の労働環境の改善に向け、市町村教育委員会に対して指導・助言してまいります。

次に、説明資料の28ページをお開きください。

陳情第67号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請の処理方針について、御説明いたします。

1については、平成26年陳情第27号、記1の処理方針に同じでございます。

2については、平成26年陳情第27号、記4の処理方針に同じでございます。

3、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や特別な支援を要する児童・生徒の障害の重度・重複化等、近年、複雑・多様化している教育課題に効果的に対応できる指導体制を整備し、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充

実を図るためには、国において教職員定数の改善が必要です。

県教育委員会としましては、教職員定数改善について、今後とも全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の29ページをごらんください。

陳情第71号の2、新県立図書館及び新八重山病院建設にかかる木製家具の製作と購入に関する陳情の処理方針について、御説明いたします。

1、新県立図書館に整備する家具等備品については、平成30年度開館に向け、書架等の必要数量と配置について、県、旭橋都市再開発株式会社、設計会社で構成する図書館ワーキングチーム会議にて検討しているところであります。

家具等備品の選定については、新県立図書館基本計画及び財政面等を勘案し、県内製造業者への発注を含めて、今後検討を行っていきたいと考えております。

2、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業の施行は、旭橋都市再開発株式会社が行っており、工事発注も同社が行い、県は、図書館が入居する複合施設の3階から6階の保留床を購入するものであります。

現在、県、旭橋都市再開発株式会社、設計会社で新県立図書館の実施設計の調整を行っているところであり、工事に当たって県産材の使用を含めて調整を行っていきたいと考えております。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○狩俣信子副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 17ページ、陳情第25号。18ページ、陳情第28号。20ページ、陳情第30号、首里高校グラウンドの中城御殿について質疑を行いたいと思います。

前回の議会で現場を視察させていただきまして、当然のようにみんなでいろいろな意見を出したわけですが、このように下線部分でその重要性を皆さんが認めていただいて、復元をできるように埋め戻しをするという処理方針になっ

ていることに大変敬意をあらわしております。この問題ですが、今後、埋め戻しをすることは処理方針を読めばわかることですが、いつごろを目安に埋め戻すのか。どうしてもパイルを打ったりするわけですが、どれくらいの割合が保存から欠けていくのかということがわかれば教えていただきたいと思います。

○親泊信一郎施設課長 埋め戻しの時期ですが、建設工事の着工になりますと着工時期まで待つということになります。ただ、遺跡が今の状態でいいのかといった観点もございますので、今後、保存のあり方も含めて、時期についてはこれから検討していきたいと考えております。

○萩尾俊章文化財課長 遺構保存のために今回かさ上げを行うのですが、校舎の建築上、パイルや工法にもよりますが、そういうことが必要になると聞いています。しかし、現在まだ設計について那覇市と調整中ですので、どの程度の部分がかかるかということは設計ができ上がらないと明確な判断はできません。今回遺構がない部分も広範囲にございます。それから実際に遺構があるところで、例えばそういうところにパイルが入るといふところが出てきましたら、それについて若干位置をずらせないかという調整などを、今後要望しながら調整していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 ここにも書かれていますように、影響を最小限に抑えていきたいという意向がございましたので、ぜひとも最大限の配慮をお願いしたいと思います。この校舎は何階建てをつくる予定ですか。

○親泊信一郎施設課長 3階建てでございます。

○比嘉京子委員 私は余り専門的なことは存じ上げないのですが、高さのある建物を建てるということに関しましては、かなり他府県等でも保存状況に非常に懸念があるという情報も聞いております。しかし、専門性は全くございません。最近情報として、一般社団法人日本考古学協会—日本考古学協会の埋蔵文化対策委員の方々—いろいろと日本全国のさまざまなそういうものを見ておられる方々が来週早々にもお見えになって、その場所を視察するそうです。そういう方々がいらっしゃるといふ情報等は何か入っておられますか。

○萩尾俊章文化財課長 来週の月曜日に日本考古学協会の方がお二人見えて、現地を視察される予定です。その際、文化財課、埋蔵文化財センターの職員で

現地説明の対応をする予定です。

○比嘉京子委員　そういう方々が見られてどういうことをお感じになるか、そしてどういうアドバイス、意見交換ができるのかということも大変興味深く思っている一人です。きょうの日程にもかかってくると思いますが、意見交換等を教育長も含めてされたいという要望等がありましたら、ぜひとも有意義な意見交換をしていただければと思っているのですが、それに対してはどうか。

○諸見里明教育長　月曜日に日本考古学会協会がこうして沖縄に入ることは承知しております。日程等がどのような時間帯になるのか心配ですが、日程が合えばいろいろ意見交換をして、御指導を仰ぎたいと思います。

○比嘉京子委員　ぜひとも時間的に都合をつけていただいてお会いしてほしいと思っています。もう一点は、何カ月も前からこのことにかかわってみて思うことは、今、那覇市立城西小学校でも何か発掘されたりして、このエリアについて那覇市のビジョンといいますか、そういうことが明確になかったために、県立高校としては御自分たちのスケジュールで一生懸命前倒しをしながら調査を入れてきたと思います。一つには、別サイドからも要望したいと思っているのですが、那覇市に対しても、今後、那覇市の景観条例等の意見交換等もまたあると思われまますので、ぜひとも那覇市の文化財の考え方、どういうふうに今後やろうとするのかと、バッファゾーンと言われる首里城周辺のエリアの計画性というものを明確に持ってほしいと思っています。このようにずっと進んできて、突然我々が待ったをかけたような感も否めないわけですが、そういうことも踏まえて県としても言える範囲で要望を出していくことも大事かと思えます。お互いに遠慮し合っているのかどうかはわかりませんが、そこら辺が随分進んでからの今回のお話でしたので、いろいろある意味でのロスが生じたのかという気も否めません。そういう意味も込めて、担当の皆さんが那覇市と対話をするときに、そういったお話をぜひとも県の意見としておっしゃっていただきたいと思っていますが、いかがですか。

○萩尾俊章文化財課長　平成10年度に文化庁の次長通知でも埋蔵文化財の保護あるいは発掘の円滑化の通知が出ておりまして、その中に地域の歴史的な埋蔵文化財の遺産というのは市町村でしっかりと保護、対策をやっていくべきだということがあります。したがって、こういう首里地区の全体計画について

は地元的那覇市において計画を策定すべき事案になっております。こういうことがありましたので、今回4月以降那覇市にその計画について打診したところ、まだ那覇市としてはそういう計画は未策定の段階でしたが、今後そういうことは検討していきたいという話は伺っております。今後そういう計画を策定する段階になれば県としても指導、助言あるいは協力などをしていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 そもそも那覇市にそういう考え等のビジョンがないままに今日まで来たということも一つの反省点として、そして今、県が立ちどまって、遺構を埋め戻して何とか保存をとるところまで考えてくださったということに対して感謝をいたしまして、質疑を終わりたいと思いますが、ぜひ来週の件は教育長にもお会いして意見交換をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 現場を見たときに埋め戻ししかないだろうと思いましたが、ただし、埋め戻して従来どおり運動場で使用して、また時期が来たらもう一度掘り起こして保存するか、復元するかということが理想的だと思っておりましたが、処理方針を見てみたら完全に建物の下に埋めるのですね。埋めるということは一生浮かばれないと。展示コーナーだとかいろいろ言っておりますが、写真測量とかかなり細かいもので、ただ現物は展示コーナーでは厳しいと思います。展示コーナーとしてはどのような検討をしているのですか。

○萩尾俊章文化財課長 展示コーナーは将来的に校舎が建築された後に、これも学校側との調整はこれからですので仮にというお話になりますが、新校舎のロビーや図書館などの既存施設を活用しながら、生徒の皆さんや教職員の皆さんがそれを見て、実際学校の下に遺構が残っているのだということを周知していけるような方法も考えていきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 例えば、今、出ている遺構を写真測量するなどといったことは考えていますか。

○萩尾俊章文化財課長 写真測量等は既に今回の調査で終わっております。

○糸洲朝則委員 これは次元が違うのでできないと思いますが、きのうテレビを見ていたら渋谷駅で渋谷川を地下に埋めて、地下で保存するというをやっていました。そして、これを今度は別に移すのです。地下も含めてさらに地下2階下に移してその地下室を利用してと。ここまでできるのかと日本の土木技術のすごさを、きのう見ました。しかし、これは文化財ですので、そこまではできないと思いますが、土木技術と文化財の保護とある面ではぶつかるものもありますが、それが共存共栄することは今の技術力をもってすれば可能かと思ったりしたのですが、思いつきです。これについては答弁は要りません。そういういろいろな手法が考えられますので、頑張ってください。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 2ページ、陳情平成25年第118号の2、婦人連合会の活動費支援について。婦人連合会の加盟団体といますか、要するに状況はどうですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 平成26年度の資料になりますが、28市町村が加盟しておりまして、会員数が7003名となっております。

○赤嶺昇委員 推移としては横ばいですか。減っているのですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 平成21年度が32市町村、1万120人。平成22年度が31市町村、9633名。平成23年度が30市町村、8259名。平成24年度が28市町村、7835名。平成25年度も28市町村、7193名。平成26年度は先ほど申し上げたとおりでございます。

○赤嶺昇委員 婦人連合会は歴史もあってかなりいろいろな活動をしてきて、それが今、減ってきていることからしますと、婦人会だけではなく青年会、子供会も含めて、いま一度こういった団体が、自然の流れでなくなっていくということでもいいのかどうかも含めて、お金だけ出せばいいということではないかもしれませんが、今まさに県教育委員会として、そこはやはり底上げをすることを一緒になって考える時期に来ているのではないかと思います。いかがですか。

○諸見里明教育長 教育というのは、社会教育あるいは社会全体で児童・生徒、さらに障害福祉も含めて社会教育団体が有している意義というのも大変大きいものと感じております。今の流れとしてこういう感じで婦人会も減少していることについては大変危機感を感じているところです。この社会教育団体を何とか盛り返すために、関係団体等への意識の啓発等も含めて再構築をしていかなければいけないという認識ではあります。

○赤嶺昇委員 どんどん減ってきている状況も目に見えておりますので、このままだと活動は難しいと思います。今の新しい知事公約にも載っています。本来でしたら市町村を中心にやるのですが、地域自治会も含めて、今後、沖縄県にとっては大事な部分だろうということで、そんなに大きな予算というわけでもない中で、ほとんどボランティアで皆さんやっています。この間いわゆる行政改革一行革で予算を切ったという話ではなくて、今の流れでは減っていきませんが、こういった団体が本当に必要かどうかも含めて、もう一度県としてそこを重点施策として位置づけていったほうがいいと思います。なくなってしまうとなかなか復活できません。浦添市でも婦人会がなくなったりしているところがあちこちで出てきています。必要性はあると思います。青年団においても、浦添はエイサーの歴史はそんなにはないですが、このエイサーをやることによって、不登校の子供たちを巻き込んでいろいろやっているところがありまして、その効果もあります。ですから、青年団にしても婦人会にしてもこれが集合体となって自治会の活動として、いま一度沖縄のよさとして、概算要求も今から始まりますし、今後こういった地域の団体の扱いについても教育庁が中心となってやってもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 私どもからの婦人連合会への補助金が平成23年度をもって廃止となったわけですが、昨年度もそうですが、その後、家庭教育の支援者研修会等へ講師を派遣したり、県外で開催されます同様の会議に婦人連合会の皆さん、昨年度は2名ですが、県の費用でもって派遣をしたり、それから婦人連合会の発表会への審査、婦人連合会の総会への後援あるいは教育長等の挨拶などで連携をしております。これからもそのような形で連携をして、尻すぼみがないように頑張っていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 今の答弁は今やっていることをこれからもやりますという答弁になってはいますが、そうは言っても減っているでしょう。今やっていることを否定しているわけではありませんが、そこだけではなく、こういった地域団体

というのはなくなってしまうともう一度つくることはほぼ不可能だと思います。今の事業だけでそれが改善されるのであれば、それはいいと思います。そうっていないので、婦人連合会に限らず、もう一度そこをどう底上げするのかということ、根本的に検討する時期ではないですか。今やっている事業のことは聞いていません。教育長はいかがですか。

○諸見里明教育長 委員の御指摘のとおりだと思います。このままでいいわけではなくて、やはり社会教育団体がなければ青少年のいろいろな健全育成などに支障が出てまいりますので、大変重要だと感じております。この辺は我々教育委員会も含めて、さらに関係団体等とも意見交換を密にしながら、幸い7月17日に社会教育団体を集めての懇親会、情報交換会があります。その場でも今の危惧される点を正直に申し上げまして、どうしたらいいのか、そして各関係団体に主体的に考えてもらおうと。そして県も一体となって、県がどういった形でできるのか、その起爆剤としてどういうものがあるのかということも研究していきたいと考えております。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 1ページ、陳情平成25年第28号の2。14ページ、陳情平成26年第69号、しまくとうばの1ページと14ページの関連で、具体的に読本などについて以前説明がありましたよね。どういう形で教育の中で活用されていますか。

○大城朗義務教育課長 読本については全ての学校に配布しましたが、その活用状況についてはまだ把握しておりません。

○照屋守之委員 これを後で我々にも下さい。どのように使用しているか。
陳情説明資料1ページで、しまくとうばには5つあると書いてありますね。国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語。この読本を使うときに教育的にはどのしまくとうばを使うのですか。

○大城朗義務教育課長 この読本の中では同じことを5つの言葉で表現されています。沖縄本島南部と北部、宮古、八重山、与那国です。この5つの地域の言葉で同じことがそれぞれの言葉で表現されていて、どの言葉を使っても指導

ができるようにはなっております。

○**照屋守之委員** では「おはよう」でしたら宮古の言葉、八重山の言葉と5つあるわけですね。この前県庁に行きましたら、県庁1階のトイレに「男」「女」と「イキガ」「イナグ」と表記されていますよね。では、ああいったものも5つの言葉であらわさないといけないのではないですか。

○**大城朗義務教育課長** それがあったのかははっきり覚えていないのですが、そういう感じで5つあります。

○**照屋守之委員** 5つある中で、ここの言葉を使っても宮古、八重山では通じませんし、そういうことがありまして教育はどういう感じかと思って非常に気になりまして。例えば、日本語でしたら五十音で「あいうえお」とか母音がありますが、こういうものはどうやって教えますか。

○**大城朗義務教育課長** 読本の中にはそのように体系立ててのものは載っておりません。ごく日常的な易しいものとなっております。学校は学習指導要領の拘束がありますので、そういうことについては、地域あるいは家庭で教えるべきものではないかと考えております。学校においては、方言という項目が国語の中にありまして、そこで何時間か指導をしたり、特別活動の中あるいは総合的な学習の時間の中でやるなど活用できる場はある意味限定的だと考えております。ですから、やはり言葉というのは地域の大人が子供たちに教えるべき、あるいは家庭で教えるべきものではないかと考えておりまして、学校はそばから支援をしていきたいと考えております。

○**照屋守之委員** きこのの本会議での執行部答弁で、しまくとぅばの普及の目的は会話ができるようにするということをしていました。会話ができるようにするとは、これは教育も含めて、要するに、宮古の言葉で会話をする、八重山の言葉です、それぞれの言語ごとにやるということが狙いですよね。これは全県共通ということは無理ですよね。県が今、進めているものは、それぞれの地域で会話ができるようにすると。それを学校でもサポートしているということですか。

○**大城朗義務教育課長** それについては、恐らく文化観光スポーツ部で担当するのではないかと考えております。先ほど言いましたように、学校現場におい

ては学習指導要領の大きな枠がありますので、それを教科としてやるためには特例のものとして、今、中城村が中城ごさまる科というものを総合的な学習の中で設置しておりますが、そのように市町村が推奨していく必要があると思います。

○照屋守之委員 これはもともと自分の地域や家庭などの範囲でそのような形でやるものだ。自分たちの地域のプライドや、よく知事がおっしゃるアイデンティティーなど、そういった類いで、ここの出身だよと、ある意味精神的な部分のものだと思っています。これはそれぞれの地域でしか通用しないので、全県的にということでもないわけですよ。ですから、非常に難しいです。例えば、県議会などで「ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ」と方言を使います。しかし、これは本来はここだけでしかわからないわけですよ。県議会でそういう言葉を使いますと宮古地域の人にもわかりませんし、八重山地域の人にもわかりません。北部地域あたりの方もわからないという中で、しまくとうばは非常にいいものですが、これは一体全体何なのかということを最近考えています。自分たちの言葉を使われないウチナンチュからしますと、なぜ我々の言葉を使わないのかと、そういう差別みたいな逆の感情が出てきます。この目的ですが、なぜしまくとうばを普及させるのかという教育的な目的も含めて、文化観光スポーツ部は会話ができるようにするとおっしゃっていますが、統一した方言はつくれませんので県として取り上げることは非常に難しいと思いますが、どう思いますか。我々もこのことについては、非常に思い悩みます。

○大城朗義務教育課長 今、学校教員も方言が使えない世代が非常にふえています。それから、県外出身の教員もかなりの数いらっしゃいます。今、言ったように地域によって言葉が違うわけですので、その地域の言葉を指導できない教員がたくさんいます。そういう面で学校の中でやるということは、非常に厳しいと思いますし、先ほどから申し上げておりますように学習指導要領という大枠の中では限定的、そばからの支援という形でしかできないと思います。ですから、しまくとうばというのは家庭あるいは地域の大人が地域の子供たちに教えるべきものだと思います。

○照屋守之委員 会話ができるようにするということは、それによってどうなるのかということなのです。このしまくとうばができて、もちろん地域としてプライドは高まりますが、外に向かってはどうなるのかという話なのです。沖縄の人たち同士でさえしまくとうばでは通用しません。八重山も宮古も屋慶

名もそうですし、伊是名、伊平屋も通用しませんよね。今、沖縄は観光を目玉として1000万人—700万人を超えたのでやがて1000万人となります。そして、今度は1500万人、2000万人にしようとするですね。そうしますと、本土からたくさん観光客が来ます。中国、台湾などからも相当数の観光客が沖縄に入ります。この人たちに我々が幾らしまくとうばを習って話しても、しまくとうばでは現実的に通用しません。彼らに通用するのは中国語や英語、日本語です。我々は自分たちだけでは生きていけません。観光客を迎えないといけません。本来は中国語や英語、日本語をしっかりと習って迎えないといけないウチナーンチュが、方言ももちろん大事ですが、そんなことを一生懸命やると。そして、結果的に外から来る人たちには通用しなくて、もちろん一言、二言のしまくとうばは教えることはできますが、会話を教えることができないということになったときに、このしまくとうばの普及は果たしてどうなっていくのかということ、考えれば考えるほど非常に難しいです。通用しませんので。これは教育長どうしますか。

○諸見里明教育長 先ほど義務教育課長からもございましたが、本当に難しい一面を有していると思います。確かに、しまくとうばというのは我々のアイデンティティーでもありますし、歴史的、文化的な背景で培われた言語であるわけですので、それを使えるということに誇りを持つと思います。この辺は厳しいです。

○照屋守之委員 非常に厳しいです。ですから、やはりこういうことは心なのです。私も生まれ育った具志川にプライドを持っています。具志川で生まれ育ってよかったと思っています。そして、向こうの方言もいいと思っています。もちろん向こうに帰れば方言も使います。ですから、そういうことを行政挙げて、地域を挙げて高めていくと。ところが、しまくとうば同士で全県共通の方言もつくり出すことはできませんし、外から来る人に対して全く通用しないということを考えたときに、このしまくとうばをどういう目的で、どの範囲まで進めていくのかというのは教育委員会も文化観光スポーツ部の担当部署も含めて統一した考え方を持っていないと、きちんとした教育体系でできるような代物でもありませんし、これはなかなか難しいです。我々は自分たちだけで生きているわけではありません。日本であり、世界であり、この世界を視野にした形での言葉ということからしますと、非常に難しいと思います。これは繰り返し言っておきますが、これだけ幾つかのしまくとうばがある中で、一つの特定制したしまくとうばが出てきたときに、そうでない地域はおもしろくありませ

ん。特に公の人が使うとだめです。なぜ我々の言葉を紹介してくれないのかという話になります。ですから、県庁1階のトイレにあります「イキガ」「イナグ」は5つの言語で書き直すべきです。那覇市であればいいです。うるま市でしたらうるま市の言葉でいいです。宮古も宮古でいい、八重山もいい、ところがここは沖縄県庁ですので県全体の観点で見ないと、一方の部分だけやったらほかのところが見たら、なぜ我々の言葉では表記していないのかという話になります。ですから、このしまくとうばでの教育を考えていくということを深く考えれば考えるほど、これを本当にどういう形で進めたらいいのかという壁と、今の我々がやっている実態と、日本本土や中国、台湾、アメリカなど外国から沖縄にいろいろな方々が来てもらわないと経済的にも成り立っていかないという実態を考えていきますと、チャースガヤーという思いがあります。もう少し日本語や英語、中国語を積極的に勉強して、いろいろな方々を迎え入れられるよう、そこに力を入れたほうがいいのではないかとということもあわせて、それをやりつつしまくとうばをどうするかということをごひ教育委員会でもしっかり考えてください。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 3ページ、陳情平成26年第26号について。県立高校の授業料の件で陳情者は「所得制限や前納制の導入を行わないこと」ということですが、年収約910万円以上で授業料が徴収されている世帯、もしくは子供の人数はわかりますか。

○識名敦教育支援課長 平成26年度の決算額ですが、就学支援金を支給されている生徒の数は1万3259人です。授業料を徴収されている生徒の数ですが、1070名になります。

○西銘純恵委員 1070人が授業料を負担しているということですが、授業年額は幾らですか。

○識名敦教育支援課長 年額11万8800円になります。

○西銘純恵委員 そうしますと、掛けてもわずかかと思ったのですが、11万円ですから結構ですね。所得制限をするということにほかの都道府県で独自に上

乗せしてるといいますか、支援をしているところはありませんか。例えば、910万円以上というものを1000万円などでやっているところはありませんか。

○識名敦教育支援課長 我々が今、把握する限りそういうことはないということです。

○西銘純恵委員 就学支援金と相殺することにより授業料の支払いをしないと書いていますが、手元から1円も出さないでできるということによろしいですか。

○識名敦教育支援課長 就学支援金の対象となっている生徒については、お金の支出は一切ございません。

○西銘純恵委員 もう一つ、教育費負担を軽減するために年収約250万円未満の世帯に給付型奨学金を創設したとありますが、この対象は何名ですか。

○識名敦教育支援課長 県立学校で言いますと、5275件の子供たちが対象となっています。

○西銘純恵委員 そうしますと、1万3259人が就学支援金の対象だということですので、5000名と申しますと割合としたらある意味では低所得と見るのでしょうか。結構高い割合でいるのではないかと見ていますが、ほかの都道府県との比較で県の割合はどれだけで、全国平均がどれくらいになっているかということを出したことはありますか。

○識名敦教育支援課長 全国の実績はないのですが、平成26年度の沖縄県の実績ですと、高校1年生の約32%。全国は、文部科学省がその制度を導入するときに試算をしておりますが、その数値が約11.3%となっております。

○西銘純恵委員 文部科学省試算の3倍の方が給付型奨学金を受給していることは、いかに沖縄県の子育て世帯の状況が厳しいかということが見えます。やはり、教育の支援というのはいくらも何らかの形で県独自に考える必要があるのではないかとこのことを問題提起したいと思います。

次に、8ページ、陳情平成26年第51号、30人以下学級について。下限条件25名以上が県ではついていて、その理由が一定規模の集団が形成できるように小

学校1年生、2年生における30人学級については下限を設けているということですが、一定規模の集団が形成できるよう25名とした根拠は何ですか。

○新垣健一学校人事課長 30人学級に下限を設けているのは委員御指摘のとおりです。きめ細かな指導と同時に集団生活の中での社会性を身につける必要があるということで設定をしております。なぜ25人にしたかということですが、他の都道府県でも30人学級を導入しているところにつきましては下限設定がなされておまして、おおむね25名で設定がなされているところから本県においても25名の設定をしているところでございます。

○西銘純恵委員 47都道府県のうち下限設定をしているところは何県ですか。それからもう一つは、教育効果というのを考えるのですが、今の説明では他都道府県もやっているなのでその人数がいいということですが、ヨーロッパなどでは十数人学級など少人数ほど教育効果はいいということがありまして、皆さんが模範にされているのはそこではないのですか。

○新垣健一学校人事課長 ヨーロッパの国々が先ほど委員がおっしゃった人数であるということは承知しておりますが、学級の中で一定程度の集団性を身につけるといことも学校教育の中で大事だとされているところでございまして、そういう意味から一定規模の集団が形成できるような人数が必要であろうかと考えております。そういう意味では現在の40人学級編制の中で、1年生は35人の中の30人、2年生も30人学級を編制しておりますが、一定程度の集団を形成できるようにそれなりの規模の人数が必要であるということは大事かと考えております。他県で同じような下限を設定しているということについては把握しておりますが、現在、手元にどの県で何人ぐらいという資料は持ち合わせておりません。

○西銘純恵委員 資料は後でいただきたいと思います。他県に倣ったということですが、逆に下限を設けたことで30人以上になっている学級、30人学級と言いながら実際は30人以上という学級があるわけですね。

○新垣健一学校人事課長 いわゆる30人学級を編制するに当たっては30人ということですので、30人以上の学級はありません。

○狩俣信子副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から生徒数が91人の場合、31人学級が1クラスで
 きるのではないかとの確認があった。)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

新垣健一学校人事課長。

○新垣健一学校人事課長 委員おっしゃるように、そういうケースは出てま
 います。私どもの30人学級につきましては国の標準が、例えば、小学校1年生
 の場合ですと、35人学級編制をやるという基準がありまして、30人にしており
 ます。そして下限を25人と設定しておりますので、先ほどみたいなケースは確
 かに出てくる場合はございます。大変申しわけありません、現在、各クラスご
 との数字を持ち合わせておりませんので、すぐにはお答えできない状況でござ
 いいます。

○西銘純恵委員 試算をしたことはないのですが、逆に言えば35人を超えるク
 ラスも出ているのではないですか。1学年の1年生、2年生の生徒数によって
 割りますよね。なので、実際は下限25人というものをつくったために、最高の
 人数が35人を超えるものもあるのではないかということ想定するのですが、
 ありませんか。

○新垣健一学校人事課長 国の標準が35名でございますので、35人を超えるこ
 とはあり得ません。

○西銘純恵委員 では、35人を超えることはないということは確認しておりま
 すが、30人学級にできていない31人から35人までのクラスというのは、この下
 限のために今、1年生、2年生の学年で何クラスありますか。

○新垣健一学校人事課長 先ほど申し上げましたように、全クラス分を数値と
 して持ち合わせておりませんので、今すぐはお答えできない状況でございます。
 全学校、全クラスということですので、少々お時間をいただきたいと思います。

○西銘純恵委員 なぜそこにこだわるのかといいますと、現場からも25人以上
 という下限を取っ払ってくれということで今回も陳情が出されています。国よ
 りも沖縄県は学級編制については先進的にやっているということを実質、実効

あるものにしてほしいということと、やはり30人以下学級というものが低学年の子供たちの中で、いい教育効果、子供たちの交わり、関係、教師が生徒を見れるという関係にあるので、そういう陳情が出てくると思います。ぜひチェックしていただいて、後で資料もいただいて、それもぜひ検討していただきたいと思います。考え方について教育長は何かあります。

○諸見里明教育長 少人数学級、30人学級、そしていろいろな関係で35人学級とかを進めているところです。やはり、少人数学級の効果というものはいろいろな面で検証されておりますので、できるだけ少人数学級の普及に努めていきたいと思います。

○西銘純恵委員 次に、22ページ、陳情第46号の3について。離島高校生修学支援事業ですが、高等学校未設置離島で修学支援があるということですが、実施している市町村はどこですか。

○識名敦教育支援課長 実施している市町村の数は、平成26年度で14市町村が実施をしております。

○西銘純恵委員 何名の生徒ですか。

○識名敦教育支援課長 合計で519名の生徒に支援をしているということです。

○西銘純恵委員 補助限度額の15万円から24万円の引き上げは、まだ負担が重いという声に押されて引き上げていると思います。ですが、離島から本島に送っている保護者の皆さんは100万円かかりますよ、もっとかかりますよと。結構経済的な負担が大きいです。人数的にも519名ということで、九州地方教育長協議会を通じてさらに拡充を求めているということですが、24万円といたら月2万円の額になります。引き上げのめどとといいますか、見通しはついてますか。

○識名敦教育支援課長 九州地方教育長協議会等を通じて国に要請していることは、現在、国の補助率が2分の1ですので、それをもう少し地域の財政力指数や実情に応じてかさ上げしてくれという要望を文部科学省には行っているということです。

○西銘純恵委員 支援額をふやすということには触れていないということですね。

○識名敦教育支援課長 上限と申しますか、そういうことについては特に額を示して要望はしていないということです。

○西銘純恵委員 現に利用されている皆さんの声をしっかり聞き取りされて、額についても拡充の必要があると思います。補助率の話がされたのですが、額を上げるということもあわせて要求すべきだと考えます。それについても検討していただきたいと思いますが、離島児童・生徒支援センターができますよね。もし、この子たちが、そこに入ることができるということになったら、どうなるのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 離島児童・生徒支援センターに入居する生徒も当然入居料を払いますので、それは対象になるということです。

○西銘純恵委員 離島児童・生徒支援センターの入居料について、計画は出ていますか。

○識名敦教育支援課長 今ちょうど関係部局と調整を行っているところであります。地理的な状況、施設面の条件等を含めて、そして既存の学校に併設している学生寮の寮費との均衡もとつつ、今、調整を進めているということで御理解いただきたいと思います。

○西銘純恵委員 県立高校の学生寮の費用は月平均幾らですか。食事つきですよ。

○識名敦教育支援課長 地域が大分全県にまたがるものですから、金額がばらついておりますけれども、食費込みで一番低廉なのが月2万1000円。高いところで月4万円。単純に平均をしますと、2万8000円程度が食費込みの1カ月の寮費となっています。

○西銘純恵委員 今、519名の生徒に修学支援をしているという話をされたのですが、離島児童・生徒支援センターの入居は何人規模でしたか。

○識名敦教育支援課長 1学年40名になりますので、合計120名ということです。

○西銘純恵委員 もっとつくってほしいですね。

次に、29ページ、陳情第71号の2について。新県立図書館に係る木製家具の活用ということで、財政面等を勘案して県内製造業者への発注を含めて検討を行っていきたいとありますが、県産木材とどこのを使うのか。そうではないものとの財政的な比較というのは既にやっていらっしゃるのですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 今、県産材の家具の使用やその他のものについては特にこちらの手元で比較をしているものはございません。

○西銘純恵委員 図書館もそろそろ目に見えてきますし、発注し開館に向けて購入するとしたら結構な数量といいますか、さまざまな書架やいろいろな形のものを発注するということになるわけですよ。県産ということですので、大手企業というわけではありませんし、そこら辺は業者の皆さんと詰めるにしても、活用したいという願望だけでは話になりません。使っていくために単価がどうなのか、これぐらいあっても県産をしっかりと使っていくという立場を持つかどうかなのです。そういう調査はされていますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 設計会社等と調整を行っているのですが、まずは家具などの備品等については一例えば、カウンターやテーブル等の木製家具、それから工事に係る県産材の使用としましては、床のフローリング、壁のルーバー、天井ルーバー等になるわけですが、実際こういったものが全部、今の予算の範囲内等で使用できるかについては、検討をしていくということでございます。

○西銘純恵委員 答弁が頼りないと思うのですが、そもそも県産木材というのは、机と机を比較して値段的にどうなのかと。基本的な部分ではどうですか。全くお話にならない価格差があるということなのかどうかについては調査をされていると思いますが。

○平良朝治生涯学習振興課長 平成30年の開館に向けて整備しているわけですが、現在は書架等の必要な数量、配置について県や図書館、設計会社4者で構成をしておりますワーキングチームの会議において検討を重ねているところで

ございまして、実際には平成28年度の予算要求、それが平成29年度の入札、購入の予定です。なお、工事の進捗状況によりましては平成29年度の要求、平成30年度当初の購入というものも出てくるということでございます。

○西銘純恵委員 そうしますと急いで検討しないといけないと思いますが、それは大丈夫ですか。

○平良朝治生涯学習振興課長 繰り返して恐縮ですが、先ほど申し上げた4者によるワーキングチームの会議において検討をしているところでございます。

○西銘純恵委員 県産木材活用について検討しているということですね。

○平良朝治生涯学習振興課長 今の話も含めてあわせて検討しているところでございます。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 先ほど照屋委員からありました、しまくとうばのことに
てなのですが、よろしいですか。

先ほど照屋委員からもありましたように、しまくとうばを統一しようとしてますとかなり無理が出てきて、大事な文化そのものが崩れてしまうと思います。その事例を申し上げておきますが、例えば、宜野湾市大山のしまくとうばでバスが来ることを「クーン、クーン」と言います。それを知らないで大山の人と会話をしますと、みんなバスが行ってから「あなたは来なかったと言ったでしょう」とけんかが始まります。これは笑い話でよくあります。そして、例えば同じトカゲでもアーケージューとかありますが、呼び方でこれも違いがいっぱいあります。そして、もっと大事なことが先ほどの文化ですが、実は私が住んでいる我如古には我如古スンサーミーという無形民俗文化財があります。この無形民俗文化財の言葉を無理して漢字で表現して書いたものですから、どうなったかと言いますと、この歌の中に「風スキバ」という言葉がありますが、「風スキバ」とは吹くという意味です。それを知識人が無理をして「風スキバ」は「吹く」ということだから、「吹く」という言葉を入れてしまったものですから、いつの間にかこれが「風フキバ」になってしまっていて、「風スキバ」というのは9月のそよ風のことで、「風フキバ」とはミーニシが吹く11月の風のこと

なのです。これで文化が、物すごく文化が狂ってしまったということが1点目。今度はまた東村根路銘地区の金丸部落で、あるすごい踊りがあるのですが、何々をウムシルムンという言葉があるのですが、これは実際はムヌシルムンなのです。ムヌシルムンというのは非常に位、地位が高くて、地域のためによくしたという意味を表現したものが、ウムシルムンとなって変えてしまったものですから、これが滑稽踊りとなってしまっただけでマルグルイしたのがあります。ですから、このしまくとうばを残す、伝えるということがいかに難しいかということをご自身で自覚していただきたいと。ただ、ここでしまくとうば運動が起きていますが、これによって文化そのものが狂いますということをご自身で知っていただきたいということをお願いしたいと思います。そういう実例を皆さんはきょう初めて聞くかと思いますが、そういった実例は聞いたことありましたか。

○大城朗義務教育課長 余り聞いたことはありませんけれども、先ほどから申し上げておりますように学校では限定的に支援をするという程度でしかできないのではないかと思います。きのうかきょうの新聞で給食の時間に「クワッチーサビラ」と、それから食べ終わった後に「マーサイビータン」とみんなで言うという記事が載っていましたが、そういう程度でしかできないのではないかと。あるいはラジオ体操をしまくとうばでやったり、エイサーで使われる方言を聞いたり、組踊などを教えているところもありますが、総合的な学習などの範囲でしかできないのではないかと考えております。

○又吉清義委員 お互いしまくとうばを残したいという、文化を継承する大事なことをやろうとしているのですが、その中でぜひもう少し進めていただきたいことが、地域にある文化財で重要なものがいっぱいありますが、残念なことに、これが沖縄県はほとんどが無視されています。あちこちほとんど草ぼうぼうです。例えば、皆さんがよく御存じの首里に玉陵がありますよね。あれ以上に価値のある西の玉陵というものが実は那覇にあります。かわいそうながら、那覇市は全然見ておりません。めちゃくちゃです。こういったものもありますので、ぜひしまくとうばも大事にする中で地域にある文化をしっかりと大事にするように、守るように私はぜひ心がけていきたい。西の玉陵に行ったら本当に心が痛いです。歴史は玉陵よりも古いですし、石のつくりも価値があります。でも残念なことに、これが伝えられないものですから本当にかわいそうです。知る人ぞ知るところです。これはほんの一例ですが、もっとたくさんあります。ですから、そういったものもぜひ教育委員会として、沖縄の地域にある文化を大事にすることによって、そこに残っている言葉の意味が十分伝わっていきま

す。地域の文化と言葉も一緒に教えていかないと残念ですが文化は伝わらないということです。

先ほど照屋委員がおっしゃったように、英語、中国語、日本語を教えることは大事なことだと。これはなぜかといいますと、これから私たちは観光立県を目指すからには世界で通用する人材を育成しないといけません。しまくとうばを今の程度で行って、英語や北京語などといった言語を授業でも取り入れると。シンガポールでは高校生から3カ国語を教えると言っていました。高校生からは3カ国語を話せるようにすると。残念ながら日本ではそういった教育はありません。そういった人材育成をすることによってシンガポールは今6000万人観光です。あと10年後は1億2000万人にすると言っていました。ですから、しっかりと国が何を指すのか、教育もそのレベルをやっているのです。観光立県を目指すのであれば、沖縄も小学校、中学校で3カ国語を話せるような教育に今から変えるべきだと思います。そうしないと全然追いついていきませんということをぜひ提言しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、27ページ、陳情第65号、労働安全衛生委員会の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情ということで、同じ山本隆司さんから実は9ページ、平成26年6月24日にも陳情平成26年第52号として全く同じものが出ています。今回の陳情は平成27年で1年おくれなのですが、平成26年のときは残業は1カ月に92時間でしたと。そして、1年後は90時間と2時間減っているのも皆さんの努力かと思いますが、この1カ月で90時間残業するということは、例えば月曜日から金曜日まで出勤しますと1日6時間ずつ残業します。これは正直言って普通ではありません。そうしないと土日が休めないのです。ですから、90時間というのはそういう日程になるものですから、やはり皆さんとしてなぜこんなに残業しないといけないのか、どこに問題があるのか、やはり真剣に調査をしていただきたい。民間であればこんなに残業をしたらはっきり言って首を切られます。もっとしっかりしなさいという言い方もありますし、先生方がなぜそんなに残業をしないといけないのか、お互い業務のあり方やいろいろな面から真剣に考えていただかないと先生方もたまったものではないでしょうし、こんなに残業すること自体正直に言って家庭崩壊につながると思います。ですから、その辺も平成26年6月24日にこういう調査を行いましたと書いてありますが、もっと突っ込んで残業する原因は何なのか、病気で休職している年齢層について、恐らく若い年齢層が多いかと思いますが。二十代、三十代、特に教職員になって二、三年以内の方々が多くないですか。半分以上は10年以内だろうと見ています。なぜかといいますと、今の子供は賢いですし、PTAもすごいです。そこを解消することによって先生方も教職員として立派に教壇に立って、

いい学力向上、いい人材育成できるのではないかと思います。しっかりいろいろな調査をする中で、そういった原因まで突っ込んでぜひ調べていただきたいと思います。1年前の平成26年6月24日の処理方針にあります一辺倒ではなく、本当に解決するためにどうあるべきかというところまで突っ込んで、ぜひ調査をして、9月定例会でどういう調査結果が出たかについて聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

○新垣健一学校人事課長 陳情で出ております2014年の調査につきましては、沖縄県教職員組合で行われた調査で、恐らく委員おっしゃるように月曜日から金曜日までですとかなりでございますが、教職員の場合は土日の部活動の指導等もございますので、それを含めての数字であろうと考えております。また、病気休職者については、実は本県の場合、四十代が一番数が多いということがございます。私どもも一応多忙化解消に向けて、これまでもいろいろな取り組みをしてまいりました。平成20年度の本県調査におきまして、有給休暇率の取得が10日以下が過半数を超えていたということがありまして、平成20年度に分析検討委員会なるものを設置いたしまして、負担軽減推進員を配置してこれまで取り組んできたところです。行政間の文書の簡素化や研修会の見直し、小・中学校においては公立小中学校校務改善検討委員会の提言を平成25年度にやりまして、学校行事の見直しなどの取り組みをしているところでございます。平成20年度と毎年行っております多忙化に向けた職員の意識調査を比べてみますと、業務量が多いと感じている教職員は確実に年々減っているということがございますので、一定程度取り組みの成果があらわれているものと認識しております。一方、今回の陳情でありますように、職員の勤務管理につきましては確実に把握する必要がございますので、引き続き文書での通知あるいは市町村においては市町村の教育委員会に対して指導を行ってまいりたいと思っております。

○又吉清義委員 あと1点、今、学校現場でぜひ教育委員会も真剣に考えておくべきではないのかという現象が2年前から起きています。思いますのが、学校に子供たちが登校してきます。「早寝、早起き、朝御飯」を推奨しているのですが、たしか一番早い子供が来るのが大体6時55分ぐらいです。そうしますと、7時半ごろに来る子供たちは、大体どの学校も100名ぐらい来ます。残念ですが、教室の中に入れられないのです。雨の日も風の日も。学校の入り口はどこもあけてもらえません。そして、幼稚園もそうです。一番早い子供は6時50分に来ます。それはなぜかと言いますと、子供を連れていて、共働きなので早く

仕事に行きたいのですが行けないのです。又吉さんはなぜそんなことがわかるのですかと言われますが、ある事情がありまして早朝練習を月・水・金しています。先ほど部活を土・日に行うと言っていましたが、部活でも正直言って好きな先生方からしますと別に苦にはならないのです。苦しいときはお酒を飲んだら頭も吹っ飛ぶかと思いますが、そういうことも好きな先生方からしますとこれは残業ではないのではないかと思います。しかし、ぜひ一点知っていただきたいことは、各学校で7時半までは事情があつて入れなくなったという学校の環境が変わりつつあると、いいか悪いかはわかりませんが、自分も見ていて7時ぐらいには学校に入れてもらってもいいけどなと思うことはあります。それをまず教育委員会で県内を全て調査していただいて、これがなぜそうなったのか、どこに理由があつたのか、改善をするためにどういった方法があるのか。ただ子供たちが早く来て中には教室で勉強したい子供もいるわけです。そういう方法もできないのかということもぜひ考えていただきたいのですが、そういうお話は恐らくきょう初めて聞くかと思いますが。ぜひ調査をして改善できる部分は改善していただきたいということを要望しておきます。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 直接この陳情処理にかかわることではないのですが、教育委員会に要望をしたいのですがよろしいですか。

○狩俣信子副委員長 どうぞ。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 実は、きのう一般質問を取り下げた中に教育行政に関する問題がありました。執行部を長時間拘束することは酷かと自主的に判断をして大体5分ないし、長くても7分ぐらいの質問時間を自主的に取り下げをしました。その私の一般質問の中で平成27年1月17日から1月23日まで文教厚生委員会でイタリアのインクルーシブ教育の視察をいたしました。イタリアでは精神医療に関してもそうですが、40年前から統合教育を始めています。ですから、向こうでは普通に健常児と障害児の子供たちが15名ぐらいの一つのクラスで、3名の先生がついていろいろな子供たちに対応できるような教育を行っています。これは向こうの国柄といいますか国家としての一つの教育に対する考え方、あるいはその根底にありますのは人間個々人に対する価値観といいますか、考え

方の基本が、私たちの政治風土なり社会風土と、少し違うような感じがしました。そういったイタリアの統合教育、インクルーシブ教育について調査団なり、何かそういう視察研修をぜひやっていただきたいと思います。本来でしたらこういう大事な視察には執行部の皆さんにも声をかけて、どうにか予算をとってもらって一緒に同行してもらったほうが非常によかったと思います。そうすれば共通の認識が生まれるのですが、これは保健医療部も精神障害者の治療にどのような効果的な方法があるのかがイタリアに行けば非常にわかるだろうと。薬漬けをして、隔離をして、だんだんとひどくなるような日本の精神医療のあり方そのものが非常に問題だと思いますが、皆さんは教育行政の責任者ですから、ぜひそういう機会をつくるように頑張ってくださいということをお願いしたいと思います。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子副委員長 以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

今回は、7月6日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏